

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

45

1985年 4月

巻頭言特集

流通分野における「構造転換」

保田芳昭

特集 今日の「構造転換」と経済学の課題

Stagnation 克服策と利潤規制

——Keynes 政策を超えるもの——

甲賀光秀

生活様式の転換と主体形成

川口清史

〔コメントI〕「構造転換」の一視点

青木圭介

〔コメントII〕現代日本の労働者生活について 森岡孝二

論 文

今日の地方公営交通問題

林久和

機械制大工業と労働力の流動化にかんする一考察

——今日の技術革新の社会的帰結検討のために——

音羽周

臨調軍拡路線への平和と民主主義の代案

——「経済的国家」の国民統合から「政治的国家」

の国民統合へ——

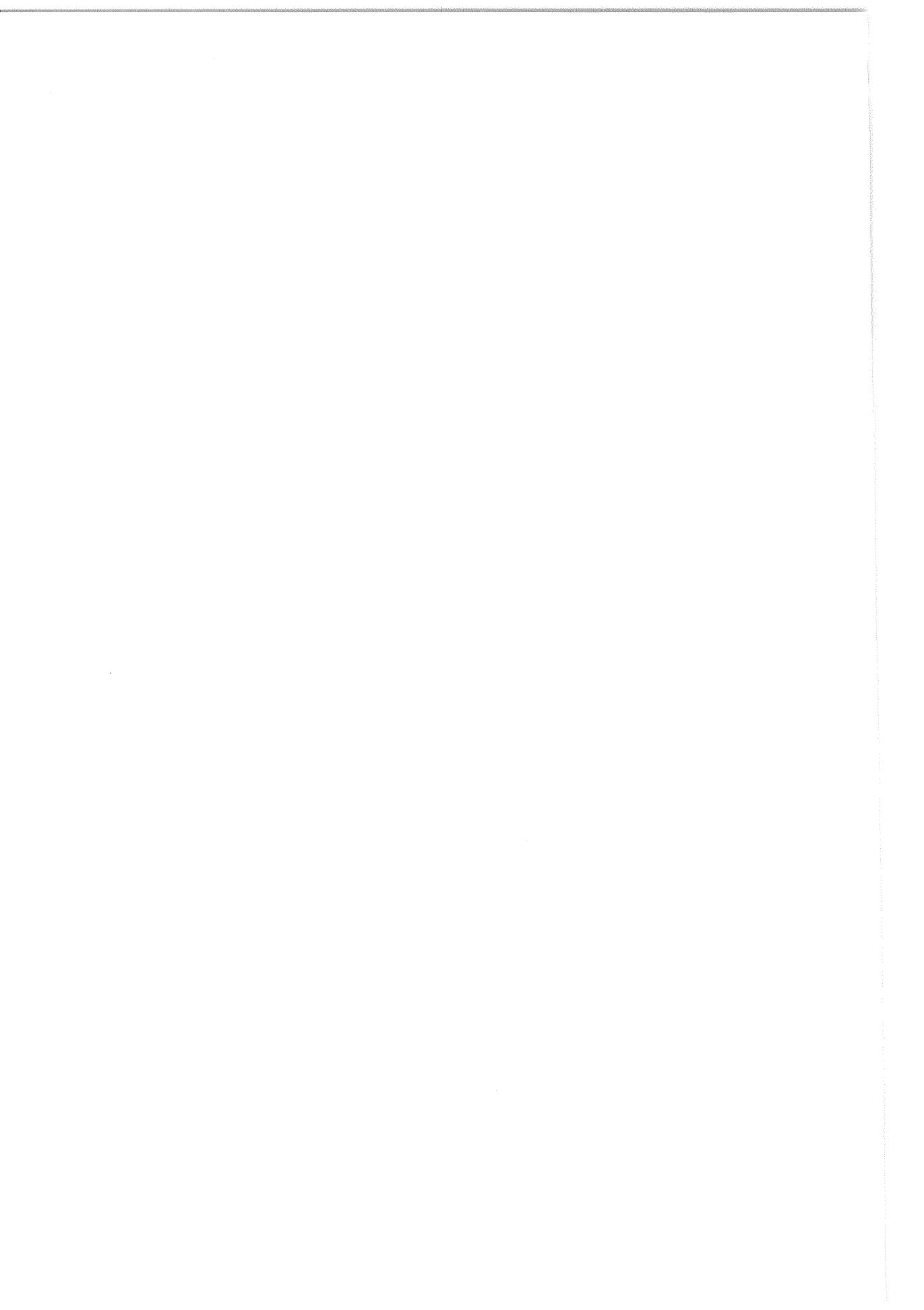
大西広

共働き家族と労働時間の短縮

佐藤卓利

インタビュー・この人に聞く 森井久美子さんに聞く

基礎経済科学研究所



経済科学通信

目 次

第45号（1985年4月）

巻頭言特集 現代社会の「構造転換」を考える(IV)

- 流通分野における「構造転換」 保田芳昭 (2)

特集 今日の「構造転換」と経済学の課題

- 本特集によせて 編集局 (6)

Stagnation 克服策と利潤規制

- Keynes 政策を超えるもの — 甲賀光秀 (7)

- 生活様式の転換と主体形成 川口清史 (13)

[コメント I] 「構造転換」の一観点

- グラムシとブレイヴァマンにふれて — 青木圭介 (20)

- [コメント II] 現代日本の労働者生活について 森岡孝二 (23)

論 文

- 今日の地方公営交通問題 林久和 (26)

機械制大工業と労働力の流動化にかんする一考察

- 今日の技術革新の社会的帰結検討のために — 音羽周 (37)

臨調軍拡路線への平和と民主主義の代案 — 「経済的国家」の

- 国民統合から「政治的国家」の国民統合へ 大西広 (43)

- 共働き家族と労働時間の短縮 佐藤卓利 (51)

インタビュー・この人に聞く

- 森井久美子さんに聞く (59)

書評

- 渡辺俊著『現代銀行業の労働と管理』 石田和夫 (62)

- 平井都士夫・一ノ瀬秀文・橋博・向笠良一編

- 『現代経済における競争と規制』 小林世治 (64)

- ジェームズ・ウェッセル著、鶴見宗之介訳『食糧支配』 江尻彰 (65)

基礎研だより

- 現代資本主義研究会からの報告(5) 研究教育委員会・共同研究部 (67)

- 大阪自治体論学科の近況報告 大阪自治体論学科 (69)

誌面批評

- 特集「現代の消費構造の転換」(本誌43号)を読んで 松原豊彦 (71)

- 読者のひろば (50・70)

- 『経済科学通信』読者普及への御協力のお願い (61)

編集後記

流通分野における「構造転換」

保 田 芳 昭



I 流通分野における「構造転換」の波

いわゆる第3次産業が肥大化しているなかで、流通分野の主要部分をなす卸・小売業はその国民経済的役割を高めている。1982年の商業統計によれば、卸売商店43万店、小売商店172万店、年間販売額では卸売で399兆円、小売で94兆円、従業者数では卸売で409万人、小売で637万人に達している。卸・小売業はG N P の15%，雇用の20%を占めているのである。また商業・マーケティング・生協などをふくむこの流通分野は国民生活のうえでも日々それらとの相互関連ぬきには存立できない文字通り不可欠な、重要な分野であることはいうまでもない。

このように流通分野は生産と消費を結ぶ重要な環であり、国民経済的にも、国民生活上もその重要性はきわめて高い。とくに小売流通の在り方、商店街やショッピングセンターなどその集積の在り方は地域住民の社会的・文化的生活に潤いを与えるなど社会生活上の観点からも重要である。近年、情報化という技術革新の新しい波がこの分野にもおしよせつつあり、在来の流通構造が高度情報化を契機として変革されるとの予見も広がりつつある。

ところで、この分野では戦後、資本主義的発展が顕著に進行した。独占の形成と展開、国家の流通政策による支援などを通して、流通構造は大きな変化にさらされてきた。いまその詳細を述べる場ではないが、戦後少なくとも二度の「構造転換」を経験してきたといってよいであろう。第1の波は、1950年代中頃から60年頃ま

でを出発点としたものである。総合商社の再編・統合、百貨店の復興と新百貨店法の施行、新しい小売資本・スーパーの登場、日本独占によるアメリカ・マーケティングの本格的導入・展開などがこの時期に生起した。対米従属の下で復活した日本独占の高度成長が推進され、それに応じて流通機構、市場への独占的支配が本格化した。第2の波は70年代前半を出発点としたものである。とくに第1次石油ショックを契機とした高度経済成長の破綻=低成長への移行、構造的危機によって、流通分野でも大きな転換がみられた。総合商社、都市百貨店とともに巨大スーパーは商業独占の一角を占めるようになったのであるが、大型店の進出を形式的に規制する大規模小売店舗法(大店法)の施行とその強化を求める運動の高揚、商業独占等の減量経営への移行、高度成長型マーケティングの破綻とソーシャル・マーケティングの台頭、流通近代化政策の流通システム化政策への転進とその破綻、商業の沈滞と再編、生協の伸張など流通分野では混迷と危機のなかで、限られたパイをめぐる死活的闘争が激化した。

そして80年代の中葉の今日、流通分野における「構造転換」の第3の波が、海鳴りにも似て感知される時点にさしかかっている。高度情報化が喧伝されている。POSなど流通分野への情報技術が導入されつつあるが、いわゆるニューメディアの利用はまだごく一部での実験の段階である。5年先とも10年先ともいわれる近未来の高度情報化による変化を予測し、それへの対応を検討することは重要な研究課題であることは確かである。

しかしながら、流通分野にはそれ以前に解決されるべき課題が多く、また究明され、構築されるべき理論的諸課題も少なくないのが現実である。

Ⅱ 科学的研究による流通軽視の現実

この現況をふまえて、周知のように流通経済研究会—科学的経済学の立場に立つとはいえ、幅広い全国レベルで唯一の流通研究組織—は、総力を結集して、森下二次也監修『講座 現代日本の流通経済(全5巻)』を大月書店から刊行した。第1巻では流通理論、第2巻から第5巻にかけて現代日本の、独占のマーケティング、流通機構、流通政策、消費生活が分析された。幸い多くの方々から論評され、今後の課題も明確になりつつある(拙稿「『講座 現代日本の流通経済』をめぐって」『農産物市場研究』第19号、1984年10月、参照)。

本講座の監修者は「刊行のことば」のなかで次のように述べている。

「現代日本の流通経済は、1960年代から70年代をへて大きな構造変化をとげ、また、再生産構造のなかで果たすその役割、国民生活におよぼすその影響はきわめて大きくなっている。しかしながら、戦後の日本資本主義分析において、流通経済分野は不当に軽視されてきたように思われる。……本講座の基本目的は、戦後日本資本主義、とくにいわゆる高度成長期と今日にいたるまでの低成長期における、商業、マーケティングを含む流通経済の現状を総合的かつ科学的に分析することにある。」

実際、流通分野は「不当に軽視してきた」のかどうか。この機会に持論を述べ、科学的経済学者を自認する人々、それを志向する人々、日本経済の科学的な分析・理論を不可欠とする実践家など多くの人々に理解を求める。流通軽視の事例は遠くに遡る必要もない。近年の若干の事例を示そう。

科学的経済学の立場から「日本資本主義の経

済的諸関係の総体を事実にもとづき科学的に把握することを中心的課題とする」という『講座 今日の日本資本主義』は全10巻からなる一大労作である。だが、わが国の商業・マーケティングなど流通分野のそれ自体の分析は、わずかにその第2巻に流通機構を分析した「補論」が1つ配置されているにすぎない。どうしたことか。また、「必要な主要分野は、もれなく網羅したつもりである」という、かの『日本経済への提言—危機に挑戦する再建計画—』ではどうか。それは意欲的な労作である。だが、そこでも流通分野は再建の対象でもなければ、必要な主要部分にもなっていない。さらに『大月経済学辞典』はどうか。それは有益かつ画期的なものである。だが、分野別総目次をみると、経済政策、財政、金融、産業経済、農業、企業・経営、会計など18の専門領域大分類が配置されているが、流通分野はそれから排除され、産業経済の1コマにすぎない取り扱いをうけている。産業構造は大きな構造変化を遂げているにもかかわらず、たとえば「農業」(林・漁業をふくむ)に110項目を割当てながら、「商業・流通」(マーケティングをふくむ)にはわずか42項目しか割当てていない、といった具合のアンバランスがある。この辞典には筆者も編集の下請け(編集委員会が決定した枠内で)に協力したが、発刊された辞典を見てはじめて全体像がわかり、その流通軽視に驚く始末であった。

観点をかえよう。科学的経営経済学(経営学)ではどうか。ごく一部の例外を除いて流通分野の経営は経営学の対象にあらず、また労務管理論にせよ労働経済論にせよ、商業労働なり流通労働は労働にあらず、といった流通無視がまかり通っている、等々が現実ではないか。

以上の若干の事例からも科学的研究といわれるものにおける流通軽視ないし無視の偏向は明らかであろう。文珠の知恵ならぬ集団編集の著作においてさえ流通軽視が通弊となっているのが現実ではないか。そうだとすれば、この偏向は是正されなければならない。もとより流通分野の研究の蓄積の弱さ、研究者の層の薄さとい

う事情もある。また商店数の99%が中小零細であるということもある。それだけに、この分野により多く研究の光があてられ、また実態面での劣悪な営業・労働・生活の諸条件が改善されねばならない。この分野では大手スーパー進出反対闘争にみるように独占の支配への抵抗のエネルギーが強いという側面があり、注目される必要がある。若い研究者の参入を期待したい。

流通分野は冒頭に掲げた数字からみてもどうでもいい部分でも、とるに足らぬ分野でもない。いわゆる「士農工商」つまり流通軽視は実態面でも理論戦線においても変革されねばならない。実業界でも政界でもしかりである。独占のマーケティングの支配構造の下で、中小零細商人が圧迫され、労働強化がなされ、広範な勤労大衆が消費者被害をうけ、またその点での理論的な解明が存在するにもかかわらず、反独占の立場に立つ政党の文書には、マーケティングのマの字もでてこないのが実際の有様である。ともあれ、むつかしいことではあるが、自戒をこめていえば、現実をリアルに直視することから出発し、科学的に正しく把握し、民主的変革に寄与する努力が必要であろう。

III 流通構造の民主的転換と若干の課題

さて、80年代後半、わが国流通分野ではいかなる問題が重要となるか。独占と国家の側が流通分野をどうとらえ、いかなる方向にもつていいこうとするのか。それに対し、国民の側ではいかに対応すべきか、流通分野の民主的変革のためには何をなすべきか。そこには実践的にも理論的に多くの課題が存在する。それらの課題の民主的解決・打開のためにはもとより英知を結集し、かつ広範な諸階層の人々の強力なたたかいを必要とする。反独占のたたかいの過程は、同時に人民内部の諸矛盾の民主的解決をともなう。流通分野では、中小零細商人、生協・農協、流通労働者、そして消費者など諸階層、グループの諸利害が複雑にからんでいるだけに、とくにそうである。流通分野で独自の統一戦線理論

が求められるゆえんである。それをふくめた反独占の流通経済論の構築は、独占的流通機構を民主的流通機構に変革する上で重要な貢献をなしうるであろう。

現代日本資本主義の構造的危機は流通分野でも色濃く現出している。商社冬の時代、流通系列化の行きづまり、大手百貨店・スーパーの業績沈滞、中小零細商業の経営困難化・廃業などとともに生協とくに共同購入の伸張、無店舗販売の進展など新しい事態がでてきている。それらのいくつかは、長期消費不況、とくに軍拡・臨調行革路線の下での国民の購買力の停滞、生活防衛を反映している。一般的に景気回復もいわれているが消費・流通分野にはまだまだ不充分にしか現われていない。

日本の独占、とくに流通における独占は、流通分野における諸矛盾をイデオロギー的に粉飾しつつ、消費者ニーズの多様化・個性化・高級化など表面上の変化を誇大視し、それに対応する流通システムづくり、要するに独占本位の新たな流通再編成を情報化をバネに行おうとしているかに見える。1984年12月発表されたいわゆる80年代流通ビジョン（産業構造審議会中間答申「80年代の流通産業と政策の基本方向」）がそれを示している（拙稿「流通政策の展開と80年代流通ビジョン」『彦根論叢』第228、229号、参照）。そこでは、消費者ニーズの変化が強調され、それを価値実現と結びつける諸方策が展開される一方、中小零細商業を活力ある多数としてもちあげ、それらと小売商業独占との共存共栄を唱えて慰撫しつつ、情報化への積極的対応を通して独占本位の流通近代化の新展開を狙っている。さらに生協への一定の評価、流通労働者に活力とゆとりを説いてさえいる。これらは、主要な中小商業団体、流通関係労働団体、消費者団体の代表者をビジョン作成委員にとりこんだ、中曾根内閣の新たな団体統合主義の所産である。

しかしながら、ビジョンの内実をよく検討すれば、中小零細商人、流通労働者、消費者大衆にとって、美辞麗句はあっても、展望ある具体

策は無きに等しいことが判明する。そこで以下では、若干の柱をたてて問題の所在を考えてみよう。

① 流通労働者の問題

現代の商品流通を担う労働者の問題は、前記の流通講座をふくめて未解明ともいえる問題領域である（ただし、流通労働組合の現状については、本講座第4巻第9章を参照されたい）。増大化する商業・マーケティング・協同組合流通における労働者の実態（長時間労働、低賃金、低福祉、雇用の不安定性など）、累増するパート労働者の実態、10%を割る低労働組合組織率の実態などを分析し、劣悪な労働条件の改善策、流通未組織労働者の組織化と労組の自主的・民主的発展の方策など政策科学的な研究が不可欠である。労働者階級の解放、労働運動の発展の見地からもこの広大な未開の分野のたたかいと研究の進展は緊要といえよう。

② 中小零細商人の問題

産業独占や商業独占のマーケティング＝流通機構・市場に対する独占的「管理」支配の拡大は、中小零細商人の営業と生活を危機に追い込み、その下層では貧困化が進行している。中小零細商業を活性化させるために、また国民の日々の生活を支える生きいきとした毛細血管的流通網の維持・形成のために、大店法の強化改正ないし新法制定による大型店の出店規制強化、不公正な取引の禁止、協同化・組織化等への振興助成の抜本的拡充、情報化への援助、社会保障の充実、営業時間帯の見直しなどの諸課題のほか、階層別、業種別、また商業集団・商業集積等に応じた住民・消費者に奉仕する商業政策など政策科学的研究が山積している。

③ 消費者、生協の問題

消費財・個人的サービスの流通の末端にいるのは消費者である。健康で豊かな消費生活を願う消費者団体は1981年に7,113団体、3,286万人（重複をふくむ）を結集している。生協はその中

核的組織であり、かつ消費者の自主的な流通機関である。流通分野の停滞状況のなかで生協は共同購入方式を中心として顕著に発展しているが、アメリカを除く先進諸国に比べ小売流通に占めるウエイトはなおきわめて低い。

最近急速に組織的な反生協運動が全国化しつつあるなかで、生協運動の理念・理論の再構築、生協経営学の確立、生協運動と他の社会運動・業者運動との連帶と共同化の研究、国際的な生協運動から学ぶ研究など、環境変化に対応した諸課題がある。将来、民主的流通機構の重要なセクターとなるべき生協であるが、生協の研究者はきわめて少ない現状にある。消費者問題、生協問題に取り組む若い活動家・研究者の養成は、①と②についてもいえることであるが、流通の民主的変革のための主体形成上の重要問題といってよい。

以上3つの問題領域を摘出したが、それらはいずれも流通分野における反独占の民主的な「構造転換」を担いうる、また支えなければならない人々の社会関係に関するものである。流通とりわけ小売流通は地域住民のくらしと緊密にかかわっており、地域経済・地域文化の発展に寄与している。それだけにそれは、地域住民の民主的参加の下で、住民主権・住民自治の立場での民主的まちづくりの一環に組み込む必要がある。そのためには各地域に反独占流通民主化共闘をつくりあげ、その全国化を果たさねばならない。事態は容易ではないが、それは経済的・政治的民主主義運動の一翼を担うものである。

独占のマーケティングの批判的研究も商業資本の運動法則の研究も重要である。それらの成果をふまえつつ、わが国の流通経済をリアルに分析し、さらに流通構造の民主的転換に役立つ理論と政策の構築、反独占の流通経済論が求められている。流通軽視の克服と民主的流通研究の発展がこの分野の理論と実践の両面で強く期待されているといってよい。

（やすだ よしあき、関西大学）

本特集によせて

編集局

○42号からはじまった、「現代社会の『構造転換』を考える」シリーズは、今回をもってひと区切りとなります。

巻頭言には、保田氏に登場していただきました。また、今回の特集として、「今日の『構造転換』と経済学の課題」をテーマとする企画を組みました。

○私たちは、この1年間の特集企画を出発させるにあたって、世界経済と日本経済の未曾有の構造的危機のもとで進む反動的な構造転換と、国民的・民主的な構造転換の対決の構図をいかにつかむのか、という課題を掲げました。そして、43号・44号では、急速な技術革新を基礎に進む「情報化」の進展の実態と、それが労働者の労働過程や消費生活、地域構造に及ぼす影響、消費者運動の動向などを解説してきました。

今日の「構造転換」は、きわめて広範かつ多様な形で現われているものであり、私たちのこれまでの特集で全面的に分析しえたとするわけにはいきません。そこで、今回の特集企画は、「構造転換」をどのような視点でとらえるのか、経済学に解説が求められている課題は何か、というテーマでとり組むことになりました。

○この企画の内容は、昨年12月に、基礎研・現代資本主義研究会と本誌編集局との共催により、本特集と同一のテーマで行なわれたシンポジウムでの報告とコメントから構成されています
(討論の概要は、現資研報告の欄に掲載)。

甲賀報告は、今日の経済停滞の背景にある階級的対立の状況をとらえつつ、企業利潤のコントロールという民主的政策を対置する必要性を解説しています。また、川口報告は、70年代の経済構造と生活様式の変化に基づいて、労働者の精神的風格の変化が生じたこと、そして、自立した個人の自由な連帯への1つの胎動として生協運動の発展をとらえる視点から、民主的転換への展望を提起しています。

○両氏の報告とコメント・討論は、反動的な構造転換と国民的・民主的な構造転換の対決の構図を明らかにするという、私たちが1年間の特集の最初に掲げた課題にも応えるものとなっています。しかし、このような課題は1回の特集で論じ尽くせるというものではありません。今後も、本誌の特色を生かして、これまでの活動の成果の上に立ってひき続き追求していくたいと考えています。

また、上の課題は、広範な民主的研究者の共同研究を不可欠とするものです。所外から報告者を招いて行なわれた今回の企画も、そうしたオープンな共同研究の一環をなすものです。

○本号を含む1年間の特集は、「働きつつ学ぶ」若い研究者にとって、大きな刺激を与えるものであったと思われます。所員・所友・読者の皆さんのが、自由な御意見・御感想をお寄せ下さることをお願いいたします。

Stagnation 克服策と利潤規制

—Keynes 政策を超えるもの—

甲賀光秀

話しの要点

本日は資本主義の直面する Stagflation 現象の Stagnation の側面について、その原因と克服策という見地から私の考えていることをお話しさせていただこうと思います。Stagnation の解明についてかなりの文献がでていますが、サブタイトルのこととの関連もあり Keynes と Harrod の見解を検討することに限定します。今日の私の話の中心は現代資本主義が Stagnation の状態に落ち込んでいる根拠とそこから容易に脱出できずにいて、いわゆる Keynes 的な有効需要政策が限界にぶつかっており、歴史の発展方向にそった停滞状況からの脱出のためには独占の利潤規制ということが必要になっていることを見ようということにあります。

I Stagnation 状態

現代の資本主義の現状をどう見るかということから始めたいと思います。1973年の石油危機とよばれるものを契機として、発達した資本主義諸国が世界中を巻き込んだかたちで Stagnation に陥ってから、もう10余年を経過しています。その後の各国の経済政策の足取りを概観してみると、ハイパーインフレーションから戦後初の本格的な不況、マイナスの経済成長に陥りましたとき、最初には米、日、独の三国の「機関車国」論とよばれる世界的な景気刺激政策を選択したのですが、結果的には高率のインフレーションを持続させて、つぎには、

意図的な総需要抑制策、失業増大策に転換していきます。79年の第二次の原油価格引き上げのあと OECD 主要国では、日本を例外として、再びマイナス成長になりアメリカの場合だと鉱工業生産指数でみると1983年になって、やっと79年の水準を回復している状況です。これは、OECD 全体についても妥当します。

| | (実質経済成長率 年平均 %) | | | | | | |
|---------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 日 | 米 | 英 | 西独 | 仏 | 伊 | OECD |
| 1973-77 | 4.1 | 2.9 | 1.9 | 2.3 | 3.4 | 3.0 | 3.0 |
| 1978-82 | 4.5 | 1.6 | 1.0 | 1.6 | 2.1 | 1.7 | 2.0 |

1973-82 年の経済成長率を見ましても、全体として経済の停滞状況は明らかです。1984, 85 年で予測値も含めて見ますと、OECD で経済成長率ではそれぞれ、4.75%, 3.0% と上昇していますが、失業率をみると、8.5%, 8.5% となって悪化状況です。経常収支も赤字額が 705 億ドル、863 億ドルとなっています。

最近アメリカの経済成長率(84年)が、6.75% と高いことや、79 年以降の不況からの脱出が見られる楽観的な観測もありますが、どうでしょうか? 現代資本主義は1973年以降今日まで、多少の景気の UP & DOWN を伴いながらですが、高水準の失業と多くの過剰設備をかかえ正常稼動以下の水準での操業状態から抜け出ていませんから、基調として長期停滞の状況にあるとみれるというのが私の考え方です。いかがでしょうか、お教え願えればありがたいです。

それでは、どうして資本主義諸国の政府は Keynes 政策によってこの基調として長期停滞の状況から抜け出そうとしないのでしょうか?

各国とも巨額の財政赤字をすでに抱えている

からなのでしょうか？しかし、景気回復によって税収入増大を計る道がないわけでもないし、日本の財界や、保守政界の一部にそういう声もあります。「したくてもできない」という側面と、「しない」という側面の両方が見てとれるのではないかとも考えています。

II Keynes の基本論理

戦後の強蓄積の結果として、各国とも巨大な生産能力をかかえていますが、その生産能力が遊休しており、他方で労働者が大量に失業させられているこういう状態がなぜ資本主義のもとで発生するのか？この問題は、よく知られていますようにマルクスが恐慌や景気循環（産業循環）の問題として解明しようとしたものです。マルクスの仕事を基礎にして、おおくの恐慌・景気循環に関する研究がなされてきています。ここでは、今日の話しの主題との関係で、それらの仕事には言及しないでおきます。

Keynesがこの問題に取り組んだこともよく知られています。もちろん、Keynesはマルクスの仕事から学ぶことをしていませんから、資本制社会の基本的な特質からこの問題に接近することはできませんでした。J. Robinsonなどは、Keynesがマルクスの仕事から学ぶことをしていたらもっと簡単に解答を見つける事ができたであろうに、などと言っているくらいです。

Keynesがこの問題を立てた仕方は、ある時点で社会の生産能力が与えられたときに、現実の社会の総生産の水準や雇用の水準はどのような要因によって決まるのか、というものです。このように、問題の立て方がきわめて短期的であるという特徴があります。そしてこれにたいする彼自身の解答は、社会の全体としての総生産・雇用の水準を決めるものは総需要の水準であるということです。この解答にも彼の限界があらわれています。総需要水準のみを重視して、資本家が満足しうる利潤が実現できる価格水準のもとでの需要の水準だということは強調しま

す。ところが、片方のハサミの刃である資本家の生産や雇用を決定するしかた、したがってどのような条件のもとでなら、どのように商品生産物を供給するかという総供給水準の問題、に関しては無批判に利潤極大の条件のみを、それがあたかも技術的必然のごとく前提しています。利潤率のどの水準のときにどの水準の生産量、雇用量が妥当であるかの判断は資本主義のもとでなら一義的に決まるというものではないのであって、国により時代により、労資の階級間の力関係によっても、また結局資本蓄積の状態、資本の自己増殖率の状態によっても、ある限界内であるが変化しうるもののです。この点は後に利潤規制の問題として再び取り上げます。

こういった限界はありますが、彼の総需要の問題を扱うときの仕方には、資本制の特質がよく反映されています。資本制のもとでの社会の総需要を決定するものは、資本家の新投資需要の水準であるという考え方があります。新投資需要の水準が独立変数であるという把握は、マルクスの資本の蓄積が独立変数であって、資金の大きさは従属変数であるという把握と共通のものがあります。Keynesは、新投資需要の水準が与えられると、社会の総生産量、雇用量、そして消費需要の水準も決まるというように基本的な経済諸量間の関係をとらえます。したがって、社会の有効需要を問題にするとき、消費需要については生産量や、雇用量の変化に従属して変動する従属変数だという扱いです。このように基本的な経済諸量間の規定関係をとらえていますから、Keynesは、消費需要の変動に力点を置いて景気循環や恐慌を論じる見解とは異なるとして、過小消費説的見解に批判を加えています。逆に、新投資需要の動きから景気循環を論じています。新投資需要が低水準にあるとき、生産・雇用が低水準となり、その結果として消費需要も低水準となる、と考えるのであります。

それでは、なぜ新投資需要の水準が旺盛である状況から急激に減少したり、一定の期間にわたって低い水準のままであるのかについて彼はどう考えたのかといいますと、それは個々の資

本家の将来に関する期待の変化によって起こり、長期期待が過度に悲観的であることに起因しているというのです。新投資を決定するときにはその新投資から期待できる将来の利潤率の状態が重要な役割を果たすことは確かですが、それに対する個々の資本家の期待の多くがなぜ同時に同様の方向に動くのかについての彼の見解はあいまいなままであります。もちろん、一度社会の生産の主要な部面で確信の崩壊が発生すれば、それからは累積的な動きが起こるということです。

そこで、Keynesは個々の資本家の期待にまかせて社会の新投資を決定するという自由放任のままでは雇用量の大幅な変動を回避することはできないままであり、資本制の維持にとり安全ではないと考えて、投資決定に国家がより多くの責任を負うべきであるという見地から経済政策を考えたわけです。社会の総需要水準が低いときに経済政策によって雇用を増大させる仕方として、新投資需要を喚起する政策と消費需要を喚起する政策との二つの道が有り得ることを彼は知っていましたが、1930年代の状況のもとではまだ新投資の水準の増大が必要だと考え、その道を選択するべきだと言っているのです。消費需要の喚起が必要になるのは、社会が完全雇用状態を持続し続けて一定の期間経過して完全投資の状態に達した時だと Keynes は考えているようです。完全投資とは新投資から得られる粗収益がちょうどその再取得原価に等しくなる状態のことだとしています。いいかえると資本蓄積が飽和状態に達した時といえます。蓄積がゼロの状態ですから、定常状態で社会が推移する時に始めて第二の道が選択されるというわけです。ですから Keynes の完全投資状態が実現したときには、もはや基本的には資本の利潤は存在しない状態だといえます。これではその社会は既に資本主義社会でなくなっています。彼がマルクスから学ばなかつた致命的な点がここにみられます。

以上のように、Keynes の理論的見地を話しの主題との関連で見ておきます。

III 長期停滞仮説

Keynes の理論は短期的性格のものであることを見ましたが、現代資本主義のもとでいくら Keynes 的有効需要政策をとっても結局は長期的には停滞に陥らざるをえないことを主張したものに、R. F. Harrod の停滞仮説があります。（“Dynamic Economics”，宮崎義一訳『経済動学』）

Harrod の長期停滞仮説の説明はこれまでによく知られている基本方程式と呼ぶ簡潔な三つの国民所得の成長率概念を用いてなされています。

$$\text{現実成長率 } G \quad G \cdot C = s$$

$$C = \Delta K / \Delta Y, \quad s = S / Y$$

$$\text{保証成長率 } G_w \quad G_w \cdot Cr = sd$$

Cr : 必要限界資本係数, sd : 希望する貯蓄率

$$\text{自然成長率 } G_n \quad so = G_n \cdot Cr$$

so : $G_n \cdot Cr$ をみたす s

$$G_n = n + \alpha$$

n : 労働供給増加率, α : 労働生産性増加率

第1の式、 $G \cdot C = s$ は、現実成長率をしめすものです。経済の現実の成長率が社会の貯蓄率 “ s ” と限界資本係数 “ C ” によって決まるということを示すものです。 s は所得のなかから実際に貯蓄された比率です。 C は産出量の増加分に対する生産能力の増加分の比率です。 Y を純生産(国民所得), K を生産設備の量, Δ は増分をしめす記号としますと第1の式 $G \cdot C = s$ が得られます。 $sY = \Delta K$, $sY / \Delta Y = \Delta K / \Delta Y$ 。

第2の式、 $G_w \cdot Cr = sd$ は、保証成長率をしめすものです。この G_w の概念については議論のあるところですが、ここでは資本家が満足しうる利潤を獲得したときに必要だと考える貯蓄率と限界必要資本係数とから決まる成長率であるとしておきます。

第3の式、 $so = G_n \cdot Cr$ は、自然成長率をし

めすものです。 $G_n = n + \alpha$ 、とありますように労働供給増加率 n と労働生産性増加率 α できまる潜在成長率あいは最大成長率です。 s_0 は G_n によって決められる貯蓄率。

自然成長率、保証成長率という二つの成長率はいずれも規範的な概念ですから現実には容易に実現しないものです。

Harrod は、資本主義のもとの長期停滞現象に陥る場合として、この二つの規範的な成長率の間の関係で、 G_w が G_n より大きい状態のときだとしています。

ここで問題の中心点に入りますが、Harrod がいう保証成長率が自然成長率より高いという状態とは、現代資本主義においてどのような経済的実態を反映しているのかということです。要点は保証成長率の概念があります。第2式と第3式を比較していただきますと容易に分かりますが、 $G_w > G_n$ のときには $s_d > s_0$ となります。Harrod はこの状態を過剰貯蓄の状態とよんでいます。 $s_d > s_0$ の状態とは当該社会の $n + \alpha$ によって決まる自然成長率の達成に必要な貯蓄率より資本家が満足しうる利潤を獲得したときに必要だと考える貯蓄率のほうが高い状態です。貯蓄を取り扱うときに、ここでのわたくしの話しの場合には労働者の家計の貯蓄は捨象して考えています。Harrod は、Keynes と同様にマルクスの仕事から学ぶことをていませんから、資本制社会の基本的な特質からこの問題に接近することはできていませんのでこれを補うことが必要です。Harrod は社会の貯蓄主体を平板に取り扱っています。そしてもちろん労働者の家計でも貯蓄を経済的強制によって余儀なくされていますが、ことがらの基本点を浮き彫りにするために、企業利潤からの貯蓄、あるいは内部留保利潤からの貯蓄というものに焦点をあてているわけです。

資本家は満足しうる水準の企業利潤を獲得しようと行動して生産・雇用の決定と価格政策をとりますが、それらが実現したときに当該企業が達成できればよいと考える成長率 G_w いうものが存在し、その G_w より自然成長率 G_n

の方が低い状態です。このとき企業とは代表的企業と Harrod がよぶものですが、現代では独占資本を指すものだと考えてよいものです。したがって、独占資本が独占利潤の要求する水準というものの、あるいは独占資本の見地からして「正常な利潤」あるいは「正常な報酬」という観念があってこれを実現しようとして行動します。その独占の既成の観念としての「正常な利潤」とは、もちろん実体のない空虚なものではなく、過去の資本蓄積活動の状態によって規定されていますし、過去の資本の自己増殖率に規定されたものです。「正常な利潤」からの貯蓄がなされたとき、この貯蓄量の国民所得に対する比率、これが s_d です。そして、この貯蓄量は、その年の純生産物のうち消費されずに残る部分です。 C_r が与えられたときに、この生産物部分がすべて新投資に振り向けられたときに実現する成長率が保証成長率 G_w となるわけです。ですから、社会の純生産物の投資－消費比率の資本家にとり満足しうる水準にある状態、設備の正常稼働と在庫の適正水準を維持しようと決定しうる状態のときに実現する成長率が G_w となるのです。ところが、こうした G_w が自然成長率より高いわけですから実際には失業状態や遊休設備が存在している場合に短期的にはその状態は実現しても、早晚達成不可能な事態に直面せざるを得ないわけです。当該社会で最大成長率を超える高い成長率を、独占資本が、過去の資本の自己増殖率の水準にとらわれてなお追求しつづけることは、実現不可能なことであるわけです。

操業度が正常水準以下の状態で失業者が存在するときに、政府がケインズ政策をとり実質有効需要喚起を実現したとします。しばらくは景気は浮揚し、操業度も雇用も増大しますが、やがては自然成長率の壁にぶつかります。

自然成長率より、資本家が望ましいと考える利潤からの貯蓄が投資に振り向けた時に実現する成長率の方が高いわけですし、それが実現不可能となっているのですから設備の操業率は適正水準以下にしかならず、過剰貯蓄状態にな

っているのです。この時点以降に経済政策によって自然成長率にそった軌道を経済が発展し続け得るかといえば、経済政策の fine-tuning が政策技術的に可能かどうかという問題がもちろんあります。それ以上に、現代資本主義の階級間の対抗関係からすれば完全雇用状態の持続という状況では、労働者階級の抗争力の強化をうみだすことになり資本制の維持が困難な状態に見舞われることが必至でしょう。他方で、資本家にとっては彼らの保有する設備の正常稼動が保障されないときにその水準での投資率を継続することの合理性はないことになり、投資を削減することになります。すると、再び不況の累積過程がはじまるでしょう。ここで再び景気浮揚政策が採られたとしても、同様な結果となります。こうして現実の成長率は短期的には UP & DOWN、長期的には Gw 以下の成長率しか実現しえずに推移することになります。これが長期停滞仮説の内容です。

この状態では、以上のようにケインズ政策も効果をもちません。このとき財政赤字の状態の有無とは関係がないという点に留意して下さい。

それでは現代資本主義は、ケインズのいう完全投資の状態に到達しているのでしょうか？そうではないことは明白ですが、ケインズが指摘していた二つの道のうちケインズが選択しなかった道を現代では選択すべき状態にきていることも明白になってきています。

IV 独占利潤の規制

Harrod がいう $Gw > Gn$ のときのように $sd > so$ となり、彼がこの状態を過剰貯蓄の状態とよんでいることの経済実態について見てきました。 $Gw > Gn$ の関係がなぜ現代資本主義のもとで発生したのかが、現代資本主義のもとで Stagnation の説明にとって必要となります。彼自身の見解は明確ではありません。 Gw を資本家が利潤率基準にもとづいて、設備の操業度と在庫の適正水準を維持し続けようとするときの、年々の純生産物の投資－消費比率がみ

たされたときに実現する成長率という理解でいきますと、そのようになる根拠の理解が容易になります。そのような投資水準が現代資本主義のもとではもはや過大なものとなっており、労働生産性と労働力の増加率や労働者階級の実質賃金率の水準の切り下げの困難さなどの制約を超えてしまうということがその経済的内実だと結論できます。

労働生産性の進歩率について現代の特質をみると、どうでしょうか。日・欧の独占資本とアメリカのそれとの間での技術格差が減少し、その限りでの導入技術依存の機会の減少は、過去の労働生産性の上昇率に比して低下させる要因であるでしょう。現代資本主義のもとでは、資源制約、立地制約、環境制約も明らかに強まっています。生産力水準が高水準であるにもかかわらず制約がきつくなっているのです。人間と自然との関係の在り方が問われているのですが、これが現代資本主義の生産力と生産関係の矛盾の現われ方の一つです。独占資本の個別の私的決定に委ねて生産活動を続けることの危険性があらわになっているわけです。それだけでなく、資源所有が完全に独占資本のもとに包摂しきれない限界も、資源保有国の民族と世界的な独占資本との抗争の高まりの結果としての制約の強化に寄与しています。こういった制約を突破しうるためには新資源の開発を初め一国の範囲を越える自然変化活動の調整や、人間と自然の関係の在り方の抜本的な変革を必要とします。これらは個別独占資本の利潤動機に制約された活動によっては達成することは困難であり、そのときには制約の強化が進み労働生産性の上昇率の鈍化は避けられなくなります。

労働供給についても、新規供給増加率の鈍化、既存産業の資本破壊による労働力の大量排出の困難さの増大、外国人労働力の雇用の困難化などの要因からして、強蓄積に必要な大量のものは長期的に期待できないでしょう。さらに、雇用可能な労働力人口でさえ、その限界まで雇用しきることは労働者階級の抗争力を高め独占利潤の侵食にいたること、それだけでなく、独占

資本の支配をもおびやかす状況を形成しかねないことは各国の高度成長末期の状況を見れば明らかです。

これらの要因があいまって G_n を低下させたといえるでしょう。

G_w について、高度成長期に比して独占の利潤要求態度に変化があったといえるでしょうか？操業度が低下しているもとでも高利潤を確保しようとして省力化、省エネルギー化を進めたことは利潤態度の変化というよりも利潤の維持行動といえますが、過去に比して低操業での利潤要求をシフトさせた側面もあるでしょう。したがって、 G_w については、従来の高度成長期の水準が少なくとも維持されているといえましょう。

このように、独占資本にとり旧来の水準に比して、投資制約が強まっている状況であるにもかかわらず、独占利潤要求を引き下げないで維持している状態が、過剰貯蓄といわれる経済的内実なのです。労働者階級の将来不安の増大や実質賃金率の上昇の鈍化予想は、現在の消費を切り縮め貯蓄を強制することになれば、消費比率を低める限りで投資比率を高め得る可能性を開きますが、独占資本の設備稼働率が低水準の状況下では投資の増大にはならず、過剰貯蓄傾向を一層強化します。

過剰貯蓄の現象形態は、独占資本の手元流動性の増大であり、企業の金融的投資によるキャ

ピタルゲイン獲得活動の強化であり、海外への資本輸出です。過剰貯蓄を実現させる仕方は、政府に財政赤字率を増大させることであり、商品輸出の超過を維持することです。

ところが、これらの道は、それ自体の新たな困難を産み出しているだけでなく、現代資本主義の寄生性・腐朽性を強めて、Stagnation を長期化させます。

失業状態を解消し、現存の生産能力の有効な活用のためには、Keynes が選択しなかった第二の道を選ぶことが必要です。社会の共同的消費を含めた純生産物の消費率を高めることが可能でもあり、停滞からの有効な脱出策でもあります。

このためには、政府の財源調達のためにも独占利潤課税の強化が必要であり、労働者階級の実質可処分所得の増大のために実質賃金率の増大と減税が必要であり、これも独占利潤の削減が必要条件です。

独占利潤の規制のためには、独占価格の規制が不可欠でありますし、このための方策については労働者階級と国民の上からと下からの運動が基礎となることは申すまでもないことです。

{本原稿は基礎研の研究会での話しと当日のレジュメに手を加えたものです。詳細については『立命館経済学』第33巻6号を参照願えればと存じます。}

(こうが みつひで、立命館大学)

生活様式の転換と主体形成

川 口 清 史

1. 70年代とは何であったか

まとまりのある報告にはならないかんしれませんが課題の提起を挑発的に行なうことによっておおいに議論を喚起したいと思います。タイトルを「生活様式の転換と主体形成」としました発端は次のようなものです。私が地域生協の理事をここ数年やっている関係上、生協をもう少し社会科学的に理論化しようという研究会を昨年から行っています。そこで、生協を研究するモチーフをどこに置くかということとかかわって、そのモチーフはこのタイトルにあるようなこととして考えているわけです。それで、今日の報告テーマを出しました。

今、私はトータルに考えて見て、あらためて70年代論がいろんな所で議論されているということからも、我々のところでも70年代とはどのような時代であったかを考えなければならない時期にきていると思います。御存知のように高度成長が50年代からオイル・ショックまで続く中で、日本が高度に発達した資本主義国に転換をした、純然たる独占資本主義に転化したということは、おそらく誰もが認めるところだろうと思います。そういう意味で50年代、60年代の構造転換が語られてきたと思います。それでは、それ以降の70年代はいったい何であったのか、そこを見通さないと80年代、90年代は語れないのではないか、現在はそういった時点に立っていると思います。オイル・ショック以降、日本の経済構造はさまざまな変化をしているということはあるわけですが、しかし、その変化

は基本的には発達した独占資本主義という段階での変化であろうと考えます。それに対してむしろ70年代が60年代以前との比較の上できわめて大きな対照をなしているのは上部構造、というよりは、むしろ意識、価値規範といったレベルでの変化が70年代には非常に大きくあったのではないかという問題意識をもっているわけです。つまり、60年代から70年代の初めにかけて、いわゆる土台—経済構造—が変化したと同時に今日問題にしているような新しい独占段階に照応した生活様式と一言で言っても、非常に広い分野、富沢賢治氏の言葉を借りますと、社会的生活過程とでも言う諸分野、家族や地域や消費生活等の社会的諸活動の分野が大きく変化したわけです。そこでは、あとでも大きくふれます、たとえば商品を大量に消費する消費生活であったり、あるいは家父長制的な家族関係が崩壊したり、あるいは地縁的共同体が地域の中で失なわれてゆくといった変化が高度成長の中でおそらく急速におこったわけです。こういう土台と社会的諸分野での変化を受けて、そして少しタイムラグがあってから、70年代にそういう変化が意識のレベルにまでおよんできた。いわば、独占資本主義あるいは日本の場合には資本主義的な商品関係に基づく意識、規範がこの70年代に確立したのではないかと思います。

レーニンの『ロシアにおける資本主義の発展』の中で、「住民の精神的風格」という言葉が使われていますが、そういう言葉を使うとすれば、資本主義的な精神的風格というのは70年代に確立したと言ってもよいのではないかと思うわけです。

2. 「日本の経営」から「柔らかい個人主義」へ

70年代末から80年代初頭にかけて日本経済のパフォーマンスの良さとかかわって、日本における集団主義が非常に大きく強く宣伝されました。「日本の経営」これは、その基礎に集団主義がある。イデオロギー的には日本教だとか「日本人とユダヤ人」とかいう形でおおいに宣伝もされました。そして、日本大国論とあいまって、日本=集団主義、集団性の国ということが、文化人類学の流行ともあわせて非常に大きく宣伝されました。ですから、ある意味では70年代の終りにそういうものが出てくるのは逆のような感じがします。ところが、こういった日本集団主義論あるいは日本特殊性論といった論調はここ1~2年で大きく変化したように思われます。

最近のいわゆる論壇のベストセラーは、たとえば、村上泰亮の「新中間大衆の時代」であり、あるいは山崎正和の「柔らかい個人主義」というものであり、それらが論壇をにぎわしているわけです。極端な場合には「さよなら大衆」というタイトルすら現われているわけです。

今年のニュース・ウィーク(News Week)のカバー・ストーリー(Cover Story)で日本を取り上げた例はそう多くはないのですが、2月のニュース・ウィークのカバー・ストーリーは張り子の虎を表紙に使いましてペーパー・タイガー(Paper-tiger?), 日本的経営の二度目の考察という特集を行なっています。最初は日本経営をおおいにほめ賛えてどこの国も学んだ、しかし、今やその第二段階が来たのであるという特集を組んでいる。そこでは、各国の経営者達が日本経営から学ぶものはもうすでになくなつたと、言っているだけでなく、日本において日本経営の基盤が今や動搖してきつつあるということを様々な角度から論じています。日本の日本経営を支える三種の神器も今や内部から揺らいでいるのだ、高齢化社会といわゆる青年層の無

力さ、こういうものによって年功序列制は動搖しているとか、いくつかの論点や事例をあげながら日本の経営の時代はすでに終ったのだということを示しています。

今年の10月のニュース・ウィークには、頭に剃りを入れた二人の日本の青年を表紙に使った特集があります。“Japan Aimless Generation”というタイトルであります。無目的世代が日本に現われた、この無目的世代が働き中毒層を驚かせ、未来を脅かしているという特集であります。そこでは、もう良きにつけ、悪しきにつけ日本の社会は多様化の時代にみまわれるということを言っているわけです。非常に典型的な事例ではないかと思われます。論壇の主張が山本七平から山崎正和に変ったということ也非常に大きな特徴であります。今や日本を集団としてあるいはマスとして捉えることはできない。日本の中に多様性や、あるいは日本人の中に個性なりを大事にする風潮、個人主義的なものが今や生まれつつあることを誰もが認めるような時期に入ってきてているのではないかでしょうか。そういうことを非常に早くからキャッチして議論をしているのが流通資本ではないかと思われます。流通資本の80年代戦略の大きなねらいは、60年代から70年代にかけて彼らが行なってきたマス・プロダクションとマス・コンサンプション、すなわち商品を非常にしづらり込んでそれを大量に売り込んでゆく、そのことによって消費生活を画一化するし商品も画一化するといった戦略——スーパーのチェーンストア理論では「3S主義」と言うもので、標準化し、単純化し、システム化して商品を売りまくる戦略——では、ダイエーが赤字で困っていることに見られるよう現実に対応できなくなっていることから出てきているものであるわけです。この80年代の新しい対応戦略というものは、業態の多様化であり、個性的な商品開発であり、今や中流化から階層化しつつある消費者の側に対応して階層に応じた消費生活を作り出すというように展開しつつあるわけです。そういう展開の中で最も活発に動いているのが西武流通グループであります。

す。堤が提起する一村一品運動、これは大分県とか北海道、熊本等で見られ、それから、西武が大森に作ったショッピングストアには映画館が2つあり、劇場やホールまでがあるらしいですが、こういったもののキー・ワードが「文化」であるわけです。たとえば、一村一品運動というものは品質の良いものを一品売ろうというのではなくて、その村の歴史・伝統なりの積み重ねられてきた文化を商品に体化して文化を売るのだということだと思います。

3. 生活の社会化と個別化

最近、消費論が非常に流行しております。経済人類学、記号論、構造主義といったところから消費を位置づけようという議論が多いのですが、おそらくこの辺の議論の基調も一種の消費をつうじた個性、個人主義といったものを強調することによって、日本もこういった状況に移りつつあるのだということを主張する傾向が目立ってきているのは事実であろうと思います。どうして、こういうことになってきたのかということが、この報告の主要に提起する論点になるわけです。

私は、これは今日の日本の生活がますます個別化してきたためと思っているわけです。それは、たんに生活過程だけが個別化してきているのではなくて、ある意味では生産過程もかなり個別化してきているのではないかと思っています。しかし、後者については今日十分に検討する材料を持ってきていませんので別の機会に検討したいと思います。特に、生活の個別化ということを基本に報告をつづけます。

御存知のように生活の問題については、これまで社会化ということで議論がなされてきたように思います。生活の社会化と主体形成のかかわりという問題の立て方が多かったように思います。これはけっして誤っているとは思いませんが、生活の社会化というのは換言しますと家庭内労働の社会的労働への転換と理解しています。その道筋は二つあります。一つは、家庭内

労働ですませてきたことを資本主義的な商品を購入することによって置き換える、すなわち、対象化された社会的労働を購入することによって社会化するという道筋があります。もう一つは、国家的な共同事務を拡大して、国家的な共同事務として家庭内労働を遂行する、このことによって家庭内労働を外部化し社会化してゆくという道筋があると思います。

これまでの議論には、明確に言いきっているわけではないのですが、注意深く読んでみると、資本主義的な商品が家庭内に入り込んでくる、それによって従来は地域の共同的な仕事あるいは家事労働、家庭内労働ですませていたことが資本主義的商品にゆだねられてゆく、このプロセスを消費の個別化と捉え、他方で国家的な事務や自治体などにゆだねることを社会化というふうに捉えているのではないかと読み取れるふしがあります。これは誤りであると考えます。

資本主義的に社会化してゆくということは、基本的には物的相互依存が深まるということにはかならないわけで、本筋から言えば、資本主義的な社会化は資本主義的な商品を購入するということ、すなわち、商品関係をつうじて社会化が進展するというのが最も大きな流れであろうと思います。資本主義的商品関係によって包摶されきれないことの一部が国家によって包摶されるということではないかと思います。つまり、資本主義的な社会化は即ち個別化であり、資本主義的な個別化は即ち社会化であるという具合に捉えなければならないのではないかと思います。

たとえば、家庭内の育児労働の社会化です。これが保育所によって実現され、国家的な共同事務によって担われるわけですが、こういったプロセスは確かに一面では人間的結合という側面が出てくるとはいって、直接的にはそうはないわけです。直接的な意味ではたんなる委託であって、国家と個人との、あるいは国家サービスの購入という関係になっているわけあります。したがって自然発的にはやはり個別化

の過程として進展する場合が多いように思います。

どちらにしても、この間の資本主義的な生活様式の確立を、個別化としての社会化、または社会化としての個別化、どちらから言ってもよいと思いますが、そういった捉え方ができると思います。70年代までに達成された現代の生活様式というのは、各消費単位である家庭がばらばらに、かつ個別に、そして、大量に商品を購入して消費をする生活様式であると一般的に言えると考えます。しかし、この規定はきわめて経済的レベルの規定にとどまっているのではないかと思います。

おそらく基礎研ではこの生活様式をアメリカ的生活様式と呼んできているように思いますが、アメリカ的生活様式という言い方は、この個別的な大量商品消費が典型的にアメリカで実現し発展し、それをモデルにして日本でそれが進展したということだと、それはそのとうりだと思います。ただ同時に、そう呼ぶことによって日本の特質を分析することが充分に進まないという危険性もあると思います。この個別的な大量消費生活形態が日本的にはどのような形で進展してきたのかをもっと論議することが、今日必要であろうと思います。充分に整理しきっていませんが、一つには婦人の就業の問題にかかわって大量消費生活の進展の仕方についての問題があります。婦人の就業がようやく最近になって急速に伸びていますが、60年代、70年代のそれをアメリカやヨーロッパの場合と比較してみると高い水準にはいかなかった。かなりの部分の家事労働が専業主婦によって担われていたにもかかわらず大量消費が進展しているのはなぜかといった問題があります。あるいは、日本の生活様式の中で教育の占めるウエイトが高かったことの位置づけをする必要があると思います。たとえば、日本は戦前型の支配構造がいったん断絶したということもあって、ある意味で非常に流動性の高い社会構造を作り出し、その流動化を促進する根拠に教育というものが一つの役割を果してきたということは言えると思い

ます。したがって、個別化されて競争をするときの手段として教育が位置づけられる。しかも、日本の教育では、まだ個人主義的な教育制度が実現されていなくて、むしろ集団主義的な教育が初等・中等教育段階でなされてきている。このことを逆に言えば、各家庭の教育力によって影響を及ぼされずに教育が進行し、そのことによって一層流動性が高まるという構造があったのではないかと思っているわけです。それはまったく問題提起にすぎないのですが、しかし、こういったことが日本における教育のウェイトの高さの一つの根拠であろうと思います。また、他にもいくつかの問題があろうかと思います。たとえば、甲賀さんの話の中にも出てきた福祉と貯蓄率の高さの問題がもっと検討されるべきでしょう。

今日の主張の中心は、日本の特徴ということにあるのではなく、以上に述べたような日本の特徴をもちつつも個別性が貫徹したということであります。このように個別化する、物的相互依存が拡がっていることの意味をマルクスは『グランドリッセ』の依存関係史の3つの段階の中で、第2段階と呼んだわけです。相互依存は拡がるけれども、それはまだ物象化された段階である。しかし、その中でも個性、個人が確立する。初めて人類が動物的な相互関係から脱出することができ、それが新しい段階である自由な個性の連帯の段階への準備の時期にあるとマルクスは言っているわけです。70年代はそういう第2段階が日本で全面的に展開してきた時期と言えると思います。

しかも、こういう個別化が進み、個別的な大量商品消費生活という70年代までに達成された生活様式に対して早くも批判と反省という動きが出てきていると思います。環境問題なり安全性問題なりという人間と自然との物質代謝がおびやかされていることへの反省と批判、これが一つの生活様式転換の流れであります。そして、もう一つはすべての人間関係が物質的関係、金銭関係に置き換えられていることからくるさまざまな矛盾、これに対する批判と反省が出てき

ているのではないでしょうか。すなわち、新しい人間関係の成立の必要性ということが今、新たな課題として登場してきているのではないだろうかと思うわけです。70年代後半から、従来型形式ではだめではないかという批判と反省の動き、そして生活様式の転換という動きが実質的な課題として出てきているように思います。こういう生活での個別化なり個人主義的な生活様式が確立するなかで、今言った70年代の新しいイデオロギーといったものが展開してきているのだと思います。

4. 平等から自由へ—個人主義的価値規範の確立

生活の個別化あるいは個人主義的な生活様式あるいは個人主義的な意識、規範といったものは当然のことながら従来の家父長制的な価値、規範を崩壊させます。個人主義は、価値、規範としては個人をこそ最も価値あるものと位置づけるわけですが、そういう個人を最も価値あるものとする意識や規範がおそらく70年代をつうじて確立してきたと思われるわけです。そういう個人主義的な意識なり規範が初めて自立した個人、自らを律することのできる個人を作り出す基礎になるのではないかと思います。それは、今言いました、マルクスが言う第3段階における自由な個人の連帯へと結びついてゆくと思います。ただし、個人主義—個人こそ最も大事—というただそれだけでは社会は成り立ちえないわけで、何らかの、個人を社会的に統合する論理というものがいるのではないかと思うわけです。それは、第3段階というのが、エンゲルスの言葉でいえば、社会化された個人の出現した段階であって、個人主義であるとともに社会化されており、それも直接に人間のレベルで社会化されている段階であるのに対して、今日はまだ社会化されていない個人主義、物的諸関係を通してのみ社会化されている個人主義の段階でありますから、それらの諸個人を統合する論理として、金銭的な関係、経済的な関係で統

合するということになろうと思います。したがって金銭的な関係で包摶しきれない社会的分野においては様々な否定的な現象が社会的現象として現われざるをえなくなります。その一つが家族の解体ではないかと思われます。家父長制的な規範で家族が統合されていたのが、新しい家族関係の規範が登場しない前に、それぞれの人が個人として自立してしまえば、家族として統合されえないということが家族の解体ということでありましょう。また、そこから、様々な非行問題や家庭内暴力や主婦の様々な病理現象というものが生み出されてきているのではないかでしょうか。あるいは、今日、学校社会がきわめて管理主義的になってきていているということが様々な報告で言われてきています。いわば、今日の管理主義の台頭というものをどのように見るかということですが、これまで統合してきた規範が喪失し、新しい規範が登場しえず、代りに暴力的に統合するのが管理主義ではないかと考えます。受験校においてはさほど管理をしなくてうまくゆくというのは、やはり受験というものが一つの目的であり、それをヘグモニーとして統合しているからでしょう。しかし、そういったヘグモニーが喪失されると暴力でもって統合するというのが現在の学校管理の性格ではないかと思います。それは、まさしく個人主義が今やここまで来たと見なければいけないのではないかと思います。しかし残念ながら、今の個人主義は物的な相互連関の上に立った個人主義ですので、まだ各個人は社会化されていないわけです。したがって、それはますます解体と分散という傾向として現象していると見ざるをえないように思います。

おそらく、この辺のことと関連して、70年代の政治状況を保守化とか反動攻勢といつて呼び表わす基盤にこの個人主義の現状があるように思います。70年代に入って反共攻撃が「自由のなさ」という点にかけられてきたというのは一つの象徴的な事実であったように思います。おそらく、50年代から60年代にかけてはまだ格差とか不平等といったことが誰の目にも明らかで

あり、そのことに対する憤激というものが非常に高くて、平等や格差の是正を訴える主張というものが相當に説得力を持ったように思われます。70年代以降の新しい価値規範というものが拡がってくるなかで、自由なり、個性なり、多様化なり、というものをどういうプログラムで実現してゆくのかということが、今日、政治的な意味でも問われているのではないかと思います。

また、これとかかわって、特に70年代末から再び「中流論」というのが活発になりました。中流意識に関連して、私は以前、中流の意識の基礎は階級構成の変化なのだと言ったことがあります。要するに、皆がプロレタリアになる、皆が雇用者になる、しかも、ホワイトカラーが増加するだけでなくて現場労働者も含めてホワイトカラー的労働に転換してゆくということが「皆同じ」というような状況を作り出す一つの基礎になっていると言ったことがあります。もちろん、それだけではなくて個別化されて大量に商品を消費するといった消費社会、いわば大衆的消費社会というものが実現されてきたことが非常に大きな根拠であったでしょう。一方で、今日の意識面から言えば、多くの人々が従来の家父長制的な、あるいは地縁的な共同体から離れてはいるけれども、まだ一つの個性として個人として社会的に自らを主張するには至っていない。やはり、まだ全員の中の一人であるという意識の反映ではなかったかと思えるわけです。

したがって今日、以上の様な状況のなかで私たちには、新しい意識や新しい規範なりを踏まえた新しい運動論なり新しい組織論なりが要請されているのではないかということあります。こういった点に大胆に立ち入って問題を立ててゆかなければならぬのではないかとどううか。卒直に言いますと、いわゆるこれまでの統一戦線論的な、既成の政治勢力をどういうふうに統合するのかという論理ではすでに80年代は語れないのではないかという感じすら持っているわけです。この間、いわゆる全員加盟制的性格を持っている組織はどこもうまくいってい

ないよう思います。町内会—若干の例外はあるかもしれません—にかんしては、私の身の回りにいる、町内会を研究している社会学者の方々から町内会が活性化をしているということをお聞きしたことがありません。ますます、町内会が一つの住民組織として活性化しているというのではなくてきているように思います。また、最近の学生を見ましても、ますます、学生自治会が全員加盟の組織として機能してゆくのは困難になってきていると思います。また、日本の労働組合が企業内組合であるということは全員加盟的組合であろうと思います。このことは、日本の労働組合が政党支持別に分断されているといつても、何も社会党を支持するから総評系労組へ入るのではなく、民社党を支持するから同盟系労組へ入るのではなく、たまたま職場が同盟系であったということによっているという実態を見ても言えようと思います。このような労組にかんして、たとえば60年代には同盟系は組織率を伸ばしていたのですが、今日この同盟系労組を含めて労働組合の組織率は年々低下し、今や3割をきっています。労働組合が組織されてもそれはほとんど純中立ということになっています。また、単に組織率が低下してきただけでなく、労働組合そのものが活性力をなくしてきているという事例が様々な所で報告されています。しかし、新しい活性化の芽は、こういった所にあるのではないか、といったことはなかなか伝わってこないわけです。こういうように全員加盟制的組織が、かなり大きなターニング・ポイントにきているというだけではなく、全人格的に統合する組織もまた大きな転換期を迎えているのではないかと思えます。全人格的統合組織は各人の自発的意思によって統合されているわけですけれども、統合のされ方が変わって来ているのではないかと思います。この秋に、朝日新聞が公明党、創価学会—20年たった—の内情について報道していた中で、創価学会もかなり変ってきた、政党支持がかなり多様になってきていて、信仰は創価学会だけれども政党支持は仕事の関係で自民党であると

いったことが報じられていました。信仰は信仰、政党支持は政党支持というふうに、一つの典型的な全人格的統合組織である創価学会ですら転換期を迎えているわけです。

また、大学紛争以降、学生がクラブを離れて同好会にばかり走るという同好会ブームについてはここ10年ぐらいの傾向として言われてきました。この傾向はますます強くなっているわけですが、これは組織離れであり組織嫌いであって嘆かわしいことであるという論調が多かったと思います。しかし、この現象は一方で、既成の組織に参加するのはいやだけれども自分で組織を作るといった面を持っているわけです。したがって、彼らは組織者であると言えるわけです。気の合った同志すぐに集まるというのは、長期的な見通しはあまりありませんが、すくなくとも自分で組織するという能動性を持っているわけです。既成の組織に自分を適合させていくという思考は非常に少なくなってきていて、自分に合わせて組織を作っていくという逆の動きが出ていると思います。

さきほど冒頭に申し上げましたように、私は、生協をもう少し社会科学的に位置づけたいということで色々と研究会を持っています。御存知のように、70年代末から80年代にかけてスーパー・マーケットがどこも困難にぶちあたるなかで、生協は非常に急成長をとげます。これは事業的にもそうですし、組織的にも非常に大きな成長をとげます。様々な民主的諸組織の組織率が低下する中で、生協の組織率は非常に驚異的なスピードで伸びるわけです。どうしてそういうことが起きたのかを色々考えて見ますと、私は以上に述べてきたような脈絡の中で考えて見るべきであろうと思うわけです。つまり、一つは、個人主義的な生協の性格、すなわち、生協が個人の生活を前提にしてそれを豊かにするためのものであるという性格を持っているということです。生協への加入は非常に限定的であり、もちろん全人格的に統合されるということはな

いわけです。しかも、生協の運営というのはきわめて自由な組織体であるという面があるわけです。京都生協の例で言えば、総代会のような場で最初から最後まで執行部批判の連続であり、執行部がこれほど袋だたきにされる民主団体というのは他にはないのではと思われるほどに組合員の奥様方は言いたいことを言うわけです。このように、生協というのはきわめて自由な組織体であるという印象を強く抱くわけです。それぞれの人が自分の生活に関連のある点で生協に参加してくるわけです。たとえば、安全性に関心のある人、生活文化に関心のある人といったぐあいに色々なそれぞれの接点で参加をしてくることができるわけです。そういった、かなり柔軟な組織体であると言えると思います。こういうぐあいに、一つは個人的な生活の豊かさというものを個人主義的な発想というものをかなり大事にしている。その上でさらに、さきほど申し上げましたように、従来問題にされてきたような生活様式に対する批判、これがかなり広範に拡がってきている。こういう中で、生活を考え直そうという動きになってきているのではないかと思います。やはり、過大評価かもしれませんけれども、生協の組合員活動をしている人たちを見ると自立した個人である人たちが自由に集まり、自由に連帯しているという印象を強く抱くわけです。そういった、自立した個人が自由に連帯し、しかも多様に組織化される。こういった組織化の一つの芽ばえではないかという仮説を持って、今少し見守ってみようと考えているわけです。今後、生協にかぎらず、自由な個人の自発性、ボランティアを基礎にした組織、しかも多様な組織、柔軟な組織、組織体というものを今少し具体化する手立てを考えなければならないのではないかと思います。また、そういったものが本当の意味での革新なり、社会主義なりへつながってゆくのではないかと思います。

(かわぐち きよふみ、立命館大学)

コメント I

「構造転換」の一視点 —グラムシとブレイヴァマンにふれて—

青木圭介

報告の二人の先生のお考えについても、このシリーズのこれまでの成果についても勉強不足なので、勝手なことを話すことになると思います。

「構造転換」とか現代資本主義の危機とかいう場合に、先程、甲賀先生も言われたように、古いタイプの危機概念といったものがかなりあったと思います。この点でグラムシの危機論を見てみたらどうか、というのが第1の話です。

グラムシは30年代の危機を、工場評議会の指導者だった時期の支配的な概念、つまり資本主義はもうゆきづまったという把握への反省の上に、分析しています。その中身は何かというと、利潤率の傾向的低下の法則というものはそれだけを取り出してもダメである、それは相対的剰余価値の法則の矛盾的な側面であって、相対的剰余価値の法則、いわば労働過程の変化を基礎とする法則から切り離して取り出してもダメだ、というのがポイントであります。そして、グラムシは30年代の危機、とりわけイタリアにとつてはファシズムを、アメリカ的な生産および生活様式——アメリカニズムあるいはフォード主義と呼んでいます——を導入する過程として考察しています。ファシズムはこの過程を国家の介入を通じて進めるわけですが、それによって、生産からますます疎外されて、イニシアティブを失いつつある資本に、もう一度、労働過程・工場におけるイニシアティブを握り直させる。この過程は、同時に、新しい生産力と労働にみあう全国民的な生活様式や文化様式の根底からの再編成もある。こうして経済的な領域における一種の受動的革命が起きる。彼は、そういう

ことを述べています。新たな資本へのヘグモニーを暴力の契機からだけではなく、いわば技術革新にもとづく労働・生活・文化の様式の全国民的な転換からも分析しているわけです。

したがって、生産力と生産関係ということを軸にして「危機」をとらえようとする場合に、労働者階級の対抗力が大きくなつて資本主義がゆきづまるというような見方も少なくないわけですが、グラムシのこの見解によれば、たとえば機械と労働者の競争を組織したり、エネルギーの転換を組織したりすることによって、労働者階級や資源産出国を貧困化させるという法則を基本的なものと見なければならないということになります。

第2にお話しするのは、ブレイヴァマンの指摘についてです。ブレイヴァマンが取り上げた現実は何かといいますと、いま日本に現れている第三次産業化です。アメリカでは第三次産業の就業率が1960年代の中葉に50%を突破しています。彼はこういう現実を取り上げ、労働過程の分析を基礎にしてそれを研究しました。

ブレイヴァマンは「労働の衰退」の過程を次のようにとらえています。分業と協業にもとづく生産力の発展とともに個々の職種や労働(具体的な用労働といつてもよい)が大量になれば、それは作業分析や技術革新によって分解され、標準化される。この過程は教員のような専門職にもおよぶ。熟練労働や専門職が解体されて大量の単調労働(精神労働からの疎外)に置き換えられていく。この「労働の衰退」を基礎に共同体や家族の解体(「生活の衰退」と教育制度の無内容化(いわば「文化の衰退」)が進行する。

そこでブレイヴァマンが特に強調していることの一つは、労働者階級の現役軍と予備軍との交錯が非常に激しくなって貧困化が進むという問題です。この問題は、日本のように労働者の権利の水準が明確かどうか疑わしいような社会では、第三次産業化やサービス経済化にともなう問題として最も重要なものであろうと思います。

ちょっとおもしろいと思ったのは、「抽象的人間労働」という概念をマルクスは現実の資本主義の労働から抽象したのですが、今日ではこれが現実化しつつあると指摘しているところです。

これを森岡理論にくっつけて言うと、資本の側は(「抽象的資本」と言いますか)生産や部門にこだわらない資本一般の性格をますます強めつつあるというわけです。それはグラムシの言う「生産から疎外された資本」という概念と相通じるものがあると思います。こうして現実化しつつある「抽象的資本」は投機性と寄生性を強め、現実化しつつある「抽象的人間労働」は相互競争によって貧困化するということになります。

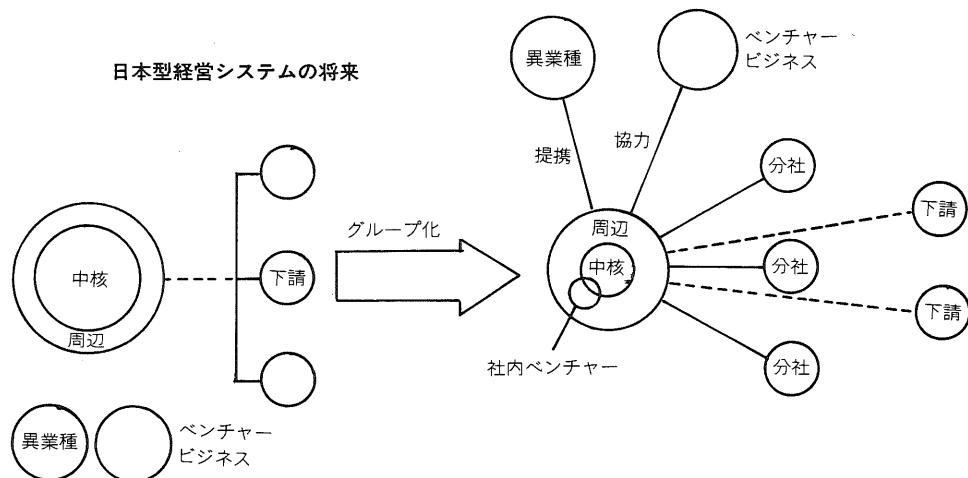
第3の話は、ME化などにともなう「労働の二極分解」ということについてであります。たとえば、鉄鋼業でも、従来基幹的とされていた部署にも社外工がはいってきて、本工が減少しているとか、日立戸塚工場の設計部門の例では供給労働者(社外工)の比率が半分ちかくなっていることがあります。これまで自社でおこなっていた労働を「過剰化」し、排出することは、サービス産業の急成長としてもあらわれています。対事業所サービスでいいますと、代表的なものはビルメンテナンス業と情報処理産業です。伍賀氏は、増大する社外工・派遣労働者・パートタイマーを分析して、このような不安定就業労働者の大部分を「相対的過剰人口の現代的形態」と呼んでいます。その意味は「過剰人口でありながら資本蓄積にとって必要不可欠の位置を占めるというはなはだ矛盾に満ちた労働者である」ということです。

経営者の側でも、基幹部分の縮小と周辺部分

の拡大という事態を「労働の二極分解」と呼んで、非常に大きな不安と関心をもって見ています。日本における従来の安定装置であった日本型経営や終身雇用制にどのような影響を与えるのかというわけです。今の労基法とか職安法とかパート法制とか、また男女雇用平等法とかの動きも、このような事態への対応策であろうと思います。

この点で、非常に面白かったのは、例のソフトノミックス・フォローアップの岩田龍子チームの報告「日本型経営システムの将来」です。図を見て頂きたいのですが、この報告で言われているのは次のようなことです。大きな、固定しやすい中核組織とかなり固定的な下請け関係をもつシステムから、意思決定部門を中心とする小さな中核組織と大きな周辺部分をもって、社内ベンチャー・分社・下請けや異業種・ベンチャーとの提携を臨機応変にスクラップ・アンド・ビルトするシステムへ転換しつつある。このような企業の中核組織は、財務情報と人事情報とを集中して「戦略的意思決定」を独占する中心部分と限定された業務を遂行する部分に二分化する。周辺部分と呼ばれる所に不安定就業が拡大する。そして、この有力な本社組織のもとにグループ化された社内ベンチャー・分社・下請けや異業種・ベンチャー企業では、内部での競争とグループ間の集団的競争とが結びついで能力主義官理が強化される。「グループ内での人材スカウト制」などが定着すれば、終身雇用制を維持しつつ競争のダイナミズムがでてくる、というのです。「労働の二極分化」とそれにともなう中核部分の削減と動搖が進むわけですが、残った中核部分の終身雇用制も、仕事や専門的能力というよりも、グループ内のポストを次々移るという姿になっています。

できそこないの三題嘶のような具合ですが、まとめとして三つのことを申し上げます。一つは、主体形成についてです。ブレイヴァマンには主体形成論がないという批判があるということは、富沢先生も基礎研の講演で述べておられます。ブレイヴァマンは、階級意識というもの



の現れ方や時期は様々であるが、階級は自分自身の意識を顯示することなしには存在することができない、ということも言っていますが、「労働の衰退」の克服については展望を示していません。このためには、「現代的なエンジニアリングの科学・設計・操作上の権利」が必要であるが、それは「教育と労働の結合」によってのみ可能である。しかし、資本主義的生産様式は労働者を無知のままに残しておくことを好む、と言っています。ブレイヴァマンもグラムシも、技術革新にもとづく労働・生活・文化的構造転換が「新しい型の労働者」をつくりだすという認識では共通しています。グラムシはこれを、貧困化しつつも工場評議会など（住民評議会も）をつうじて自己統治の訓練をするヘゲモニーをめざす過程として把握しています。この点をひきついで研究することは私たちの課題ですが、それにしても、「働きつつ学ぶ」大量の労働者研究者をつくりだすという基礎研の運動はなかなかイイ線をいっている、とあらためて感じました。

もう一つは、「構造転換」の民主的道すじと「資本主義そのものの転換」の道すじとを結合

しつつ展開することです。

最後に、労働者の生活様式・文化状況の変化を労働の変化と結合しつつ分析を深めることです。

〈文献リスト〉

- 〈1〉 C. h. ブューシ=グリュックスマン『グラムシと国家』、合同出版、1983年
- 〈2〉 後房雄「グラムシ政治理論をめぐる若干の論点について——自由主義国家、『フォード主義国家』、介入主義——」『南欧文化』第9号、1983年
- 〈3〉 H. ブレイヴァマン『労働と独占資本』岩波書店、1977年
- 〈4〉 森岡孝二『独占資本主義の解明』、新評論、1979年
- 〈5〉 伍賀一道「現代不安定就業労働者の社会的・経済的位置について——社外工・派遣労働者・パートタイマーを中心に——」『金沢大学経済学部論集』第2巻第2号1982年3月
- 〈6〉 日経連「M E 化の進展と企業の対応」、昭和59年2月
- 〈7〉 岩田龍子チーム「日本型經營システムの将来」、昭和59年8月（ソフトノミックス・フローラーアップ研究）
(あおき けいすけ、所員・広島支部)

コメント II

現代日本の労働者生活について

森 岡 孝 二

お二人の報告を聞いて考えたことと、あらかじめ考えてきたことを織りましてコメントさせていただきます。

さきの甲賀さんの報告ではスタグフレーション下の階級対立をめぐる経済的諸関係が取り扱われていましたが、私はスタグフレーションは蓄積危機と財政危機の複合現象であり、その発現の仕方やそこからの脱出の条件はその国の相対的過剰人口の存在形態や雇用政策のあり方と大いに関係があると思います。

第二次大戦後、先進資本主義諸国では、ケインズ主義的有効需要創出政策とだきあわせにいわゆる完全雇用政策が推進されてきました。しかし、1970年代半ば以後、スタグフレーションが顕在化してからは、事態は誰の目にもはっきりと様変りしてきています。イギリスは1944年の有名な雇用政策白書で戦後における高水準の雇用の維持は政府の責任であると宣言しました。そのイギリスが、いまサッチャー政権のもとで、公然と失業増大政策を採用しています。1946年雇用法によって完全雇用政策を制度化したはずのアメリカ合衆国では、レーガンが福祉政策とともに完全雇用政策を放棄することを積極的な政策として推進しています。

完全雇用政策を、その本質的論議はさておき、さしあたり、政府の財政支出を通じて高水準の雇用を維持する政策と理解するならば、すでにそれは理論の上で主張された時点から、永続的な政策ではありえないという批判がなされました。たとえば、カレツキは1943年の論文で、長期にそういう政策が採用されれば、労働攻勢や、物価上昇や、財政赤字をもたらして、やが

て大企業に押されて赤字削減、失業増大の伝統的政策に復帰せざるをえない、と指摘しています（拙著『現代資本主義分析と独占理論』青木書店、1982年、第12章）。素人考えでも、資本主義のもとで高水準の雇用が持続すると、労働市場の需給関係が逼迫し、賃金上昇を招いて、剩余価値ひいては利潤を圧縮し、蓄積の減退をもたらす、ということがわかります。

まさしくそのことが現代資本主義の蓄積過程で生じてきた。完全雇用政策を放棄する。それを産業再編や雇用調整のための労働力流動化政策にすっかり変質させる。さらには人為的に失業者を大量につくりだして、低賃金労働力の基盤を創出するとともに、労働者階級のかちとった民主的諸権利を剝奪する。そういうことをすることなしには、資本蓄積の基礎的条件そのものを維持できない事態に立ち至っている。このことは『経済科学通信』の最近号（第44号、1984年12月）の巻頭言で、高須賀義博さんが指摘している点でもあります。彼は「われわれはあらためて産業予備軍の経済的機能の現代的意義を再確認せざるをえない」と言っております。実際そうだと思います。資本主義本来の相対的過剰人口の機構を再構築することがレーガノミックスの基本政策の一つをなし、中曾根行革にもそれがうかがえるように思います。

ただ日本の場合は、スタグフレーションが深刻な他の諸国に比して、技術革新と資本構成の高度化のテンポが早く、資本蓄積に好都合な労働力の需給調整機構が存在してきた。甲賀さんの報告との関連でいえば、他の国にくらべて資本にとってより好ましい労働生産性増加率なら

びに労働供給増加率が維持されてきた。そしてそれが失業率や物価上昇率からみた日本経済のいわゆるパフォーマンスの良さを支えるとともに、日本の製品の輸出攻勢に拍車をかけ、国際経済摩擦を強めてきた。

他方、この問題は川口さんの報告で取り上げられた今日の日本における生活様式の転換について考えるうえでも大きな意味をもっています。私は、現代日本の国民生活、わけても労働者生活の主要な特徴の一つは生活様式そのものの激変性にあり、その激変性の基盤にはまた労働過程における労働力の高い流動性と、労働市場における労働力の高い流動性があると考えます。

マルクスは労働過程ないし生産過程にかんして労働力の流動化という言葉を用いています。それは潜在力である労働力を活動させて生きた労働を汲み出すことであり、流動性が高いというのは、労働過程でより多くのエネルギーを流動させる労働者の能力を意味し、したがって労働力の活動量・労働の支出量が多く、少数の労働者からより多くの労働を搾り出すことができるなどを意味します。さきごろ藤本武さんの『国際比較、日本の労働条件』という本が新日本出版社からでて、基礎研の大坂支部の例会でも取り上げましたが、その事実資料と分析をみても、日本は労働生産性の上昇率がきわめて高く、かつ労働時間が異常に長い。ヨーロッパとの比較では1週でざっと4~5時間、1年で1~2ヶ月長い。しかも労働の強度も高い。つまり労働力の流動性がきわめて高い、ということがわかります。

この流動性の高さは、労働市場における労働力の流動性の高さと密接な関係があります。すなわち、労働過程における労働力の流動性の高さが、技術革新や産業再編成のスピードとあいまって、相対的過剰人口の一形態としての流動的過剰人口をたえず排出・吸引し、その圧力がまた労働者相互の競争の激化をつうじて労働過程における労働力の流動性を高めるというようになります。

時期によって現われ方は違いますが、総じて

戦後の日本では、アメリカからの技術導入とその改良・普及をここに技術革新が急速に展開され、労働様式が不斷に変革され、産業構造が急速に変化してきました。そのため職場では、急速に熟練が解体される。あるいは技能が陳腐化することをつうじて、中高年が失業の不安におびやかされる。配転や出向や転職等の労働移動にさらされる。定年が早く、まだ働く意志と能力とをもちながら引退を余儀なくされる。とくに停滞的過剰人口に数えられる社外工や臨時工や季節労働者やパート労働者は慢性的に不安定で不完全な就業状態を強制されている。そしてそういう中高年層や不安定就業者の犠牲の上に、労働市場の入口に立つ若年層については、かなり高い就職率と雇用水準が確保されている。欧米のように青年の失業率が高いとのことは逆の構造になっているわけです。

相対的過剰人口の存在形態からいえば、ご承知のように、こうした流動的および停滞的過剰人口とならんで、農村住民の都市への流出や兼業化をつうじて、潜在的過剰人口のプールから大量の新規労働力が供給されてきました。農村から都市への人口流入は高度成長期にくらべて沈静化してきた。70年代半ばからは製造業の雇用が減り、いわゆる経済のソフト化・サービス化と関連して第3次産業の雇用、とくに婦人の雇用が増えている。こうした変化をともないつつ、資本にとって労働力の需給調整機構がうまく作動し、低賃金労働力の基盤が形をかえながら維持されてきました。またこうした労働様式や産業構造の変化は核家族化を軸とする生活様式の変化をもたらし、消費財の新しい需要を喚起し、川口さんの報告でいわれたように、家族の欲求充足がますます市場と資本の生産物に依存する方向での生活の社会化をもたらしてきました。従来の家事労働の多くが賃労働におきかえられ、ブレイヴァマンにならっていえば、普遍的市場とともに普遍的賃労働の世界が現出し、それだけ資本の営業領域、搾取領域が拡大されてきました。

さきほど、日本では労働市場での労働力の流

動性と労働過程での労働力の流動性とが相互促進的な関係にあるといいました。そのことは生活様式の変化の面からも確認できます。今日の日本の労働者生活を象徴することばに、住宅貧乏と教育貧乏ということばがありますが、藤本武さんの本と早川和男さんの『住宅貧乏物語』(岩波新書、1979年)とを重ね合わせて読むと、日本ほど能動的生活時間(自由時間)と生活空間(住宅)が貧しい国はないという感じがします。しかも人々はそのせまい住宅を転々と移動する。そのさいの住居移動、人口移動は住宅事情によるたんなる住み替えというよりは、配転、出向、転勤、転職、就職といった職業上の理由による移動のほうがはるかに多い。1981年に国土庁が行った調査では、年間に約720万人が他の市区町村へ移動しているが、そのうち38%は職業上の理由による、15%は住宅の理由による、となっています。

労働者の住宅事情は高いローンをともない、その負担は働きざかりの中年にきびしくのしかかっていますが、教育費もまた中年の肩に重く

のしかかっています。教育費が高く、他の生活費をきりつめざるをえないという意味での教育貧乏は、生存競争が激しく、年金制度ひとつとってもバラバラで公的な最低保障水準が低く学歴と職歴によって老後の生活が大きく左右されるという日本特有の事情に起因している。そしてそれが技術革新や労働様式の変化に対応した労働力の技能性を高めるとともに、マルクスが本来的な意味で言った労働力の流動性、すなわちより多くのエネルギーを引き出してより多くの剩余労働、剩余価値に結実させるという意味での流動性を高めることに結果しています。

以上、日本の特殊性を強調しすぎかもしれません、逆にいうならスタグフレーションへの資本と国家の対応にせよ、生活様式の変化にせよ、資本主義的蓄積の一般的諸法則がより資本主義的に貫徹しているのが今の日本だともいえます。その点をあえて主張して私のコメントを終ります。

(もりおか こうじ、所員・大阪支部)

今日の地方公営交通問題

林 久 和

国鉄の分割・民営化、関西新空港問題などに象徴されるように、今日、わが国の交通体系は激変の波にさらされ、危機に直面している。全国の地域交通もその例にもれない。本稿は、国民の基本的人権にもとづく交通権を守り・発展させる立場から、「合理化」問題を中心に全国都市の公営交通事業の実態を分析し、当面する課題を明らかにする。

(編集局)

I はじめに——地域公共交通の破壊

今日、国鉄問題、関西新空港問題などにみられるように、日本の交通体系とそのあり方を根本から改変する動きが強まりつつあるなかで、全国の地域交通は大きな課題に直面し、それに對して住民と労働者の立場に立った解決への前進が切実に求められている。

住民の足を支え、生活に密着した地域交通は、国民(地域住民)の基本的人権にもとづく交通権にたいして、第1に国鉄の分割、民営化、地方線の廃止、第3セクター化、地域別運賃などによる住民の移動手段の削減、剝奪、第2に私鉄資本による沿線住民の収奪、生涯支配の強まりなどによって、第3に指定都市をはじめ、その地域圏の中心となっている全国の118自治体の公営交通は、これまで以上の「合理化」と料金値上げによって、その「公共性」をさらに大きく後退させようとしてきていている。

この稿では、各都市の公営交通事業の「合理化」を中心とした今日の実態をみるなかで、問題点を考えたい。

II 今日までの「合理化」、料金値上げ

交通事業を経営してきた44都市(町営は省略)の主な事業の推移についてみると第1表の数値となっている(61年度は全国的に公営交通の収支が赤字に転落はじめ、66年度は第一次財政再建計画の初年度としているところが多いが、実施はほとんど67年度からであるので、その前年として、72年度は第二次財政再建計画の前年、82年度は今日の「合理化」が多く出されてきた年度ということで抽出した。「合理化」及び財政状態の指標は他にも多くあるが省略した)。

1. 事業経営の推移

①事業数

路面電車(都電・市電)は61年度の18都市から82年度の5都市になり、トロリーバスは72年度で4都市とも廃止すみである。バスは61年度の42から82年度39になり、3都市のみの廃止となっている。高速鉄道(地下鉄)は61年度3都市が82年度8都市へと増大している。路面電車は第一次財政再建計画(66年度から6年~14年間)で4都市、同期間に財政再建計画非適用で4都市の合計8都市、第二次財政再建計画(73年度か

第1表 地方公営交通事業(44都市)の推移総括表

| 事業 | 1961年度 | | | | | 1966年度 | | | | | 1972年度 | | | | | 1982年度 | | | | |
|--------|--------|--------|---------|-------|-------------------|---------|--------|---------|-------------|---|---------|--------|---------|---------------------------------------|---|--------|---------|---------------------------------|--|------|
| | 事業数 | 人員(A) | 営業*・(イ) | A/I | 累積赤字 (百万円) | 事業数 | 人員(B) | 営業*・(ロ) | B/I | 累積赤字 | 事業数 | 人員(C) | 営業*・(ハ) | C/I | 累積赤字 | 事業数 | 人員(D) | 営業*・(ニ) | D/I | 累積赤字 |
| 路面電車 | 18 | 24,051 | 737.0 | 32.6 | | 16 ⑧ | 18,738 | 655.0 | 28.6 | (3) (2) 0.0 △202.2 34,551.6 | 8 | 3,586 | 170.0 | 21.1 △36.1 1,628.5 | (8) 0.0 △27,988.0 | 5 | 910 | 68.4 | 13.3 (1) 0.0 (4) 3,860.0 | |
| トロリーバス | 3 | 1,419 | 97.0 | 14.6 | | 4 ③ | 1,693 | 104.0 | 16.3 | (1) (3) △36.1 1,628.5 | | | | | | | | | | |
| バス | 42 | 36,559 | 7,229.0 | 5.1 | | 40 ⑪ | 44,402 | 8,086.0 | 5.5 31.7 | (1) (3) 0.0 △179.3 0.0 66,30,151.2 | 39 ⑫ | 40,217 | 8,763.0 | 4.6 84.0 0.0 △119,581.2 | (1) 0.0 △30,571 9,293.1 99.0 △183,854.0 | 39 | 30,571 | 9,293.1 | 3.3 (8) 0.0 (1) 99.0 △183,854.0 | |
| 高速鉄道 | 3 | 3,195 | 29.2 | 109.4 | | 3 | 7,510 | 58.0 | 129.5 | (3) 12,593.3 | 5 | 14,894 | 152.0 | 98.0 (1) 0.0 (4) 92,332.0 | (1) 0.0 8 19,120 268.7 71.2 (2) 0.0 (6304,709.0 | 8 | 19,120 | 268.7 | 71.2 (2) 0.0 (6304,709.0 | |
| 中量軌道 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 125 | 6.6 | 18.9 (1) 7,742.8 | | |
| 合計 | 66 | 65,224 | 8,092.2 | 8.1 | △612.5 9,058.1 | 63 ② | 72,343 | 8,903.0 | 8.1 | (5) (5) 0.0 △417.6 0.0 78,924.6 | 52 ⑩ | 58,697 | 9,085.0 | 6.5 (2) 0.0 △239,901.2 | (2) 0.0 53 | 50,726 | 9,636.8 | 5.3 △10 0.0 △500,165.0 | | |

注) 1.都市毎の個別表は省略(現在、公営交通事業経営は40都市)

2.事業数欄の○内は財政再建計画適用事業

3.バス事業B/I、C/I、D/I欄の上段は乗合ワンマンカー率(%)

4.累積赤字欄の△は第二次再建計画適用事業、0.0は廃止事業をさす。

出所:自治省編「地方公営企業年鑑」各年度版より作成

ら2年～15年間)で3都市と大幅に廃止された。

②営業路線

61年度から82年度への推移は、路面電車737.0 km→68.4 km(9.3%), 第一次財政再建計画からは586.6 km減), バス7,229.0 km→9,293.1 km(128.6%), 高速鉄道29.2 km→268.7 km(920.2%)であり、路面電車の大幅な減と高速鉄道の大幅な増となっている。

③職員数

61年度から82年度までに、路面電車は24,051人→910人(3.8%), 高速鉄道3,195人→19,120人(598.4%), バスは表中の最高66年度44,402人→30,571人(68.9%)となり、第一次財政再建計画以降82年度までに、トロリーバスと中量軌道(ニュートラム)を含めた5事業総計(建設中を除き営業事業のみ)では72,343人→50,726人(70.1%)と、30%の人員減になっている。

④営業路線と職員数

営業路線1キロ当りの職員数(職員数/営業路線キロ)は66年度から82年度までに、路面電車28.6人→13.3人(46.5%), バス5.5人→3.3人(60.0%), 高速鉄道129.5人→71.2人(55.0%)

となり、大幅な人員削減が行われたことをしめしている。これは、とくに乗合バスのワンマンカー比率が66年度31.7%から82年度99.0%へ推移したこととほとんど一致している(各都市の社会的、地理的、歴史的等の条件、一般管理、運行管理、技術関係の「合理化」の程度、バスでは乗合と貸切の構成の相違などによって指標に差がみられる)。

2. 料金の推移

62年度から66年度の5年間では、横浜の2倍(15円→30円)以外、値上げなしまたは最高1.54倍(13円→20円)にとどまっていたが、67年度から72年度の6年間では1.25倍(20円→25円)～2.67倍(15円→40円)、73年度から82年度の10年間では2.5倍(40円→100円)～5.0倍(20円→100円)の値上げが行われ、67年度から82年度にかけては、4.5倍(20円→90円)～9.3倍(15円→140円)となっている。このように各都市の値上げ時期、比較の期間が異なることを考慮にいれても、第一次財政再建計画以降大幅な料金値上げを実施してきたことをしめしている。最近では84年に指定都市を中心に10%強(140円→160円

等)の値上げが行われた。

3. 今日までの「合理化」の内容

以上の事業数、営業路線、職員数及び料金の変化は、財政再建団体の指定を受けた事業団体を中心に指定を受けなかった事業団体も含めて、「財政再建」、「財政の健全化」の名のもとに実施されてきた諸策の結果である。

その諸策の内容は、第一次財政再建計画では、「財政再建にあたっての基本方針は、①大都市における路面電車の撤去、②ワンマン化などの合理化による収支の改善、③一般会計との負担区分の明確化ならびに国および一般会計からの援助、④車庫用地等の不用財産の売却、⑤人員の縮減と給与体系の合理化、⑥料金改訂、乗客増による增收等の措置を講ずること等とされた」(公営交通問題研究会の自治大臣への「公営交通事業の経営健全化に関する報告」72.10.30)。その結果は、「極力経営の建直しを図り、路面電車の計画的撤去、バスのワンマン化の推進、人員の縮減、諸手当の合理化等の成果をあげてきたが、経営収支は必ずしも好転せず」(同報告)といわれる事態となった。

このようにより悪化した事態にたいして「緊急に経営健全化のための総合的な対策」として出された第二次財政再建計画は、「①累積不良債務の解消、②経営の改善合理化の徹底、③行政路線に対する財政援助等の諸措置を講ずるほか、都市交通環境の改善整備を積極的に進める」(同報告)として、具体的には、助成の改善、企業努力として機械化、業務体制の合理化、路線再編、営業所廃止、企業環境の整備としてのバスの優先通行、諸車の交通規制などが進められてきた。

4. 「財政再建」の今日の結果

以上の「合理化」、料金値上げの結果を累積赤字についてみると、路面電車は、存続する5事業の内、東京都はゼロになったが、4都市は66年度に比べて82年度は発生、ないし増大させている。バスは、82年度8都市がゼロとなった

が、累積総額では66年度301億51百万円から82年度1,838億54百万円へと6.1倍化している。高速鉄道は、京都、福岡がゼロとなりながら、66年度125億93百万円から82年度3,047億9百万円へと24.2倍になっている。

82年度で累積赤字をなくした事業の実態は、東京都の路面電車が総収益45億63百万円の32.4%にあたる14億77百万円の他会計補助金によって前年度までの累積赤字をなくしたにすぎず、バスでは岐阜市バスが総収益22億22百万円のうち固定資産売却益2億79百万円(12.6%)によって、また他都市では他会計繰入金及び補助金(国、府県、他会計)によって、いわば非常処置ともいえるやり方で累積赤字をなくしたところが多い。高速鉄道では、京都が総収益138億81百万円のうち40億95百万円(29.5%)、福岡が同じく200億13百万円のうち85億33百万円(42.6%)の建設補助金を営業外収益とすることによって累積赤字を生み出さなかった。この建設補助金は開業当初より年度を経て減少していくので収支は安定してくるとはいえない。このように累積赤字をゼロとしたところでも必しも財政が「健全化」したとはいえない状態である(「地方公営企業年鑑」第30集)。

以上のように、第一次及び第二次財政再建計画を中心とする各都市の「財政再建」の方策は、補助金や環境改善などで一定の前進とみられる側面もあるが、しかしそれも部分的であり、全局面の根本的な改善の条件となりえていない。その基調は、事業を廃止して住民の足をうばい、料金値上げで負担を重くし、労働者には首切り、配転、労働強化、賃金抑制などを実行することである。結局、住民と労働者の犠牲を増大させながら、財政危機を中心とする公営交通の危機をより深刻化させて今日にいたっているのである。

III 今日の「合理化」

今日の地方公営交通事業にかけられてきている「合理化」について、日本都市交通労働組合

今日の地方公営交通問題

第2表 地方公営交通事業「合理化」の内容

| 都市名 | 提案日 | 合理化 | | | | | | 妥結日 |
|-----|-------------------------|------|------|------|------|--------|-----|------------|
| | | 事業廃止 | 事業縮少 | 人員削減 | 賃金抑制 | 労働時間延長 | その他 | |
| 札幌 | 83. 8. 22 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 苫小牧 | | | | | | | | |
| 函館 | 83. 1. 7 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 83. 6. 11 |
| 青森 | | | | | | | | |
| 秋田 | | | | | | | | |
| 八戸 | 82. 11. 29 | | | ○ | | | | |
| 仙台 | | | | | | | | |
| 東京 | 84. 1. 20 | | ○ | ○ | | | | |
| 横浜 | | | | | | | | |
| 川崎 | 83. 8. 26 | | | ○ | | | | |
| 名古屋 | 83. 9. 21 | | ○ | ○ | | | | 84. 1. 12 |
| 浜松 | 84. 1. 5 | ○ | | | | | | |
| 岐阜 | | | | | | | | |
| 大阪 | (答申) 84. 1. 30 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 京都 | 83. 4. 21 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 一部83.10. |
| 神戸 | 84. 1. 17 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 高槻 | 83. 4. 19 | | | | | | | |
| 伊丹 | 83. 11. 18 | | | | | | | 一部83.12.18 |
| 尼崎 | 83. 11. 29 | | | | | | | |
| 明石 | | | | | | | | |
| 姫路 | | | | | | | | |
| 徳島 | 83. 12. 11 | | | | ○ | ○ | | |
| 鳴門 | 83. 10. | | | | | | ○ | |
| 小倉 | | | | | | | | |
| 松島 | | | | | | | | |
| 尾道 | | | | | | | | |
| 三原 | 83. 12. 14 | | | | ○ | | | 83.12.27 |
| 呉 | 83. 3 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 岩国 | 83. 12. 26 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 山口 | 82. 12. 24 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 83. 4. 1 |
| 宇部 | 83. 11. 4 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 松江 | 83. 1. 14 | | | | ○ | ○ | ○ | 83. 4. 1 |
| 九州 | 83. 1. | | | ○ | | | | |
| 福岡 | 83. 10. 31 | | | ○ | | | | 83.12.28 |
| 佐賀 | 83. 5. 11 | | ○ | ○ | | | ○ | 一部83. |
| 佐世保 | | | | | | | | |
| 長崎 | 81. 1. 16 83. 11. 25 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 一部83.12.23 |
| 荒尾 | | | | | | | | |
| 熊本 | | | | | | | | |
| 鹿児島 | 83. 12. 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

の「合理化関係資料集」(84.2.16), 同組合機関紙「都市交」及び各自治体の公営交通に関する審議会答申等によって得られる26都市の「合理化」の内容を整理すると以下のようになる(これらの内容は83年を中心とした自治体当局の提案であり, 現在聞かわれているものが多く, 妥結したところでは妥結の内容と少し異なるものもある。冗文になるかもしれないが, 実態資料という意味から用語はほとんど資料通りのものを使用し, 要約せず網羅した。第2表参照)。

1. 「合理化」の内容

①事業の廃止, 縮少

●事業の廃止

浜松市では市自動車運送事業対策協議会答申「3年で市営バスを廃止するのが最善の方策である」を受けた84年3月の定例市議会が「3年計画による民間移譲」を決定。市当局は民営移管実施計画(乗合バス13路線を84年度市東南部6, 85年度西部4, 86年度北部3, 職員196人→ゼロ)によって遠州鉄道への移管を決定し, 84年10月1日に3路線と貸切バスの移管を実施した。鹿児島市は路面電車3線19.4kmのうち2線6.1kmの廃止提案。長崎県営バスは82年12月県議会行財政特別委員会で「民間移管を積極的に検討せよ」との意見書を採択。

このように今日, 少数ながらも公営事業そのものを廃止する方向が具体的に強まってきている。

●事業の縮少

函館…電車, バスの事業量の適正化, 以下バス関係として, 東京…バス路線の再編整備, 営業所の統廃合, 名古屋…系統の集約化をはかり高密度運行を目指すとして136系統を101系統へ, 大阪…ネットワーク整備における考え方は採算ベースにのるものに基づく, 岩国…5路線減便, 山口…6路線休止, 運行回数22%削減, 宇部…路線廃止, 減便, 佐賀…不採算路線見直し, 運行回数減, 長崎…貸切縮少, 鹿児島…バス路線一部廃止。

一部には住宅団地造成などによる人口増地区の路線増強(佐賀)があるが, 以上のように多くは路線(系統)の廃止, 残した路線は減便の方向である。

②人員削減のための効率化, 機械化, 外注化, 委託

札幌…人員配置の効率化, 函館…事務, 整備部門見直しによる減員(線路, 電路, 車両業務の外注化, 嘴託制度新設, 電車乗客整理員廃止, 励奨退職制度新設), 八戸…整備要員82年度36人→85年度25人(外注化, 15日点検と中番勤務の廃止), 東京…83年度9,261人→86年度8,685人で576人減員(課係の統廃合による組織簡素化19人, 輸送力適正化, ホーム整理, 助役業務見直しなどの業務改善406人, 地下鉄回数券発売, モノレール出札, バス運輸管理などの機械化52人, 車両と施設の整備, 電話交換, 測量などの外注化99人), 川崎…間接業務(事務職群)は極力おさえるということから料金精算の機械化, 名古屋…83年度中に96人減員(業務内容見直しと事故処理集中化15人, 軌道保守外注化6人, 事故折衝業務委託1人, 定期券発行委託16人, 自動車エンジン分解1/2外注化9人, 自動車車検分解整備方式化26人, 運輸区整備隔勤2人→1人で18人, 變電所保守外注化5人), バス定員算定基準1車当たり2.3人→2.16人, 地下鉄職員中期(90年)目標営業キロ当たり50人以下, 大阪…管理部門等の効率化, 省力化, 外注をソフト面まで及ぼす, O B等の補完雇用拡大, 営業所統廃合, 車両整備外注化推進, バス運行管理システム機械化, 中量軌道運転無人化, 京都…営業所非乗務員定数178人→154人, 自動車技術定数305人→250人, 高速鉄道定数検討, 給油, 倉庫物品管理委託, 事故賠償業務委託拡大, 健康管理センター診療廃止, 神戸…運輸事務所統廃合, 職員66人減員(小事務所日勤削減3人, 出入庫ポスト見直し13人, 車両整備効率化30人, 案内業務廃止と委託20人), 高槻…バスワンマシン化, 尼崎…構内整理, 点呼立会等廃止, 定数削減(運行管理4人, 車両整備13人), 定期検査整備短縮, 車両遅出勤務2人→1人, 車両整備

外注化、貸切ガイド委託、吳…ワンマン化拡大、添乗員外注化8人減、岩国…乗務員106人→95人、事務職員27人→21人、中間管理職削減、整備係廃止と外注化10人→2人、誘導員廃止、非乗務員の乗務、交通局協力会設置、山口…全局員140人→77人(55%)、仕業数62→38、ワンマン区間数拡大、ガイドパート化、整備法定点検外注化、精算と案内業務委託、機械化、運行管理夜間業務委託、宇部…9仕業削減、21人減員(運転手11人、事務7人、技工3人)、総務と営業課統合、配車事務機械化、委託(貸切セールス、事故処理、添乗、車両誘導)、北九州…削減(運転手2人、ガイド3人)、福岡…地下鉄ワンマン運転、佐賀…仕業減、車両減、長崎…全局員80年度1,107人→87年度777人(70%)(貸切縮少、事務、整備見直し、貸切1日走行350km以内ワンマン化)、鹿児島…ワンマン誘導廃止、7課→4課、車両交番検査7日→11日、バス無担当車制、外注化と委託(電気と車両整備、手入、清掃)、OB雇用。

以上、外注化、委託、機械化、バスと地下鉄のワンマン化、中量軌道の無人運転化、業務見直しと効率化による定数削減、組織統廃合などの方法により、25都市中20都市が具体的に大幅な人員削減をはかろうとしてきている。

また、山口…運転手通常点検制復活、松江…車両1ヶ月点検局内実施、早朝燃料注油外注廃止、長崎…車両清掃委託廃止車掌業務とする、徳島…回数券車内発売、などのように外注、委託を廃止して労働者の負担を増加させる動きも出てきている。

③賃金抑制のための手当廃止、削減、定期昇給延伸

札幌…業務手当年俸8%→4%、特別勤務手当削減、函館…工務深夜作業超勤扱いを振替勤務化、土午後と日祝日超勤扱いを当直制化、定期昇給延伸、大阪…企業の経営状況が悪い場合には賃金体系等を含めてその合理性の再検討、京都…定期昇給6ヶ月延伸、高槻…精勤手当(250円~270円)廃止、ワンマン手当実ハンドル1分3円10銭→1勤務300円、中休手当40/100

超勤→1回1,000円、尼崎…廃止(時間差給、中休手当、ワンマン手当)、削減(出勤奨励手当、貸切特殊手当)、三原…57才以降昇給ストップ、1等級ワタリ廃止、吳…ワンマン乗務実働時間換算(1.112/1.000~1.177/1.000)廃止、定期昇給減点強化、岩国…乗務員超勤平均化(メ月1回→2回)、山口…定期昇給6ヶ月延伸、2級ワタリ廃止、手当廃止(出勤奨励、ガイド、ワンマン)、松江…手当廃止(貸切走行キロ、年末年始繁忙、健康診断、講習会)、長崎…年末年始勤務手当計算方法変更、ボート競輪手当廃止、鹿児島…手当廃止(乗務、ワンマン)、徳島…特殊手当廃止(乗務155円、非乗務150円)、非乗務通勤手当廃止。

全国のほとんどの自治体での賃上げ抑制、退職金削減とともに、このように昇給延伸、ワタリ廃止、賃金体系の変更などの本給の抑制、ワンマン手当、超過勤務手当をはじめ各種の手当の廃止、削減をきめこまかく出してきており。

④労働時間延長、休暇削減、勤務形態変更

●実労働時間延長

札幌…実乗務時分延長(市電8分、バス14分、地下鉄14分)、駅務ダイヤ5%増、函館…休憩30分→待機20分、継続最高乗務時分150分→170分、名古屋…バス5勤1休制の制度化により勤務時間1日12分増、ハンドル時分1日8分増、基準ハンドル時分Aワンマン(8km以上)300分→315分、Bワンマン(8km未満)310分→315分、平均化を改めて乗務上限365分、3号検車廃止し乗務対象時分とする、大阪…労働力の効率的利用に経営合理化の鍵、実働時間の充実しか方法がない、高槻…実ハンドル時分全仕業1勤務350分以内、継続乗務時分全仕業180分、拘束時間上限8時間20分→8時間30分、尼崎…ハンドルタイム74分延長、休憩と始終業時分削減、手入時分廃止、乗務回数制限廃止、ダイヤ全面見直し、事務と作業員勤務時間見直し、貸切1日距離限度なし、出退勤時間延長、吳…継続乗務時間20km未満2時間30分、20km以上3時間、ワンマンハンドル時分20km未満平均5時間33分、20km以上平均5時間16分、岩国…ハンドル時分

5時間35分→5時間47分、ダイヤ基準実働6時間42分、山口…ハンドル時間基準1時間延長5時間16分、走行料基準8km延長105km、実働時間基準1時間10分延長7時間5分、ワンマン勤務基準7時間50分、1仕業2.5往復上限廃止、松江…ハンドル時分調査→ダイヤ全面的改正、佐賀…ワンマン乗務時間7時間15分→7時間30分、出入庫準備時分10分廃止、長崎…乗務最高拘束13時間30分、実ハンドル時間5時間30分、鹿児島…バス(ワンマン実働435分→480分、ハンドル時分330分→370分、1日最高勤務10時間、1勤務休憩2回→1回)、市電(実働435分→480分、ハンドル時分345分→370分、1日最高勤務9時間30分)、市電、バスとも連続乗務180分以内、明石…労働時間延長、徳島…基準労働時間延長(一般乗務員2週プール84時間→90時間、貸切2週プール89時間→96時間、1日最高実働9時間)、運行前点検30分→20分、終業点検20分→10分。

以上のように、勤務の拘束時間を延長し、乗務(ハンドル)時分を中心とした実労働時間の延長をねらってきている。さらにそれを強めるために休憩、点検、準備時分などの削減をはからうとしてきている。

●休暇の削減、使用制限

函館…年休1/2日制廃止、夏休1日と週休2日制(4週5休)当分停止、京都…夏休7日→4日、呉…年休平均化使用、当日年休証明できるもの提出必要、岩国…年休1日限度8人、山口…時短による休日廃止、ガイドと運行管理休日勤務の振替休日制、宇部…夏休(4日)廃止、長崎…1日年休付与範囲は休務人員、公休出勤出さない範囲、当日年休付与しない、半日年休廃止、鹿児島…夏休6日と婚休7日廃止、明石…夏休8日→6日。

このように、年休使用の規制強化、夏休などの廃止、削減、週休2日制試行の中止などをうち出してきている。

●勤務形態の変更

函館…公休出勤制度新設、名古屋…効率的なダイヤ設定のための勤務割の見直し、電車助役、

駅務員の勤務体制、勤務時間の変更、京都…組合支部長午前ラッシュ時連続乗務、高槻…宿泊勤務廃止、中休勤務週1回→2回、尼崎…中休勤務廃止、公休日変更、岩国…配車職員勤務体系改正、山口…4勤1休→5勤1休、運行管理5勤1休→6勤1休、運転手当直制復活、全仕業4週プール制、宇部…2週プール制→4週プール制、鹿児島…精算係変則勤務→日勤、中休週2回→2週5回。

このように労働者を一定の枠内でいかによく働かせるかをねらったきめこまかいやり方を出してきている。

以上、削減したうえでの少数の人員を前提として、労働者を「ムダ」なく効率よく働かせるために、その方法として実労働時間の延長を中心にして、休暇の削減、使用的制限、勤務形態の見直しなどを行い、労働者の労働強化、犠牲によって切り抜けようとしている。

⑤管理体制強化など

札幌…家族優待乗車券廃止、函館…男子事務職員ワイシャツ貸与廃止、永年勤続退職者身分証明書発行廃止、高槻…病弱者対策廃止、尼崎…タイムレコーダーによる出退勤厳正化、管理体制強化(全て当局の命令…時間外勤務、年休、夏休の付与、公休勤務交替など)、人事管理強化(本人の同意なし当局権限…局内外異動、人員補充、職種変更など)、風呂使用の利用者と時間の制限、制靴と外套廃止、呉…タイムレコーダー設置、組合との現場協議適正化(支部交渉一切しない、要求提出→回答)、支部役員会勤務変更月1回、岩国…増客のための職員教育、松江…再雇用制廃止、被服貸与年数1年延長、佐賀…指導教育徹底、適性検査完全実施、中休時グループビデオ研修(反省会)、営業用自己PR写真入名刺作成、需要増のための職員の地域活動推進、鳴門…オフ時の貸切バス需要増外交セールス強化、長崎…労使協議の省略の拡大、助成廃止(研修旅行など)、女子寮など廃止、鹿児島…被服貸与延長、廃止。

このように、労務、人事管理の公然たる強化と労働組合活動への制限、職員教育の強化とと

もに、労働にとって当然必要な制服などの廃止、貸与年数の延長などで経費削減をはかり、さらに職員のセールス化や休憩時間におけるグループ研修という民間QC的な手法がとり入れられようとしている。

2. 「合理化」の理由と労働組合の対応

①自治体当局の「合理化」提案理由

札幌…企業の健全化をおしすめる、函館…乗客減、赤字の増大が将来的に交通局の存続を危くするという財政的理由、東京…効率的経営を行うための財政健全化計画、川崎…バス事業は構造的に採算困難な事業である。この事業を守り発展させていくには間接業務はできるだけ機械化し、運転などの直接業務を増強していくことが必要である、名古屋…公費負担は経営健全化方策の一つの柱。地下鉄は公的負担制度をより改善していく必要がある。しかしその前提には、企業の経営努力についてもそれ相応の対応が必要であるとの観点から、市民の合意を得るに足るであろう目標値が出されている。当局の現況から企業努力に基づく減量した要員による事業運営も強く要請されている、浜松…交通問題を取り巻く環境は厳しく財政的にも難しい、大阪…収支の不均衡、企業財政の悪化は放置できない状況にある、京都…運賃改定に向けて当面実施すべき企業内努力、神戸…料金値上げの見返りに企業内合理化の徹底、高槻…料金値上げと合理化の相互方式、尼崎…企業の存続を計るために、企業債獲得のため国、県から条件づけられている、三原…83賃金改定と引き替え、呉…合理化案への同意と83年賃金実施と引き替え、岩国…昭和58年度累積赤字6億円にもなる等、山口…経営健全化受け入れられない場合は事業存続問題に発展しかねない、宇部…乗客減少深刻な情勢、松江…定期バス収入の激減、経営悪化、北九州…経費の節減を計る、福岡…高騰する建設費(地下鉄)に対する市民合意を得るためにの一策、佐賀…企業環境は好展せず累積赤字は一向に減る傾向にない、長崎…収入減及び過員等から生じる収支悪化の改善、58年度給与改定

の実施、鹿児島…事業体质改善強化、財政危機打開、存立基盤確立、徳島…再建のための5ヶ年計画、一般会計からの財政補填を認めることの引き替えの企業内努力=労働条件の見直し、鳴門…第三種生活路線の補助金切り捨て。

以上、「合理化」を行う理由として、(1)企業の存続を危くする財政危機、経営危機であるので経営(財政)の健全化、再建をはかる、(2)料金値上げの前提、(3)公的助成の前提、(4)賃金改定実施と引き替え、(5)補助金切り捨てなどをあげて、企業内努力、「合理化」の徹底が必要であるとしている。

②労働組合の対応

函館…当初撤回の方針決定、しかし当初方針では極めて難かしいと判断、方針変更妥結、八戸…厳しい現状をふまえ一部妥結、浜松…当面縮少はやむを得ないが存続、東京…提案説明拒否、大阪…料金値上げはやむを得ない、市や交通当局の今後のあり方に留意する、松江…局の現状、情勢等から一部提案受け入れ、佐賀…企業のおかれている現状のなかで受け入れるものは受け入れる、長崎…基本的に反対の立場だが58年度一定の決着をせざるを得ない情況、鹿児島…路面電車維持で市民組織とともに闘う、交通局が置かれている状況と議会介入により不満ながら処理した問題あり、明石…民間企業との格差、近隣都市の情勢等を勘案し合意、徳島…労働条件の改悪には応じられないとの基本的態度、しかし実情を考えた時、公営交通存続のために柔軟な対応をせざるを得ないと判断。

これは交渉中において現われてきた多くの労働組合の態度である。ここに示されているように、一部には説明拒否や市民とともに闘う姿勢はみられるが、多くは当初基本的に反対であるとしながら、しかし事業が厳しい現状(情勢)におかれているとの理由で、公営交通事業の存続のためには、料金値上げとともに、「合理化」の受け入れはやむをえないとする姿勢が大勢をしめているのが特徴である。

とくに福岡市営地下鉄の運転(6両編成)のワンマン化をめぐる動きは今日の労働組合の姿勢

をよく表わしている。

福岡交通労組は当初「安全輸送を最大の課題」とし、「他都市への影響も必至」であるところから、「ワンマン反対の基本姿勢を堅持」の方針であったが、地方公営交通労組の全国組織である都市交(日本都市交通労働組合)対策会議が「ワンマン運転に対する都市交の意思統一はできない」というなかで、「臨調行革が地方でも強調される今日的な情勢の下で」、「主体的な力量が発揮できなかった」ことから、「条件闘争に移行せざるを得なかった」としている。

3. 今日の「合理化」の特徴

66年度からの第一次、第二次の財政再建計画を中心に行なってきた大「合理化」のあとの段階で打ち出されている今日の「合理化」は臨調行革に基づいている。また背景ないしテコとして、第1に財政、経営危機の打開の方策として「公営交通の存続のために」を前面におしだして、これまでの「財政再建」策と同じく「合理化」と料金値上げを基本としている。第2に大幅な路面電車廃止に続いて、その代替えの役割をも果たしてきたバスと残された路面電車の公営交通事業の第二波ともいえる廃止、縮少、民営化が出てきている。第3にこれまでの削減の上に、効率化、外注化、委託、機械化などによる大幅な人員削減をねらっている。第4に賃金抑制の強化である。なかでもワンマン手当は、ワンマンカー化のときに2人の業務を1人で負担することへの代償として支給されてきたのが、ワンマンカー率が100%近くになった今日、労働強化だけはそのままで、手当の支給は必要なしとして廃止しようとしている。第5に実労働時間の延長である。これはバス、路面電車のワンマンカー化、技術及び地下鉄の機械化、外注化などを徹底してきたうえで、今後の「合理化」の基本の一つとして改めて重視してきている。とくに大阪はバスのワンマンカー化、地下鉄改革の全自動化などで全国トップの「効率化」をはかってきた結果、「実働時間の充実しか方法がない」としてきている。まだ一部しか表面化

していないが、第6は「合理化」実行のための労働組合対策強化と管理体制の専制的な強化である。とくに尼崎のように、明確に公然と労働組合へ提示してきたことは重視する必要がある。第7に労働組合のほとんどが「合理化」と料金値上げに対して、「厳しい情勢」なのでやむを得ないという態度をとり、労働者と住民の立場にたった姿勢を確立しないでいる。これに対して、アンケート活動などで住民とともに聞くことによって路線の拡大(北九州)、79年職員80人減、2割減便の攻撃に対して、300人の組合員で町内会の協力を得て3万5千人の署名を集めてこの攻撃を阻止した(徳島)、住民との懇談会を町内ごとに行なう政策づくりをすすめる(名古屋)などの経験がある。

IV 今日の地方公営交通問題

以上、限られた範囲で公営交通事業の状態をみてきたが、このなかにどのような問題が含まれているだろうか(この稿であれなかつことも若干含む)。

前提として、国と自治体の助成(地下鉄建設実質59.85%10年分割補助、バスや路面電車への補助など)の一定の前進を伴いながら、「合理化」と料金値上げの繰り返しであった今日までの「財政再建」策では公営交通事業の財政は改善されるどころか、ますます悪化し、経営危機を深めている事実と、今日もこの失敗が証明された同じ方策が「臨調行革」に基づいて、さらに強化されて実行されはじめてきている現実を真正面からとらえることが必要である。

この現実は、第1に今日までの財政再建策が根本的な解決策でなかったことを示している。

第2にこのことは政府、自治体が根本的な解決策を提起することができなかつことを示している。それは、政府、自治体が公営交通の危機の真の原因に迫り、解明する姿勢に欠けていたことにある。

第3に政府、自治体がなぜ真の原因を解明しようとせず、根本策を提起、実行せずに、住民と労働者の犠牲のみを増大させる方策を提起し、

実行してきたのかをみると、公営交通問題の根本的な方針に決定的な役割を果たしてきている政府関係の運輸政策審議会、地方公営企業制度調査会、都市交通審議会や各自治体の公営企業審議会などの政府、自治体の諮問機関が、財界(資本)の主導権を保障するように構成されていることに重要な要因がある。

これらの諮問機関において、財界代表が常に主導権を握り、政府、自治体ともどもに、眞の原因と責任の所在を明らかにして公営交通を本当に再生することに敵対してきている。すなはち彼らは、国民(住民)と労働者のための根本的な打開策を提起し、実行することが、財界を中心とする支配層の利益の維持と拡大に大きな障害となることを見抜いたうえで措置してきているともいえる。政策的にも公営交通の赤字を住民と労働者の犠牲によって切り抜けようとする支配層の意図は、「合理化」と料金値上げの実施で半ば目的を達してきている。

第4に以上の結果として、今日、公営交通の存廃問題にまでなりつつある。臨調行革の焦点の一つである国鉄の分割、民営化とともに、公企業の意義、発展問題が問われている。

第5に以上の根本には、戦後の、とくに60年代「高度成長」期以降の資本奉仕の産業政策のもとで、日本の交通政策の基本が、地域交通では私鉄資本とモータリゼーションを中心の柱として、国鉄と地方公営交通を補完的なものとしてきたことがある。さらに、補完的なものとしてきた公企業交通には「公共性」よりも「企業性」を主とする資本の論理を経営方針としてもたせてきたこと(83.9.24)がある。

第6に「高度成長」による過密過疎問題、モータリゼーション追随の都市づくり、私鉄資本の無政府的な都市開発など、資本奉仕の地域、都市、都市圏づくりが国鉄、公営交通問題の根底にある。

これと関連して、各市営バスや大阪市営地下鉄が私鉄と私鉄を結ぶなどして私鉄資本の利益に奉仕する構造や地下鉄利用者の大半が市外住民であることなど、都市(圏)構造と交通手段と

の関係、住民相互の利益の相違、建設コスト、運営コスト負担のあり方などの問題がある。

第7に自治体の今後の公営交通のあり方に臨調行革の論理が直接導入され、これに基づいて「合理化」、料金値上げが推進されようとしている。

大阪市公営企業審議会答申(84.1.30)は、「行政と市民の選択—利用者負担と公共助成—」の項において、「赤字の発生が不可避だとすれば」、「効率化の徹底を前提とした上での利用者負担」と「公共助成」が必要となるが、「公共助成」は「厳しい財政難」と「政策的判断」により「限界」があり、「利用者負担の方が望ましい」としている。そして「生かすも殺すも市民自らの手にある」、料金値上げを「もし拒否するなら」と労働者への「合理化」の徹底とともに、市民への責任転嫁と脅迫の論理を展開している。

この「行政と市民の選択」の論理は、82年7月の第二臨調基本答申でうちだされた「自立自助」の理念、「選択と負担」の原則にもとづく考え方である。つまり、自治体は独自の、または政府の認める以上の施策を選択した場合は自治体が負担すべきであるとされ、負担を強制された自治体においては、「行政と市民の選択」ということで、市民はサービスを要求するなら市民自らが負担せよとなる。それは住民負担の強化をはかるところの大坂市営交通に具体化された臨調行革の論理である。

さらに、臨時行政改革推進審議会の地方行政推進小委員会の意見書原案(84.6.13)は「地方行政は非権力的なサービス行政の分野が多く事務事業の簡素効率化、民間活力の導入、受益者負担の強化等により行政改革を進める余地が多い」として「合理化」と住民負担の強化、病院、下水道事業の民間委託をうちだしている。そして、85年1月22日閣議の了承を得た自治省の「地方公共団体における行政改革推進の方針(地方行革大綱)について」は「既存の組織、制度、施策等を思い切って見直し、簡素にして効率的な行政を実現することが、地方行政における当面最大の課題」であるとし、「地方公共団体が

実施している事務事業の全般にわたって行政が真に責任を持つべき分野を再点検し、行政関与の必要性、住民相互間の行政サービス(受益)と負担の公平確保、行政効率等に配意し、徹底した整理合理化を進めること」として、地方自治の本旨をおしつぶして、自治体の行政、事業の解体を強行しようとしてきている。

これら臨調行革の動向は、今後の地方公営交通事業のあり方に大きくかかわってくる。

第8に自治体行政と事業の解体の中心的柱とされる「民間活力の導入」としての民間委託、外注化は、資本の利益活動の領域拡大とともに、自治体直営よりもコストが安いことをねらっている。これは一つは自治体が全国、地域の労働者を低賃金構造にしばりつけておく役割を果たし、二つには行政、事業の運営、安全などの住民に対する自治体の責任の放棄である。数百人の死傷者を出した世界的な都市災害の一つである70年の大阪市営地下鉄建設における天六ガス爆発事故について、市当局は裁判において工事契約業者の「責任施行」論を展開して無罪を主張している例などがある。

第9に84年1月20日より実施された福岡市営地下鉄(6両編成、定員1両141人)の車掌廃止

によるワンマンカー化は、各都市での駅施設などの機械化、大阪市営中量軌道の運転無人化提案とともに、今日の技術発達をテコとしたものであるが、今後これが国、公営交通、私鉄に大きな影響を与える、多数の人間の移動を担う公共機関における技術一辺倒、効率化一辺倒のあり方が大きな問題となる。

第10にこれまでみてきたことから、地方公営交通事業の本当の再生は、財界(資本)、自民党政府、それらに追随する自治体当局の立場では下可能であり、住民と労働者の立場に立たなければ真の解決はできないことが明らかである。住民と労働者の立場にたった都市、地域づくり、公共交通政策の確立が求められている。

そして、国民の交通権を現実のものとするために、住民と労働者の共同の闘いを地域的にも、全国的にも大いに前進させることが必要であり、そこにおける労働者のヘゲモニーが求められている。

以上、問題のいくつかをみてきたが、危機のより深い根本原因の解明と合わせて、ここから住民と労働者のための方向、方策を導きだすことは別の機会に考察したい。

(はやし ひさかず、所員・大阪支部)

機械制大工業と労働力の流動化に関する一考察

——今日の技術革新の社会的帰結検討のために——

音 羽 周

今日の技術革新にもとづく人べらし「合理化」によって、「労働力の流動化」がかつてない規模と速度で進行する事態が生じている。この「労働力の流動化」が資本主義体制変革の契機をなすことを解明するために、そうした現象と、それがひき起こす矛盾・対立について、マルクスの認識過程に即して検討を行った意欲的論文。

(編集局)

はじめに

今日、わが国の大企業の労働現場では、オートメ化、ME化に代表される技術革新にともなって、人べらし「合理化」とそれによる超過密労働、労働時間の実質的延長が常態化し、その結果、「労働力の流動化」がかつてない規模と速度で進行している。

人員が削減された職場では機械・装置の運転速度が高められ、労働者一人当りの守備範囲が広げられるとともに、「多能工」化が組織される下で手待ち時間も削られる超過密労働が進行する一方、「サービス」労働(時間外「自主管理」運動を含む)、休日出勤等によって労働時間がなしくずし的に延長され、こうしたなかで職場での無権利状態や労基法の不備も手伝って労災、職業病が起こるべくして発生し、労働者は劣悪な労働条件の下にさらされたままになっている。

「合理化」による人員削減のために以前の職場、職種をおわれた労働者（その多くは中高年齢者である）は、まともな事前教育を受けないまま配転、応援、出向を余儀なくされている。

職場の人員削減はまた、本工労働者、正社員

を不安定就業者層（社外工、季節工、婦人パート、学生アルバイト等）にとりかえることによっても進行している（これを可能にしたものは技術革新である。それによって従来古い熟練労働に大きく依拠していた作業を比較的短期間の教育で誰でも遂行できるものにしてしまったのである）。

こうして、今日、技術革新と景気変動を軸にして、職種間、企業間、産業間で労働者の反発と吸引、したがってまた「労働力の流動化」が日々繰り返されているのである。

かつて、K. マルクスは、大工業をつぎのように特徴づけた。

「近代工業は、一つの生産過程の現在の形態を決して最終的なものとは見ないし、またそのようなものとしては取り扱わない。それだからこそ、近代工業の技術的基礎は革命的なのであるが、以前のすべての生産様式の技術的基礎は本質的に保守的だったのである。機械や化学的工程やその他の方法によって、近代工業は、生産の技術的基礎とともに労働者の機能や労働過程の社会的結合をも絶えず変革する。したがってまた、それは社会のなかでの分業をも絶えず変革し、大量の資本と労働者の大群とを一つの生産部門から他の生産部門へと絶えまなく投げ

出し投げ入れる。したがって大工業の本性は、労働の転換、機能の流動、労働者の全面的可動性を必然的にする。他面では大工業は、その資本主義的形態において、古い分業をその骨化した分枝をつけたままで再生産する」(傍点は引用者)。

この文章が書かれたのは、百年以上も前のことであるが、その叙述内容は今日の状況をもみごとに言い当てたものとなっている。

さらに、マルクスは、この眼前に展開されるありのままの事態のうちに、社会変革の手がかりを発見したのである。すなわち、彼は「大工業の技術上の必然性と、大工業が資本主義制度のもとで帯びる社会的性格」を「絶対的矛盾」と把握し²⁾、この矛盾の発展のうちに新たな生産様式を展望したのである。

とすれば、われわれも、今日の状況を正しく把握し現状打開の展望への手がかりを得ようとする場合、急速な技術革新の下で進行する「労働の転換、機能の流動」を基礎とする「労働者の全面的可動性」、その具体的現われとしての「労働力の流動化」現象を分析しその流動化がどのような矛盾、対立を生みだすかを検討することがまずもって必要とされるであろう。

注

1) K. マルクス『資本論』第1巻、『全集』第23巻a、大月書店、633-634ページ。従来、この箇所は、「人間の全面的発達」として問題にされてきたが、筆者の考えは以下の論述の通りである。

2) K. マルクス『フランス語版資本論』第1巻、江夏・上杉訳『フランス語版資本論』下巻、法政大学出版局、1979年、130ページ。

I

とはいえる、まず問題とされるべきは、この「絶対的矛盾」把握へと至るマルクスの認識過程である。この点が明らかにされなければ、「労働力の流動化」が何ゆえ資本主義体制変革への契機をなすかが十分理解しえないからである。また、マルクスの認識過程を明らかにすることは、今日の問題研究の基本的視点を得る上

でも欠かすことができないからである。

マルクスが大工業という時、念頭に機械経営があることは言うまでもない。今、機械経営を軸にした『資本論』(第1巻)での展開を整理するならば、機械の経営への導入=工場内分業の変化=社会内分業の変化→労働力の不断の流動化→労働者間の競争の激化(その本質としての、資本による労働の実質的包摂の完成)¹⁾であり、それらを「社会がその生産過程の自然発生的な姿に加えた最初の意識的な計画的な反作用」²⁾としての工場法の論理が貫いているとみることができよう。

この工場法の『資本論』に占める位置をめぐっては、従来から議論のあるところであるが、マルクス自身の位置づけは以下の叙述に言いつくされていると思われる。

「労働者階級の肉体的精神的保護手段としての工場立法の一般化が不可避になってきたとすれば、それはまた他方では、すでに示唆したように、矮小規模の分散的な労働過程から大きな社会的規模の結合された労働過程への転化を、したがって資本の集積と工場制度の単独支配とを、一般化し促進する。工場立法の一般化は、資本の支配をおお部分的におおい隠している古風な形態や過渡形態をことごとく破壊して、その代わりに資本の直接のむき出しの支配をもつてくる。それはこの支配に対する直接の闘争をも一般化する。それは、個々の作業場では均等性、合則性、秩序、節約を強要するが、他方では、労働日の制限と規制とが技術に加える非常な刺激によって、全体としての資本主義的生産の無政府と破局、労働の強度、機械と労働者の競争を増大させる。それは、小経営や家内労働の諸部面を破壊するとともに、『過剰人口』の最後の逃げ場を、したがってまた社会機構全体の従来の安全弁をも破壊する。それは、生産過程の物質的条件および社会的結合を成熟させるとともに、生産過程の資本主義的形態の矛盾と敵対関係とを、したがってまた同時に新たな社会の形成要素と古い社会の変革契機とを成熟させる」(傍点は引用者)⁴⁾。

これをあえて図式化すれば、工場法(労働者、その家族の保護：労働時間の短縮)→技術革新=労働強化→生産の社会化→政治・社会的問題としての過剰人口(失業、半失業)の増大→資本支配に対する直接の闘争の一般化としてまとめられよう。

したがって、機械制大工業の結果たる「労働力の流動化」は、以上の文脈の中に正確に位置づけられねばならないであろう。

以下、上述の整理にしたがって、マルクスの「絶対矛盾」把握にいたる過程を再現し、その中に「労働力の流動化」を位置づけてみよう。

注

- 1) これについては、伍賀一道「現代資本主義と相対的過剰人口論」(本誌第39号掲載)参照。
- 2) 前掲『全集』第23巻a, 626ページ。
- 3) 島恭彦監修『講座・現代経済学』第2巻、青木書店、1978年。相沢与一「剩余価値生産の発展と工場立法」『講座・資本論の研究』第2巻、青木書店、1980年所収。基礎経済科学研究所編『人間発達の経済学』、青木書店、1982年など。
- 4) 前掲『全集』第23巻a, 653-654ページ。

II

(1) 機械経営と工場内分業(工場内の「労働力の流動化」)

機械は「労働者を一つの部分機能に一生涯縛りつけておく技術的根拠」¹⁾に一撃を加えた。また、それとともに古い熟練労働者の安定的地位を根底からつき崩した(事例:更紗の手染めの機械捺染による駆逐、ホイットニーの繰綿機の発明がおよぼした影響)。

こうして熟練労働者は排除され、婦人・児童労働がそれにとて代わる(成年男子の労働力の価値の彼の全家族のあいだでの分割)。

「機械が筋力をなくともよいものにするかぎりでは、機械は、筋力のない労働者、または身体の発達は未熟だが手足の柔軟性が比較的大きい労働者を充用するための手段になる」。²⁾

一方、機械経営では、すでに「同じ労働者を

同じ機能に永続的に適合させる」根拠はとりのぞかれている。というのは、「工場の全運動が労働者からではなく機械から出発するのだからこそ、労働過程を中断することなしに絶えず人員交替を行うことができる」からである(傍点は引用者)。

とはいっても、この段階では、マニュファクチャリズムの分業が形をかけて存続する。すなわち「前には一つの部分道具を扱うことが終生の専門だったが、今度は一つの部分機械に仕えることが終生の専門になる」のである。³⁾

機械経営の下での労働日の延長は、まず婦人・児童の肉体的精神的退廃をひきおこし社会問題化し、また労働運動が組織される中で、国家をして工場法を制定せしめ、労働時間の短縮が資本家に強制されるようになる。

これに対し、資本家は、労働時間の短縮を労働強化(単位時間当たりの労働力支出の増加)でうめ合わせようとする。

「労働日の短縮が法律によって強制されるとということになれば、資本の手のなかにある機械は、同じ時間により多くの労働をしぼり取るための客体的な、体系的に充用される手段になる。そうなるには二通りの仕方がある。すなわち、機械の速度を高くすることと、同じ労働者の見張る機械の範囲、すなわち彼の作業場面の範囲を広げることである。⁶⁾」

そして、機械の改良は、いっそ労働強化を労働者に強いるとともに人員削減をおし進める武器となる(事例:多機械操縦による人員削減。運転速度の増大と自動工程の採用による人員削減と人件費節約)。

かくして「積み上げられた実際経験や機械的手段の既存の規模や技術の不断の進歩などによる機械使用の非常な弾力性」⁸⁾によって「織機数は非常に増加したにもかかわらず、従業労働者の総数は減少し、搾取される子供の数は増加した」という事態がみられるようになるのである。

以上の結果、熟練労働の不熟練労働による代替、古い熟練労働とは区別される新しい熟練労働の形成とその廢棄が工場内で絶えず繰り返さ

れるのである。

(2) 機械経営と社会内分業(社会内での「労働力の流動化」)

「ある一つの産業部面での生産様式の変革は他の産業部面でのその変革をひき起こす」(事例:¹⁰⁾機械紡績→機械織布→漂白、捺染、染色での機械的・化学的革命。綿紡績での革命→繰綿機の発明→木綿の大量生産。工業、農業での生産様式の革命→交通・運輸機関の革命→物資、労働者の移動)。すなわち、「直接に機械を基礎として、またはそれに対応する一般的な産業革命を基礎として、まったく新たな生産部門が、¹¹⁾したがってまた新たな労働分野が形成される」のである。

一方、機械が社会のすみずみまで行きわたるにつれて、マニュファクチャ、手工業、家内労働の変革(=機械経営による駆逐)が日程にのぼってくる。

「機械は、ある時はこの、ある時はあの部分過程をとらえるために、マニュファクチャに侵入してくる。それとともに、旧来の分業から生じたマニュファクチャ編成の堅い結晶は解¹²⁾けて、それに代わって不断の変転が現われる」(傍点は引用者)。

家内工業、小経営は機械経営に商品価格の引き下げをもって対抗するために、「婦人労働やあらゆる年齢層の子供の労働や不熟練工の労働¹³⁾……ができるかぎり基礎とするようになる」。したがって、ここでは、「労働者どうしのあいだの競争」が最高度に達し、「敵対的な殺人の面をますます多くさらけ出でのある」¹⁴⁾。

しかし、家内工業者や小経営者の頑張りにもやがて限界がくる。今度は、彼ら自身が機械を採用せざるを得なくなる。

「女性や未成年者の労働力の単なる乱用、いっさいの正常な労働条件と生活条件の単なる強奪、過度労働と夜間労働との単なる残虐、このようなことによって労働力を安くすることは、結局は、もはや越えられない一定の自然的限界にぶつかり、またそれとともに、このような基

礎の上に立つ商品の低廉化も資本主義的搾取一般も同じ限界にぶつかる。ついにこの点にきてしまえば、といってもそれまでには長くかかるのであるが、機械の採用の時が告げられ、また分散していた家内工業(あるいはまたマニュファクチャ)の工場経営への急速な転化の時が告げられる」¹⁵⁾。

その典型的な例は、「衣料品」生産へのミシン(sewing machine)の侵入である。

同じ機械どうしが競争するのだから、量が最終的に結着をつけることになる。またその過程で大経営へのミシン(生産手段)とそれに付随した労働者(労働力商品)の集中が進行する。

「ミシンに投ぜられる資本量はますます増大して、生産を刺激し、市場の停滞をひき起こすのであるが、この停滞は、家内労働者にミシンを売り払わせる合図の鐘になる。ミシンそのものの過剰生産は、販路に窮したミシン生産者たちに、週払いミシンを賃貸しすることを強要し、こうして、小さなミシン所有者たちにとっては致命的な競争をつくりだす。さらに続くミシンの構造の変化と価格の低下とは、その前からあるミシンをも同様に絶えず減価させて、それらは、もはや大量にまとめて捨て値で買われて大資本家の手で有利に利用されるよりほかはない」¹⁶⁾(傍点は引用者)。

以上の「自然発生的に起きた産業革命」に加えて、かの「工場法」が決定的な一撃を与れば、家内工業も終りである(事例:労働日の強制的規制、児童保護、蒸気の使用、機械設備の増加と共同的に利用される生産手段の拡張)。

こうして、「労働力の流動化」現象は社会のすみずみまで行きわたり、あらゆる産業部面をおおいつくすようになる。

(3) 労働者間競争、その否定としての労働者の革命的団結

以上の「労働力の流動化」を基礎として、労働者間の生存競争が展開され、一方、資本による労働の専制支配はより完全なものになる。

「資本主義的生産の全体制は、労働者が自分

の労働力を商品として売ることを基礎にしている。分業は、この労働力を一面化して、一つの部分道具を取り扱うまったく特殊化された技能にする。道具を取り扱うことが機械の役目になれば、労働力の使用価値といっしょにその交換価値も消えてなくなる。労働者は、通用しなくなった紙幣のように、売れなくなる。労働者階級のうちで、こうして機械のために余分な人口にされた部分、すなわちもはや資本の自己増殖に直接には必要でない人口にされた部分は、一方では機械経営に対する古い手工業的経営やマニュファクチャリズム的経営の対等でない闘争のなかで破滅し、他方ではすべてのもっと侵入やすい産業部門にあふれるほど押し寄せ、労働市場に満ちあふれ、従って労働力の価値をその価値よりも低くする」(傍点は引用者)。¹⁸⁾

しかし、労働者を相互に競争させバラバラにさせた資本主義制大工業は、労働者の不断の流動化そのものから、今度は労働者階級の革命的団結をその意に反して作りあげるのである。すなわち、労働者は、流動化を通して視野を広げ、相互に自分たちの境遇について意見を交換し、また相互理解を深めることによって、一つの階級的利害にもとづいて団結するのである。

「労働者たちが、自分たちがより多く労働し、より多く他人の富を生産し、自分たちの労働の生産力が増進するにつれて、自分たちにとっては資本の価値増殖手段としての自分の機能までがますます不安定になるというの、いったいどうしてなのかな、という秘密を見抜いてしまうやいなや、また彼らが、彼ら自身のあいだの競争の強さの程度はまったくただ相対的過剰人口の圧力によって左右されるものだということを発見するやいなや、従ってまた、彼らが労働組合などによって就業者と失業者との計画的協力を組織して、かの資本主義的生産の自然法則が彼らの階級に与える破滅的な結果を克服または緩和しようとするやいなや、資本とその追従者である経済学者とは、『永遠な』いわば『神聖な』需要供給の法則の侵害について叫びたてるのである。すなわち、就業者と失業者との連結

は、すべて、かの法則の『純粹な』働きをかき乱すからである」(傍点は引用者)。¹⁹⁾

かくして、「産業の進歩は、競争による労働者の孤立のかかわりに、結社による労働者の革命的団結をもたらす。だから、大工業が発展するにつれて、ブルジョアジーが生産を行ない生産物を取得する基礎そのものが、ブルジョアジーの足もとから取り去られるのである。ブルジョアジーはなによりもまず自分自身の墓堀り人を生産する。ブルジョアジーの没落とプロレタリアートの勝利とは、どちらも避けられない」のである。

注

- 1) 同上書、484ページ。
- 2) 同上書、510ページ。
- 3) 同上書、515ページ。
- 4) 同上書、550ページ。
- 5) 同上書、551-552 ページ。
- 6) 同上書、538ページ。
- 7) 同上書、544ページ。
- 8) 同上書、566ページ。
- 9) 同上書、544ページ。
- 10) 同上書、500-501 ページ。
- 11) 同上書、582ページ。
- 12) 同上書、602ページ。
- 13) 同上書、602ページ。
- 14) 同上書、603ページ。
- 15) 同上書、613ページ。
- 16) 同上書、617-618ページ。このような事態は、今日でもわれわれの眼前で日々進行している。たとえば、織機の分野へのW J L(ウォーター・ジェットルーム)、自動織機にもとづく経営間競争による中小機屋の駆逐が紹介されている(大井嗣達「合織産地の状況と中小織維業者」『中小商工業研究』第1号、中小商工業全国交流・研究集会実行委員会、1984年所収)。
- 17) 前掲『全集』第23巻a、619ページ。当時の工場法と中小企業との問題については、大田進一「イギリス資本主義の発展過程と中小企業問題」渡辺睦・前川恭一編『現代中小企業研究』下巻、大月書店、1984年所収参照。

- 18) 前掲『全集』第23巻a, 563ページ。
- 19) 「なかま同士で結合するための労働者たちの最初のこころみは、つねに、団結という形でおこなわれる。

大産業がたがいに一面識もない多数の人間を一箇所に寄せ集める。競争が、彼らの利害関係をまちまちにする。しかし、賃金の維持が、主人たちに対抗して彼らがもつこの共通利害関係が、反抗という同一の考え方で、彼らを結合させる、——これが団結である。だから、団結は、つねに一つの二重目的、すなわちなかま同士の競争を中止させ、もって資本家に対する闘争をなしうるようとするという目的をもつ。たとえ最初の抗争目的が賃金の維持にすぎなかったにしても、つぎに資本家のほうが抑圧という同一の考え方で結合するにつれて、最初は孤立していた諸団結が集団を形成する。そして、つねに結合している資本に直面して、組合の維持のほうが彼らにとって賃金の維持よりも重要になる」(K・マルクス『哲学の貧困』、国民文庫、大月書店、230-231ページ)。また、彼らは流動化を通して形成される「可能な最大限の多面性の要求」(エンゲルス『資本論』網要、国民文庫、大月書店、82ページ)の実現を集団的に保障し合うためにも団結せざるをえない。

- 同時に、団結を困難にさせる諸障害の理論的解明が必要であることは言うまでもない。
- 20) 『全集』第23巻b, 834ページ。これを次の文章とつきあわせて考えてみる必要があろう。「マニュファクチャ的分業は、資本家のものである全体機構のただの手足でしかない人々に対して資本家のもつ無条件的な権威を前提する。社会的分業は独立の商品生産者たちを互いに対立させ、彼らは、競争という権威のほかには、すなわち彼らの相互の利害関係の圧迫が彼らに加える強制のほかには、どんな権威をも認めないのであって……それだからこそ、マニュファクチャ的分業、終生にわたる労働者の細部作業への拘束、資本のもとへの部分労働者の無条件従属を、労働の生産力を高くする労働組織として賛美するブルジョア的意識が、同様に声高く、社会的生産過程のいっさいの意識的な統御や規制を、個別資本家の不可侵の所有権や自由や自律的『独創性』の侵害として非難するのである」(『全集』第23巻a, 466ページ)。
- 21) 『全集』第23巻b, 995-996ページ。これは『共产党宣言』からの引用である。

結びにかえて

以上、われわれは、機械の経営への導入=工場内分業の変化=社会内分業の変化→労働力の不断の流動化と労働者の革命的団結の展開過程を「工場法」の独自な意義とともにみてきたわけであるが、このマルクスの方法論は、「はじめに」でも述べたように、今日のオートメ化、ME化に代表される技術革新の社会的帰結を考察する上での最良の研究指針となることは、疑いのないところであろう。

したがって、われわれも、このマルクスの方法論に依拠しつつ、今日の技術革新がはらむ諸問題を検討する必要があろう。

そしてその際、マルクスが、とりわけ重視し、大工業との関連を問うた、かの「工場法」の論理を現代に創造的に適用するという視点が不可欠であろう。すなわち、就業者と失業者・不安定就業者の連合をもとに最低賃金制を伴った労働時間の短縮をいかに国家をして法制化せしめるかという問題である。なぜなら、労働時間の短縮は追加的雇用を創出するだけにとどまらず、「それなしには他のいっさいの解放への努力が挫折するよりほかはない一つの予備条件」であるからであるのだから。

注

- 1) 「もし明日にでも一般的に労働が合理的な基準に制限され、また労働者階級のいろいろな層についてさらに年齢や性に応じて労働の等級が区分されるようなことがあれば、その場合には国民的生産を今日の規模で続行するには現存の労働者人口では絶対に不足であろう」(『全集』第23巻b, 829ページ)。
- 2) 『全集』第23巻a, 396ページ。これは、「国際労働者協会ジュネーブ大会の決議」からの引用である。なお、労働日短縮の重要な意義については、森岡孝二「労働日の制限・短縮と人間の発達」(本誌第39号掲載) 参照。

(おとわ いたる、所員・大阪支部)

臨調軍拡路線への平和と民主主義の代案 ——「経済的国家」の国民統合から「政治的国家」の国民統合へ——

大 西 広

臨調行革はどのような構図で国民を統合しようとしているのか、これに対抗する民主的な国民統合をどのように考えたらいいのか、この重要な問題について一つの大膽な問題提起がなされています。意見のわかれることも多いと思いますが、これを機にこの問題について大いに議論してください。
(編集局)

本稿における筆者の問題意識は以下の2つである。すなわち、第1に、労働運動の右傾化、革新統一の停滞は、高成長終了以後、なぜ一定の長期にわたって続いているのか。そして、その傾向がもし「長期的」であるのならば、それは、歴史的構造的な社会の変化とどう結びついて生じてきたものなのか。この問いは、本誌本号のテーマ「今日の『構造転換』と経済学の課題」と不可分である。

第2に、こうした構造転換への体制側の代案たる臨調路線はどれほどまで経済的有効政策にもとづいており、どれほどまで政治的・イデオロギー的(=経済外的)統合政策にもとづいているのか。この問い合わせの回答は、必然的に反臨調の実効ある代案における経済的統合と政治的統合のそれぞれの限界と必要性を明らかにする。

I 諸階級・諸階層の臨調型対立図式

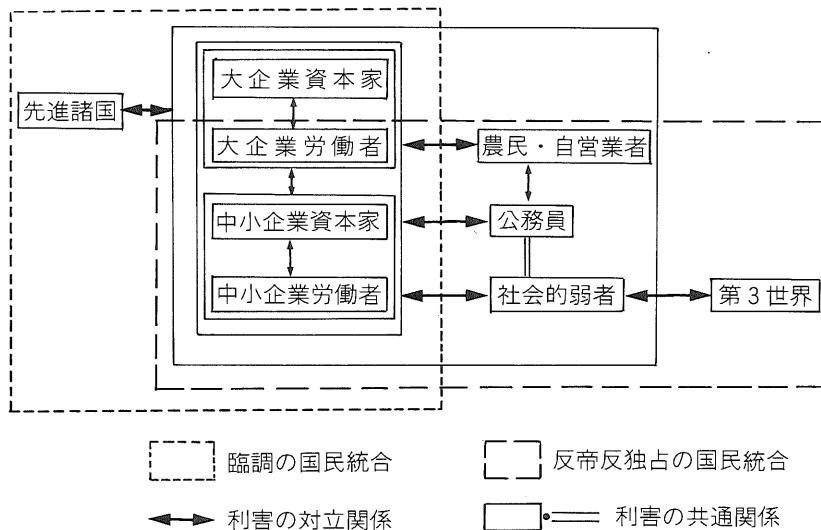
臨調路線が登場することになったのは、直接的には85年度から始まる大量の国債償還を増税でまかなくか、それとも歳出削減でまかなくかという避けられない選択にせまられたからである。その時、政府は前者を選んだ。つまり、租税特別措置の廃止・縮小や企業増税などをとる

よりは、あるいは、「減税なし」という名のサラリーマンへの実質増税をとるよりは、福祉や教育に関わる社会的弱者と公務員、そして、公共事業と関わる中小建設業者の切り捨てをとったのである¹⁾。

臨調路線という壮大な政策体系には、他の政策選択も含まれている。たとえば、大型間接税(一般消費税)導入の試みである。この大型間接税は、①価格設定力を持つ大企業はこの間接税課税分を価格転嫁できるが、中小企業にはそれができない、②課税の対象となる消費財(サービス)価格の上昇によって引きおこされる実質消費支出の減少は、消費部門で大きなウエイトを占める中小企業により大きく影響する、という点で、大企業のために中小企業を切り捨てる政策である。しかし、なお、この間接税は生活必需品も課税対象とするから、より低所得者に重課となること、その導入がサラリーマンの減税とセットに論じられていること(いわゆる「直間比率」論議)を見れば、大型間接税導入の試みは、中流以上の民間サラリーマンに負担をかけるか、それとも低所得者や中小業者に負担をかけるかという問い合わせへの政府の回答でもある³⁾。

この後者の選択は、同様の選択が他の諸政策においてもなされているという点で特に重要で

第1図 2つの国民総合の構図



ある。たとえば、近年の「クロヨン」攻撃であり、また、昨秋の政府・自民の両税調を舞台としたマル優存廃の攻防が、財政危機の下でも、「存」で結着したことである。マル優の恩恵に最もあずかる中流階層の政治的力が働いたことは言うまでもない。

しかし中小業者にもまして近年政策的に冷遇されているのは農民である。生産者米価の事実上の据え置きが続いている一方で、オレンジ、牛肉等の輸入自由化の対外圧力に政府は同調している。これも、輸出産業の利益を農民の利益に優先させた政府の選択の結果である。

さらに、臨調路線はそもそも公共部門の縮小であるから、そのしづ寄せは、人勧の凍結、福祉の切り捨てをつうじて、公務員や社会的弱者に向けられている。

しづ寄せを受けている「社会的弱者」は国外にもいる。それは第3世界の人々であるが、ODA(政府開発援助)の額が目標に遠くおよばない少額にとどまっているのみならず、その相手国は政府の帝国主義的意図にそなう国のみに片より、アフリカの飢餓への援助などは極めて少く

なっている。また、第3世界の生産物買い上げにも、先進国のそれに比べて全く不熱心である。以上の諸政策選択の全体として存在するのが臨調路線である。この関係は、簡単に第1図にまとめることができる。

「二重構造」を持った日本の経済構造の下では、資本家階級の中でも大企業と中小企業とは異なる利害をもち、労働者階級の中でも大企業と中小企業とは異なる利害をもつ。そしてまた、大企業にとっての利益はその資本家にも労働者にも利益となり、逆に中小企業にとっての利益はその資本家にも労働者にも利益となる。⁴⁾このような労働者階級内の利害の対立と、企業内における労使間の一定の利害の一一致という関係の中に臨調的国民統合の構図を理解することができる。

結局、臨調路線とは独占資本(大企業資本家階級)のヘゲモニーによる図の左側の諸階層の一種の同盟関係をめざしたものと言える。とにかく、大企業資本家層の利益が最優先されつつも、左側の他の諸階層(そして一部は農民、自営業者、知識人層)に宥和政策がとられること

によって、臨調路線は少くとも今まで安定的に社会の過半数の合意を得ることができてきたのである。

こうした諸階層の対抗関係において、大企業労働者層の利益代表たる民社党が臨調路線の急先鋒の役割を果たしていることは十分理解できる。また、それだからこそ、公務員を中心とした労働者下層の個別の利害を代弁する社会党(特にその左派)⁶⁾が、全体的に右傾化を強めつつも、なお臨調には反対せざるを得ないという事情も理解できる。しかし、臨調においては先に見たように、「民間」の「サラリーマン」の利益が前面に押し出されているので、社会党の支持基盤たる総評の民間と公労協との利益の分裂=総評の危機=全民労協の強化が進んでいる。こうした中で図の左側と右側との対立図式はより完成させられ、その右側が社会的により少数であるがために、臨調はますます安定化=右傾化を強めているのである。

注

- 1) 建設業を中心とする中小企業にとっては、増税+公共投資増のポリシー・ミックスの方が、増税も公共投資増もしない場合よりも利益がある。しかし、大企業の利益はその逆であるために、「増税なき公共投資減」が選択されたのである。この点については、拙稿「臨調『行革』における大企業と中小企業との対抗—計量分析による一試論—」(本誌40号、1983年11月) 参照。
- 2) 現在の間接税制度も逆進的な構造を持っている。たとえば、1976年の月収14万円の家計の間接税負担率が1.56%であるのに対して、月収44万円の家計のそれは0.90%である。日本共産党『国民のための財政百科』(1981年)の図25(p. 138) 参照。
- 3) だからこそ、一般消費税を提起した大平内閣は1979年の総選挙において従来の支持基盤たる中小業者の反発を買い大敗したのである。
- 4) たとえば、後に計量モデルの計測結果で見るように、中小企業の優遇策は中小企業労働者の賃金や雇用を改善する。もちろん、同時に労働分配率の大幅切り下げが生じれば、賃金の上昇はおこらないが、一般的に、そのような特殊なケースは観測されていない。

5) 民社党の支持基盤は元来自営業者層をも含んだ「中流」階層であったが、歴史的趨勢的な大企業労働者層の増大と、同盟への組織化の下で、そしてまた、臨調型対立図式の下で、大企業労働者層にその支持基盤を特化させてきている。

6) 社会党は時に国会において「クロヨン」攻撃を堂々とやってのける。これに如実に表わされているように、社会党は労働者以外の勤労諸階層の利益を必ずしも代弁していない。

II 構造転換への対応としての臨調路線

しかし、戦後一貫して日本の保守勢力は政権を握り続けてきたにもかかわらず、なぜ従来とは異なる国民統合の方法を「クーデター的」なまでの方法を使って採用しなければならなかったのか。そのわけは、経済的社会的構造自体が大きく変容をとげたからである。社会経済的構造転換の一つの結果として臨調路線が打ち出されていることを見てみよう。

社会発展の必然的な傾向の第1は、絶えざる技術革新、生産性向上による農業従事人口(など旧中間層)の減少である。これは、自民党にとって自らの大票田の縮少を意味するから、延命のためには増大しつつある労働者階級のとり込みを行わねばならない。前節でみた「民間」の「サラリーマン」に対する様々な宥和政策の体系はまさにこうした産業構造の変化への対応なのである。

第2に、資本主義の世界的発展は国際的な摩擦を引き起す。たとえば、輸出に特化した大企業の利益擁護をするかぎり、アメリカの農産物・牛肉の開放要求や軍拡要求をのまざるをえない。そしてこの傾向が保守勢力と農民層との協調をこわし、公的支出に依存する公務員や社会的弱者の離反を強めているのである。

また、政府の第3世界対策=「環太平洋経済圏」構想の浮上もこの文脈で理解できる。ここまでくれば、臨調路線はたんなる経済政策の体系ではなく、軍事戦略をも含むものとなる。

第3に、教育水準の向上と、封建的価値規範の崩壊は、共通利益を持つ社会的諸階層の組織

化の進展と、その「経済合理的」行動様式の定着をもたらした。自らの個別利益と矛盾する諸政策を支持するには何らかの「経済合理的」でない価値規範を必要とする。そして、従来の日本では特に農村における封建的価値規範が自民党の安定支配を可能としてきた。しかしそれが崩壊したとなれば、いよいよ政権政党は諸階層への宥和政策の体系を整備しなければならない。これが臨調路線であったのである。

また、臨調路線の経済学的イデオロギーの中心は、「日本人は消費を抑えて投資にはげんだから今の繁栄を得た。国際的摩擦の厳しい今こそ賃上げを少なくし、物価と雇用を改善しよう」、あるいは、「財政再建のためには増税か歳出削減のどちらかを呑まねばならない」というものである。特に後者は、国民世論が臨調行革に対して各論では反対しつつも総論では結局賛成せざるをえなくした論理である。こうした論理はそのかぎりでまったく正しく、一定の大局的判断能力を持つ国民によってはじめて受け入れられるものである。臨調路線において上記のイデオロギーの宣伝が強化されたのも、一つの社会的必然である教育水準の向上を背景としているのである。

しかし、第4に、上記のような「ひとまずの」社会的利益集団の組織化を超えたところで、市場経済化の進展は特に若年層の間での個人主義的価値規範の確立をもたらしつつある。この傾向は、若年層の組織ばなれ、政治ばなれという否定的現われ方をするとともに、反核運動など「自立した個人の自由な連帯」の基礎でもある。ともあれ、こうした傾向は前節の臨調路線の構図の中では説明されない。この課題の多くは、本誌川口清史論文に譲り、のちに少しふれるにとどめたい。

最後に、社会発展は寿命の延長と子供の減少、したがって人口の高齢化をもたらす。そして日本の将来に確実に予想される高齢化は、現行の社会保障制度の延長を不可能にしているのである。臨調路線における「社会保障の切り捨て」は、実はこのような変化への対応としての意味をもつてゐるが、この問題はここではこれ以上言及できない。

注

1) 農民など旧中間層人口(=総人口-労働者人口)と自民党得票率との間の高い相関関係については、統計指標研究会『統計日本経済分析下』新日本出版社、1978年、第15章E-5図(p.290)を見よ。

第1表 大企業から中小企業への発注転換の効果

| | | 単位 | 75年度 | 76年度 | 77年度 | 78年度 | 79年度 | 5年平均 |
|-------|-------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 大企業 | 生産 | 75年価格10億円 | -159.1 | -702.3 | -673.6 | -720.2 | -792.1 | -609.5 |
| | 設備投資 | 75年価格10億円 | - 8.2 | - 81.9 | - 60.7 | - 68.5 | - 81.9 | - 60.2 |
| | 税引後利潤 | 10億円 | - 83.4 | - 397.3 | - 260.6 | - 276.7 | - 355.3 | - 274.7 |
| | 労働者賃金 | 万円／人 | - 0.48 | - 3.92 | - 5.38 | - 6.49 | - 8.42 | - 4.94 |
| | 雇用者 | 万人 | - 0.3 | - 1.6 | - 1.3 | - 2.9 | - 3.9 | - 2.0 |
| 中小企業 | 生産 | 75年価格10億円 | 1,760.3 | 1,637.6 | 1,821.4 | 1,234.7 | 873.8 | 1,465.0 |
| | 設備投資 | 75年価格10億円 | 410.4 | 460.4 | 370.9 | 245.6 | 138.0 | 325.1 |
| | 税引後利潤 | 10億円 | 760.4 | 11173.7 | 799.0 | 376.7 | 119.7 | 1,105.7 |
| | 労働者賃金 | 万円／人 | 2.26 | 3.95 | 3.69 | 2.52 | 1.73 | 2.83 |
| | 雇用者 | 万人 | 31.2 | 43.5 | 32.2 | 20.1 | 15.5 | 28.5 |
| マクロ指標 | 国民総生産 | 75年価格10億円 | 1,839.0 | 2,173.8 | 1,606.4 | 712.4 | 148.4 | 1,296.0 |
| | 雇用者所得 | 10億円 | 1,210.9 | 1,833.2 | 1,528.2 | 846.5 | 109.7 | 1,105.7 |
| | 総就業者 | 万人 | 31.4 | 44.1 | 32.6 | 17.1 | 7.7 | 26.6 |

(注) 表の数値は、75年度以後、大企業から中小企業に政府支出を1兆円発注転換した場合に予想された政策効果。

2) この価値規範のスローガンは、自由、自律(イリイチ)・参加・個性・反管理・反権威・反抑圧である。

III 国民統合における「政治」の側面 平和と民主主義の運動の意義

前節でも少し見たように、現在の保守勢力の政治的安定状態は第1図のみで全て説明できるわけではない。

実際、有権者が投票をおこなう時の政党、候補者の判断材料の中には、経済政策のみならず、安保・軍事・政治倫理などの様々な政治レベルの諸政策が含まれる。だから、自民党のキャンペーンの中心が時には「アフガン問題」や「ソ連の脅威」論であり、これらのキャンペーンをつうじてはじめて現在の保守勢力の政治的な国民統合が成功しているのである¹⁾。

この事実はわれわれにとってもきわめて教訓的である。第1図の図式で言えば、労働者階級は、米日独資本家層以外の全ての諸階層を統合しなければならないが²⁾、それが経済的有政政策のみではたして可能であるかという問題を提

起するからである。

反帝反独占の経済政策の基本は、経済的負担を大企業と大資産家に集中し、軍事費を削ろうというものである。このうち、大資産家へのたとえば課税強化は現実にはさほど大きな財源をもたらさないと考えられる。したがってここでは、大企業への負担強化と軍事費削減をおこなった時に、諸階層にどのような利益と不利益が生じるかを見てみよう。

第1表および第2表は日本経済の「社会階層別モデル」⁴⁾である。それぞれ、大企業から中小企業へ1兆円の発注転換をおこなった時、および大企業増税・中小企業減税を1兆円おこなった時の効果を示している。前者は同一の物（たとえば道路）の発注先を大企業から中小企業に転換する政策の効果であるが、大軍需企業への発注をやめ中小企業に有用な物を発注する政策の効果である。

両政策とも実質GDPと総雇用者の増大をもたらしているから、総じて好ましい政策といえる。しかし、こうした政策が、大企業の「企業自身」にとって大きな痛手となるのは当然であるにしても、大企業労働者の賃金や雇用の減少ももたらしていることは注意しなければならぬ

第2表 大企業増税、中小企業減税の効果

| | | 単位 | 75年度 | 76年度 | 77年度 | 78年度 | 79年度 | 5年平均 |
|-------|-------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大企業 | 生産 | 75年価格10億円 | 1.6 | 8.6 | 13.2 | 14.9 | 14.8 | 10.6 |
| | 設備投資 | 75年価格10億円 | -204.1 | -190.3 | -197.4 | -193.0 | -194.8 | -195.9 |
| | 税引後利潤 | 10億円 | -997.3 | -968.9 | -946.7 | -931.9 | -922.7 | -953.5 |
| | 労働者賃金 | 万円／人 | 0.02 | -0.10 | -0.46 | -1.22 | -2.49 | -0.85 |
| | 雇用者 | 万人 | 0 | 0.5 | 1.3 | 2.4 | 3.6 | 1.6 |
| 中小企業 | 生産 | 75年価格10億円 | 32.1 | 63.3 | 68.7 | 56.7 | 44.6 | 53.1 |
| | 設備投資 | 75年価格10億円 | 242.8 | 233.9 | 232.5 | 239.1 | 243.9 | 238.4 |
| | 税引後利潤 | 10億円 | 1017.2 | 999.6 | 975.9 | 934.9 | 906.0 | 966.7 |
| | 労働者賃金 | 万円／人 | 0.02 | 0.11 | 0.16 | 0.16 | 0.16 | 0.13 |
| | 雇用者 | 万人 | 0.6 | 1.0 | 1.2 | 1.0 | 0.8 | 0.9 |
| マクロ指標 | 国民総生産 | 75年価格10億円 | 39.2 | 111.3 | 109.3 | 103.6 | 100.7 | 92.8 |
| | 雇用者所得 | 10億円 | 24.7 | 73.0 | 104.4 | 117.1 | 122.2 | 88.3 |
| | 総就業者 | 万人 | 0.6 | 1.7 | 2.7 | 3.5 | 4.4 | 2.6 |

(注) 表の数値は、75年度以後大企業法人税1兆円増額、中小企業法人税1兆円減額を同時に実行した場合に予想された政策効果。

い。さらに、ここでの問題はこうした政策がはたして政治的に実施可能であるか、ということである。

理論的には、上記の政策が実施されうるのは以下の3つの場合である。

- (i) 大企業資本家層、同労働者層の反対を押し切るにたる結束力が他の諸階層にある場合
- (ii) 大企業労働者の力が圧倒的に企業内で強く、大企業への負担強化のほとんどを資本家側に転換しうる場合
- (iii) 大企業労働者が一定の経済的不利益をも受容して、階級・階層同盟維持を意図する場合

しかし、上記の(i)のケースのように、大企業労働者層を決定的に敵にまわした上で、反帝反独占の統一戦線を維持しかつ勝利することは不可能であろうと思われる。

もしそうであれば、われわれに残された道は、大企業労働者の企業内での力が強まる程度に応じた、また、彼らが(iii)の意味での大局的視野を持つ程度に応じたレベルの前記諸政策の実施でなければならないことになる。

つまり、われわれの反帝反独占の諸経済政策の実施には限度があるのである。さらに、その「限度」の枠が緩められたり、受け入れられたりするには、大企業労働者層における、あるいは他の勤労諸階層における一定の個別利益の自己犠牲がなければならないのである。

こうした自己犠牲を、グラムシは「労働者階級のヘゲモニー」と呼んだ。すなわち、「ヘゲモニーを行使するには」他の「諸集団の利益と傾向を考慮にいれること、妥協による均衡がかかるべきられること、つまり指導集団が経済的、同業組合的秩序を犠牲にすること」が必要なのである。

しかし、彼らのこうした「犠牲」が可能となるには、それなりの理由がなければならない。つまり、上記の議論が成り立つには、大企業労働者を中心とする諸勢力が、多少の不利益をこうむっても、なお反帝反独占の階層同盟を維持したいと思う何ものかをもっていなければなら

ない⁹⁾。それがあるとすれば、それはいったい何なのか。

筆者は、それは以下に述べるような非経済的諸要求の全体であると考える。すなわち、反核・平和¹⁰⁾、自由・自律、参加、連帯、環境保護の要求であり、政治腐敗など社会的不正義への怒りであり、教育改善要求などである。もちろん、これらの要求より自階層の独自の経済要求を優先しようとする傾向は常に見られる。しかし、上記の非経済的諸要求がより切実なものになり、より「全国民的」¹²⁾なものになるならば、そうした諸要求による国民統合の可能性は強まる。そして、これまた世の趨勢である経済的な生活水準の全般的向上は、非経済的諸要求に人々の関心を集中させてきているのである。¹³⁾

実際、進歩的勢力=平和と民主主義の勢力の大きな前進は、上記のような非経済的諸要求と密接不可分であった。たとえば、60年の安保闘争は言うにおよばず、70年代前半の「革新昂揚」は公害反対闘争、「解同」の無法との闘争により引き起こされ、「ベトナム人民の解放闘争の勝利」という「新しい条件」により「いっそう促進」¹⁴⁾された。そしてまた、「参加」や「平和」の課題と結びついた生協運動や母親運動の前進、青年運動での「友情と連帯の要求」、学生運動における反暴力の闘い、大企業における「職場の自由回復の闘い」など、中心的諸闘争はおおむね平和と民主主義の闘いであったのである。

諸外国における左翼の前進も実は非経済的な課題の運動の中でかちとられている。ベトナムなどでの民族解放闘争=民族自決権を守る闘いにとどまらず、パバンドレウ政権の誕生をもたらした中心公約はN A T O 脱退であった。そして、仏左翼政権成立における「参加」「自主管理」スローガンの重み、イタリアでの離婚禁止法反対の大闘争などを思い出さねばならない。古くさかのぼれば、そもそも1917年のロシア革命さえもが、平和を求める人民の運動そのものであったのである。¹⁵⁾

とりわけ、先進諸国の変革をもたらしうる運動として、反核平和運動の意義を強調したい。

それは、欧米でのあの巨大な広がりや、日本でのSSDⅡ8000万人署名という保守派をもまきこんだ運動の巨大さに注目するからである。そして、それにもましてこうした運動が、自立した諸個人の自発的な「参加」をかちとる新しい組織形態（「反核アトム」など）をもち始めているからである。そうだからこそ、「新しい時代の感性」を備えた個人主義的な若者層が率先して運動を担っているのである。

ここまでくれば、平和と民主主義の政治的諸課題とその運動のもつ意味は決定的である。保守の側の国民統合であれ、われわれの側の国民統合であれ、それをなすものは肥大化した「経済的国家」（「福祉国家」や「企業国家」）ではなく、小さな「政治的国家」でしかなくなりつつある。まさに、「等質ではなく、深い階級的諸矛盾の刻印をおびた社会ブロックを、イデオロギーをつうじて統一し、その主体性を守る」という、グラムシ的ヘゲモニーが求められているのである。

こうした大局的視野を持つ主体は、もはや、I節で見たような自階層の個別経済的利益だけを追求する人間ではない。それは、「同業組合的メンタリティー」から「自由」な、「一般化する精神」を持つ「諸個人」でなければならない。ほかでもなくこうした人間像が資本主義の発展＝市場経済化の中で形成されつつある。ここに、資本主義が、自らの墓掘り人を生み出しているように思われる所以である。

注

- 1) 高度成長後の自民党・保守勢力による国民統合の中心が、イデオロギー・政治・軍事へと移って来ていることを主張するものに、中野実「保守党支配体制の再編成過程」、『講座現代資本主義国家3』大月書店、1980年がある。中野氏はこの中で、保守勢力の「攻勢」が高度成長型の《経済的ナショナリズム》から、その後の《政治・軍事的ナショナリズム》の動員へと変化していると述べている。
- 2) こうした異なる諸階層の統合は、日本の中間諸政党のような特定の階層の利益代表政党にはできず、グローバルな視野をもった前衛政党

(Fronts)によってはじめて可能となる。

- 3) たとえば、日本共産党『国民のための財政百科』(1981年)の大資産家課税強化の提案の国税増徴額でさえ、3,050億円であり、大企業課税強化の2兆7,150億円の9分の1でしかなく、1兆円減税の財源にも不足する(78年度試算)。
- 4) このモデルは、筆者と小川雅弘氏とが共同で開発したものである。モデルの詳細については拙稿「民主的政策の階層別効果」置塙信雄、野沢正徳編『日本経済の数量分析』大月書店、1983年所収、参照。
- 5) 85年度予算案の防衛費は3兆1千億円であるが、このうちの半分は隊員給与・糧食費である。したがって、もし全ての装備の運用、発注、製造を中止することができれば、1兆5千億円程度の財源ができる。ただし、こうした政策を実施するには現在とはかなり異なった防衛問題に関する国民的合意が必要である。
- 6) 大企業労働者の雇用減は発注転換の場合のみである。
- 7) 階級・階層間の力関係を無視し、この政策転換の大きさをあまりに過大に評価することは危険である。こうした過大評価は、チリの経験でも明らかのように、経済破壊とクーデターへの最短距離である。
- 8) 『グラムシ選集1』合同出版社、1961年、124ページ。
- 9) 「競合関係」にある「民主的改革に結集する諸階級、諸階層のもつ諸要求」が「民主的改革のための結集力を最大にするように、順位づけが選ばれるべき」であることは、置塙信雄「経済の民主的改革をめぐる若干の問題」『科学と思想』No.28、1978年でも述べられている。
- 10) 平和の要求は必ずしも自国の平和のみを求めるものではない。ベトナム反戦、アメリカの中国介入・ソ連のアフガン介入への反対闘争は帝国主義諸国の平和勢力によって闘われてきた。こうした反侵略の要求は、武力による外国勢力の意志の他国への強制に反対する「要求」であり、したがって自由と民主主義の「要求」である。
- 11) 労働運動内のこうした傾向を持つ潮流をレーニンは「日和見主義＝社会排外主義的潮流」と呼び、それを帝国主義の「主要な社会的支柱」として、それとの闘争の必要性を強調した。この点については、上田耕一郎『先進国革命の理論』大月書店、1973年、61ページ。

- 12) 「レーニンはくりかえして、革命にとっては、搾取される大衆の生活にも、搾取する支配階級の生活にもかかわる『全国民的な危機』が醸成されが必要なことを指摘し、これを『革命の成功の二つの条件』とよんだ。」(上田耕一郎、前掲書、162ページ)
- 13) たとえば、環境汚染は資本主義に固有な現象ではない。「社会主義」中国などを含む後進諸国での汚染が激しいのは、その国の生活水準が、〈環境より所得〉を欲するレベルであるからである。逆に言えば、生活水準の向上は、環境保護をはじめとする非経済的諸要求を増大させる。これは、まさしく、生活水準の構造転換にもとづく変革主体の構造転換である。
- 14) 上田耕一郎『第3の危機』大月書店、1983年、314-5ページ。
- 15) 「ロシア革命が生み出した社会主義の体制には、搾取をなくした社会体制、民族自決を保障した体制など多くの側面、多くの要素があり、それぞれきわめて重要なですが、……私は人類がはじめて持った、戦争から抜けでることを可能とする唯一の『平和の体制』、平和をかちとっていく体制でもあったという点が、きわめて重要な性格だと思うのです。」(上田、前掲書、68ページ)
- 16) L. グルッピ著、大津真作訳『グラムシのヘゲモニー論』合同出版、1979年、100ページ。
また、前掲『グラムシ選集1』147ページ参照。
- 17) マルクス「総評議会からラテン系イス人連合評議会へ」『マルクス・エンゲルス全集第16巻』大月書店、380ページ。

(おおにし ひろし、所員・京都支部)

読者のひろば(1)

本誌(No.43)町田論文に共感

杉浦真理子(堺市)

論文「私達の“地域づくり街づくり”運動」を読んで示唆されるところ多く、参考になりました。市職と民商という違いはあっても、地域社会に根ざした運動を考えるという立場に共通するものを感じたからです。私の職場でも“街づくり”ということは少なからず話題にのぼりますが、どうしても一時的、個別的な話に終わってしまいがちです。正確な数値的指標に裏打ちされた総合的分析と、それにもとづく具体的な運動方針の必要性を常々感じつつも、どう手をつけていいかわからずにいましたが、この論文をひとつの手がかりとして方向をさぐっていきたいと思います。最後に、この論文の中にもふれられていたような、運動の担い手として、著者もまた多忙な日々を送られているだろう中で、このような労作をまとめられた御苦勞に敬意を表します。

(民商事務局員)

本誌(No.44)石沢論文を読んで

山崎 勉(鎌倉市)

44号の「情報ネットワークと現代資本主義」は大変参考となるところが多かった。

今日、もう一方の課題として、“無人化生産と再生産”的問題を避けて通れないと思われます。つまり、世界資本主義市場の中での位置づけと同時に、資源・エネルギーの点からと、および農業生産と工業生産等の問題からも考えなければ解明不可能と思われます。また、工業先進国と後発資本主義国との関係ももちろん含まれてきます。

(エンジニア)

共働き家族と労働時間の短縮

佐 藤 卓 利

今、総評、同盟も春闘の重要な課題として「時短」（労働時間短縮）をかかげている。しかもそれが「賃上げ自粛」と一体となって要求されている。この「時短」要求は、はたして現在もとめられている労働時間短縮であるのだろうか。「時短」要求の基本原則は何なのか。（編集局）

はじめに

日本の労働者の「働き過ぎ」が、国際的に問題とされだしてからすでに久しい。とりわけ、この10年間の長期不況のなかで実労働時間が増大した日本とは対照的に、西ヨーロッパでの労働時間短縮闘争の前進が、なおさらに「長時間労働による失業の輸出」「国際公正労働基準の侵害者」というような非難を強める結果となっている¹⁾。こうした国際的な風当たりの強まりとともに、長時間労働による健康破壊、家庭や地域における諸矛盾の噴出、雇用問題の深刻化などの面からも、労働時間の短縮が労働組合運動の最重要課題として意識されたした。また政府や資本の側でさえも労働時間の短縮をいわざるをえない状況となっている。

しかし、最近の労働時間短縮へ向けた政・労・資の動きには、いくつかの批判すべき問題点がある。労働組合についていえば、同盟など労使協調主義の立場をとる労働組合の労働時間短縮要求は、事実上「賃上げ自粛」のひきかえとして位置づけられている。たとえば、同盟の第21回年次全国大会の「'85賃闘、時短闘争の推進に関する決議案」では、85賃闘の賃上げ要求基準を7%，1万4千円という低水準に抑えた

うえで、労働時間短縮の目標として「85年度中を目途に年間総労働時間の2千時間への短縮をはかる」としている。このような姿勢は、「労働時間短縮、週休2日制の問題も生産性基準原理に立脚したものでなければならない」という日経連の主張に代表されるような、労働時間の短縮を生産性上昇にもとづくペイの配分の問題として、賃上げとトレード・オフの関係においてとらえる立場と一致するものである。ところで、「決議案」にいう年間総労働2千時間とは、実は1980年12月に労働省が発した「週休2日制等労働時間対策推進計画」が、85年をメドに実現するとした目標に他ならない。同盟の要求は、政府の「計画」の水準を越えない、きわめてつましいものといえよう。この政府の「計画」は、もとより法定労働時間の短縮による全国・全産業一律の規制をめざすものではなく、あくまで「労働時間短縮の推進は、労使の自主努力がその基盤となる」との見解に立つものである。労働時間の短縮とは、本来賃下げなしの労働時間の短縮のことであって、時間あたり賃金の引き上げに結果するものであるが、この「計画」は1日の所定労働時間の短縮ではなくて、週休2日制の導入や年間特定休日の増加あるいは年次有給休暇の消化率のアップなどによって、年間総実労働時間の短縮をめざすものである。こ

のような労働時間の短縮では、時間あたり賃金の引き上げとはならないのである。

労働時間の短縮とかかわってもう一つ重要なことは、女子とりわけ有配偶女子労働者の増大にかかる問題である。女子労働者のなかでも、近年、増大が著しいのはパートタイマーであり、とくに家庭の主婦がパートタイマーとして就業するケースである。⁵⁾夫の労働にくわえて妻が労働することは、当然の結果として、労働者家族1世帯を単位としてみた総労働時間が増大することを意味する。労働時間の短縮問題は、夫=男子労働者にのみかかるものではなく、妻=女子労働者も含めた労働者家族全体の問題として考える必要がある。

労働時間の短縮をめぐる以上のような問題状況を正確に把握し、問題の解決方向をさぐるために、私は次の二つの視点が重要であると考えている。一つは労働時間を賃金と切り離してとらえるのではなく、両者の関係をつねに問題とすることである。つまり、「1労働時間の価格」の増大として労働時間の短縮を問題とすべきであるということ。もう一つは労働力の再生産の単位としての家族において、就業している家族構成員の総労働時間と総賃金の関係を見る必要があるということ。つまり、労働者家族が全体としてどれだけの労働時間を資本に提供し、どれだけの賃金を受け取ったのか、さらに家族全体としてどれだけ資本に搾取されているのかを見る必要があるということである。この二つの視点は、『資本論』第1巻においてマルクスが提起した視点である。前者は、第18章「時間賃金」において労働の価格論として、後者は、第13章「機械設備と大工業」第3節「労働者におよぼす機械経営の直接的影響」において労働力の価値分割論としてである。

いまあらためて本稿でこの二つの視点から労働時間の短縮問題をあつかおうとするのは、労働時間短縮闘争が賃上げ闘争と不可分の闘争であること、また男子労働者と女子労働者の共同闘争として資本の搾取を制限し、労働力の正常な(個体的および世代的な)再生産を保障する役

割をもつこと、そして歴史的には、経済単位としての家族を止揚した新しい家族形態をつくりだす基礎を準備するものであることを明らかにするためである。

注

- 1) 先進資本主義国の中でも、1974-81年の間に、週当たり実労働時間が増大しているのは日本だけである(付表参照)。

付表 週当たり実労働時間(推計値)

(製造業、生産労働者、男女計)

| 年 | 日本 | アメリカ | 西ドイツ | イギリス | フランス | (時間) |
|------|------|------|------|------|------|------|
| | | | | | | |
| 1974 | 40.3 | 36.8 | 33.5 | 38.1 | 36.2 | |
| 1975 | 39.3 | 36.3 | 32.3 | 37.0 | 35.2 | |
| 1976 | 40.7 | 36.6 | 33.1 | 37.7 | 35.1 | |
| 1977 | 40.8 | 36.8 | 33.3 | 37.8 | 34.9 | |
| 1978 | 41.1 | 36.9 | 33.3 | 37.7 | 34.6 | |
| 1979 | 41.6 | 36.7 | 33.4 | 37.4 | 34.4 | |
| 1980 | 41.6 | 36.3 | 33.2 | 36.3 | 34.3 | |
| 1981 | 41.3 | 36.3 | 32.8 | 36.4 | 34.0 | |

資料：日本は労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模5人以上)他の国はDC統計局「Labour Costs in industry, 1975」, ILO「Bullerion of Labour Statistics」及び各国資料。

(注)：日本と諸外国との比較を可能にするために、EC域内(西ドイツ、イギリス、フランス)は、1975年についてEC統計局資料(1975年)による年間実労働時間を、1975年以外の年は1975年の数値を各国公表の支払労働時間の増減率で延長推計し52週で除した。アメリカは労働費用調査により支払労働時間を実労働時間に換算した。出所：『労働統計要覧』1981年版、83年版。

- 2) 『同盟新聞』1984年12月28日付。
- 3) 日経連『労働問題研究会報告』(昭和59年), 12ページ。
- 4) 昭和55年12月22日、労働事務次官発、発基第106号。
- 5) 総務庁統計局「労働力調査」によれば、昭和58年の女子雇用者数は1,486万人で、前年に比べ68万人、4.8%増(同男子2,722万人、1.6%増)、雇用者総数に占める女子の割合は、前年より0.7ポイント高まり35.3%となった。また非農林業における女子短時間雇用者(週の就業時間が35時間未満の者)は306万人で、前年に比べ22万人、7.7%増(57年18万人、6.8%増)であり、雇用者中に占める短時間雇用者の割合は21.1% (57年20.5%)となった。さらに女子非農林業雇用者のうち有配偶者は877万人で前年に比べ49万人、

5.9%増、雇用者総数に占める有配偶者の割合は59.5%(57年58.8%)である。

I 労働時間の短縮と労働の価格

ひとくちに労働時間の短縮といっても、その意味するところはさまざまである。さきにみたように資本や政府がいようなごまかしもある。労働時間の短縮を正しく理解する前提として、労働時間を二つの視点からみることにしよう。一つは労働時間の単位という視点である。すなわち1日・1週・1月・1年というそれぞれの単位で労働時間をみるとことである。労働者の生活はこうした単位を基礎に成り立っているのであるから、労働時間の短縮もそれぞれの単位に対応してみる必要がある。たとえば、1日8時間・1週48時間という労働時間が、1日9時間・1週45時間になったとしても、これは本当の意味で労働時間の短縮とはいえない。労働時間は、それぞれの単位において短縮されなければならない。もう一つの視点は、制度の面からみた視点である。いまの例は、1984年8月に労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会が、中間報告で提言した法定労働時間の「短縮」の内容なのであるが¹⁾、法定労働時間は労働基準法第32条第1項によって定められている。法定労働時間とは、労働者の生存権=人たるに値する生活を具体的に保障するために定められた労働時間の最低基準であって、すべての労働者に一律に適用されるべきものである。さらに、最低基準である法定労働時間を基礎に、労働者は労働組合に団結して、団体交渉をつうじて(わが国のはあい主として企業レベルで)より高水準の労働時間を協定する。これが所定労働時間である。したがって、団体交渉をつうじて労働時間を協定する労働者のばあい、その労働時間は当然法定労働時間よりも短くなるはずである。ところが、労働基準法第36条は、使用者が労働者の過半数を組織する労働組合(労働組合がないばあいは過半数を代表する者)と協定することによって、法定労働時間を越えて労

働時間を延長することを許している。坑内労働など特殊な労働を除いて、延長される労働時間の限界についての規定はない。したがって、労働組合が抵抗しないかぎり、実労働時間(所定労働時間+所定外労働時間)は無制限に延長されうるのである。

労働時間の短縮とは、第1に法定労働時間の短縮、第2に所定労働時間の短縮と所定外労働時間の規制、そして最終的に実労働時間の短縮でなければならない。³⁾ 法定労働時間の短縮は労働基準法の改正闘争によって、所定労働時間の短縮および所定外労働時間の規制は、協約改定闘争によってなされるべき課題であり、いずれも労働者の生存権の水準を引き上げることを意味する。とりわけ、わが国のはあい未組織労働者が多く、また団体交渉による一般的拘束力がほとんど機能していないから、法定労働時間の短縮こそが決定的に重要なのである。

さて、さきに述べたように労働時間の短縮を賃金との関係においてみるとというのが、本稿の視点の一つであった。マルクスは、賃金額それ自体と労働時間で計った賃金額=労働の価格を区別しなければならないと述べている。「労働日の長さしたいで、したがって労働者により日々提供される労働の量したいで、同じ日賃銀、週賃銀などが、労働のきわめて異なる価格、すなわち同じ分量の労働に支払われるきわめて異なる貨幣額を表わしうる、ということは明らかである。したがって、時間賃銀にかんしては、さらに、日賃銀、週賃銀などの労賃の総額と労働の価格とを区別しなければならない」。⁴⁾ 「労働——または1労働時間——の価格」は、賃金額が増大してもそれ以上に労働時間が延長されれば低下する。また賃金額が不变あるいは低下してさえも労働時間がより短縮されれば1労働時間の価格は増大する。1労働時間の価格が与えられたものとすれば、賃金額は1労働時間の価格に労働時間をかけたものに等しい。一般に労働時間が長ければ長いほど賃金は低い、という関係がある(日本の低賃金・長労働時間を考えよ)。この関係は「労働——または1労

働時間——の価格」を考えることによって、はっきりと理解することができる。「労働の価格が低ければ低いほど、労働者がみじめな平均賃銀だけでも確保するためには、労働分量はそれだけ大きくなければならない、または労働日はそれだけ長くなければならない……。この場合には、労働の価格の低いことが、労働時間の延長への誘因として作用する⁶⁾」だから、労働時間の延長を防止しさらに労働時間を短縮するためには、労働の価格の引き上げが、したがって賃上げが必要なのである。

労働の価格とは労働力の価値の現象形態であり、搾取関係が隠蔽された形態であるが、労働時間が支払労働時間と不払労働時間からなるという科学的な認識を前提としたうえで、日常意識である労働の価格によって賃金と労働時間の関係をとらえることは、賃金額のみに目をうばわれがちな労働者の意識を克服するうえで有効なのである。さらに、この視点は労働者家族において、男子世帯主の他に家族構成員が就業するばあいに、男子世帯主の賃金の低下を解明する視点ともなるのである。「名目的な日賃銀または週賃銀が騰貴しても、労働の価格の不変あるいは低落をともなうことがありうる。労働者家族の収入についても、家長によって提供される労働分量に家族員の労働がつけ加わるやいや、同じことが言える」とマルクスは述べている。この視点は労働力の価値分割論として展開される。つぎにこの問題について検討することにしよう。

注

- 1) 中間報告は、「1週の法定労働時間を短縮し、1日の法定労働時間を弾力化する方向で検討する」と述べ、弾力的な労働時間管理の必要を強調している。これは、資本の都合によって労働時間を自由に処理しようとする要求の表明に他ならない。この中間報告に対する東京商工会議所の意見は、この要求をより一層あからさまに表明している。「われわれとしては、1日の法定労働時間を全面的に弾力化して、法定労働時間は1週以上の中・長期の単位で規制することとし、所定労働時間は労使の話し合いに委ねる

ことを原則とすべきであると考える」(東商新聞、昭和59年12月15日付)。だが、われわれとしては、1日の労働時間の長さとともに、それがいつ始まりいつ終わるのかを法律によって明確にすることを原則とすべきであると考える。

- 2) 労働基準法第32条第2項は、8時間労働制を長時間に修正する例外条項である。これによれば、1日の基準労働時間を延長したり、交替制を採用したり、あるいは日によって労働時間の長さを変えることも可能である。したがって、現行の労働基準法では厳格な8時間労働制が保障されていない。このことがILO第1号条約(工業的企業における労働時間を1日8時間、1週48時間に制限する条約)の批准を不可能にしている最大の原因なのである。
- 3) 最近、労働時間の国際比較において年間実労働時間が問題とされるようになってきた。「所定週労働時間、残業、年休、その他の休日、それに出勤率がくわわって、総合的な労働時間数と判断される」ためという理由からである(藤本武『国際比較 日本の労働条件』、新日本出版社、1984年、73ページ)。しかし、少なくとも日本のばあい、年間実労働時間はフルタイムかパートタイムかにかかわらず、調査対象の雇用労働者の年間実労働時間の総計を雇用労働者数で除したものであるから、分母のなかにパートタイマーが多数入り込むようになればなるほど商である年間実労働時間はいっそう短縮される結果となる。このことは、夫の長時間労働はそのままであっても、妻がパートタイマーになるケースが増大し、結果として1家族の総労働時間が増大したとしても、年間実労働時間は短縮されることを意味する。
- 4) マルクス、『資本論』新日本出版社版、第1巻第4分冊、930ページ。
- 5) 同上、935ページ。
- 6) 同上、938ページ。
- 7) 同上、931ページ。

II 主婦の賃労働者化と労働力の価値分割

資本制下にあって、生産手段と生活手段から自由な賃労働者は、自己およびその家族構成員の生命を維持するために資本に労働力を販売しなければならない。資本制下の労働者家族は、

労働力の個体的および世代的な再生産の単位であり、「社会の経済単位」「私的な家政」という歴史的性格を帯びている。このような歴史的に特殊な形態規定を与えられた労働者家族において、男子世帯主のほかに家族構成員が就業するようになれば、労働力の価値はあくまで「私的な家政」という単位において規定されるのであるから、男子世帯主の労働力の価値は必然的に家族構成員に分割される。つまり、「経済単位」としての家族の再生産費が複数の家族構成員によって分担されることになる。この結果として男子世帯主の労働力の価値は減価する。資本にとっては、剩余価値量と剩余価値率の増大である。²⁾

この「労働力の価値分割」論の視点から、現代日本の共働き家族の問題を考えてみよう。その際、主婦の就業形態についてはパートタイム就業を想定することにする。総務庁統計局「家計調査年報」(昭和58年)によれば、共働き世帯の年平均1ヶ月当たりの収入は、世帯主が317,002円、妻が84,431円となっている。いま世帯主の労働時間については、労働省「毎月勤労統計要覧」(昭和58年)の常用労働者1人平均月間実労働時間数174.8時間を、妻の労働時間については、労働省「賃金構造基本統計調査」(昭和58年)のパートタイム女子労働者、1日当たり平均所定内実労働時間数6時間×平均月間実労働日数22日=132時間、をそれぞれ対応するものとして想定する。まず労働の価格についてみると、世帯主だけの労働の価格は、 $317,002\text{円} \div 174.8\text{時間} = 1813.5\text{円/時間}$ である。世帯主と妻を合わせた労働の価格は $(317,002\text{円} + 84,431\text{円}) \div (174.8\text{時間} + 132\text{時間}) = 1308.5\text{円/時間}$ となって、約28%低下する。つぎに収入の増加と労働時間の増加についてみると、妻の就業は世帯主のみの収入に比べて、家族に1.27倍の収入をもたらしたが、世帯主と妻が合わせて提供する労働時間は1.76倍となった。剩余価値率については、具体的な計算は困難であるが、労働時間の増加率に比べて収入の増加率は小さいのだから、剩余価値率が増加することは確か

である。

労働力の価値分割が意味することは、家族の多就業化(就業人数の増大と1人当たり労働時間の増大)がすすめばすすむほど、資本にとってはますます搾取材料が増え、搾取度が増大するということである。だから家族の多就業化は資本の搾取欲が本質的に要求するものであり、資本蓄積が進行するのに伴って、搾取を制限し労働者を保護する社会的要因が働くいかぎり、「資本のジャガノートの車輪のもとに投げ入れ」³⁾られる労働者の妻子は増大するのである。

いまの例では、妻の就業が直接に世帯主の賃金を引き下げる事態を想定していない。しかし大量の妻の就業は、労働市場における競争をつうじて、成年男子労働者の賃金引き下げの圧力となる。この圧力の結果、世帯主の賃金が引き下げるこことなれば、より一層、剩余価値の量と率が増大することはいうまでもない。妻がパートタイマーとしてではなく、フルタイムの労働者として世帯主と同等の賃金・労働時間で就業するばあいを想定しても、本質的には変わりはない。このばあい資本は2倍の剩余労働を獲得する。しかし女子労働者の大量進出は、労働市場における競争圧力の増大によって、男女双方の賃金を引き下げるこことなり、結果として両者の労働力の価値の合計は、以前の世帯主の労働力の価値にまでは低下しないにしろ、その2倍の水準にまでは達しない。したがって、資本に提供する労働時間は2倍になんとも、稼得する賃金の合計は2倍とならず、労働の価格は低下し剩余価値率は増大する。

妻の賃労働者化は、また労働力の再生産のありようを変化させずにはおかしい。労働力の再生産の不可欠の条件である家事労働時間が、妻の賃労働者化によって資本に奪われるのに比例して、生活手段と生活関連サービスが商品として購入されねばならなくなる。「したがって家事労働の支出の減少には、貨幣支出の増大が対応することになる。それゆえ労働者家族の生産費が増大して、収入の増大を帳消しにする。そのうえ、生活手段の利用や準備における節約と

合理性が不可能になる」⁴⁾。

資本の搾取欲が引き起こした妻の賃労働者化は、「一夫一婦制の個別家族」という歴史的性格に規定された労働者家族のなかでの、夫の社会的労働と妻の家事労働(私的労働)という性別分業と矛盾せざるをえない。この矛盾は、家事労働時間の可能なかぎりの短縮と妻の賃労働と家事労働の二重負担となって現われる。「歴史的進歩としての婦人の社会的生産への復帰は、それが現実の姿態をとるとき、婦人労働者にとって労働と家庭生活の双方の領域における二重の苦痛としてたちあらわれる」⁵⁾。しかし、それがどんなに矛盾に充ちたものであれ、妻の賃労働者化は、妻が家族の生活を世帯主と同等に担っていることを明白なものにする。「夫は家のなかでのブルジョアであり、妻はプロレタリアートを代表する」という関係は、共働き家族にはもはや存在しない。妻は夫と同様に、否それ以上に搾取される労働者となっている。また反面、夫が妻と共に労働力の再生産を担う生活者であることも動かしがたい事実となる。生産過程における搾取の増大と生活過程における労働力の再生産の困難の増大は、男子労働者と女子労働者が共に立ち向かわざるをえない課題を客観的に明らかにする。

注

- 1) エンゲルス、「家族、私有財産および国家の起源」、『マルクス・エンゲルス全集』第21巻、大月書店、80ページ。
- 2) 「機械設備は、労働者家族の全員を労働市場に投げ込むことによって、夫の労働力の価値を彼の全家族が分担するようになる。それゆえ機械設備は、彼の労働力の価値を減少させる。……こうして機械設備は、はじめから、資本の人間の搾取材料すなわちもっとも独自な搾取分野と同時に、搾取度をも拡大するのである」。マルクス、『前掲書』第1巻第3分冊、683—684ページ。
- 3) 同上、第1巻第4分冊、1108ページ。
- 4) 同上、第1巻第3分冊、684ページ。
- 5) エンゲルス、『前掲書』、78ページ。
- 6) 田沼肇、「国家独占資本主義と婦人問題」(上)，

『経済』1972年4月、234ページ。

7) エンゲルス、『前掲書』、78ページ。

III 労働時間短縮闘争の意義

労働力の価値分割とは、資本制下で「社会の経済単位」として規定づけられた労働者の「私的家政」において、世帯主のほかに家族構成員が就業するようになれば必然的に生じる、資本主義に固有の現象である。したがって、資本制下で妻の就業が一般化すれば、もはや世帯主の賃金だけでは家族の生命の再生産を十全に保障しえないことを、労働力の価値分割は意味している。労働力の価値分割は、資本のあくなき搾取欲が引き起こしたものである。資本の搾取欲は、労働者家族に対して相互に矛盾する二つの要求をつきつける。労働力が正常に再生産されるためには、家庭内において生活手段を消費するための無償の労働を不可欠の条件とする¹⁾。この無償の労働を妻が担うことによって、世帯主たる夫の低賃金・長時間労働は可能となる。²⁾だが資本の搾取欲は、妻の家事労働時間をも資本のための労働時間に転化することを要求する。だから、資本の搾取欲は労働者家族における性別分業を維持しつつ、廃止することを要求するのである。「女が家庭での私的奉仕の義務を果たせば、ひきつづき公的生産から締めだされたままになって一文も稼ぐことができず、また公的産業に参加してひとりだちで稼ごうと思えば、家庭の義務を果たすことができない」³⁾。この相互に矛盾する二つの要求に対して、労働者家族は家事労働時間を可能なかぎり切り詰め、家事労働に代わる生活手段と生活関連サービスを商品として購入することによって、資本のための労働時間を捻出しようとする。その結果が、資本には願ってもない剩余価値の増大をもたらし、また資本の商品市場を拡大するのである。

しかし、妻が夫なみに長時間にわたって労働するようになれば、彼女自身の健康を破壊するだけでなく、家族生活に最低限必要な家事労働

時間をもうばわることによって、家族構成員にも精神的・肉体的に否定的影響を及ぼすことは必至である。だから長時間労働に対する法的規制やあるいは労働組合による規制が不十分ならばあいに、個人的にこのような事態を避けようとすれば、低賃金にあまんじつつも短時間の就業形態を選択せざるをえない。主婦パートタイマーの増大は、労働時間の規制が不十分であり、長時間労働が一般的であることが一つの重要な原因となっている⁴⁾。資本の搾取欲の前に妻のパートタイム労働は、夫の長時間労働の補完物となっている。主婦パートタイマーは、その意識はどうであれ、客観的には相対的過剰人口としてフルタイムの労働者の賃金・労働条件を引き下げる役割をはたさざるをえない。世帯主の低賃金ゆえに妻がパートタイムの就業を余儀なくされ、大量の主婦パートタイマーの出現が、フルタイムの男子労働者および女労働者の賃金を低くめる、という悪循環が生じる。

この悪循環を断ち切るにはどうすればよいのか。妻の就業をなくすこと、妻を再び家庭にひきもどすことがその方法であろうか。否である。妻の就業は、「矛盾と問題をふくむ過程」であるが「同時に、進歩的・積極的な意義をもつ歴史的过程としての側面をそなえていること」も否定しえない。とすれば、悪循環を断ち切るには、妻の就業の形態を変える以外にない。パートタイムという就業形態をなくすことである。だが、それはフルタイムの労働者と同様の長時間労働を妻に要求するというのではない。逆に、フルタイムの労働者の長い労働時間を、主婦パートタイマーと同様の労働時間に短縮することを要求するのである。もちろん賃金の引き下げなしに。そうすればパートタイムであることを理由にした低賃金の根拠はなくなる。ただし、実際のパートタイマーは、文字どおりの短時間労働者というよりも、労働時間が一般労働者に比べてわずかばかり短いことを理由にして、低賃金・劣悪な労働条件を余儀なくされている労働者と性格づけることが正確であるから、パートタイム労働者が存在しなくなるには、労働時

間の短縮だけでなく、パートタイマーの労働者としての諸権利の一般労働者と同水準への引き上げが必要であることはいうまでもない。

8時間の標準労働日を6時間に、さらにより短い時間に短縮するための闘争は、低賃金・短時間労働者であり、相対的過剰人口としてフルタイムの労働者の賃金・労働条件を引き下げる役割をはたすパートタイム労働者を、解消する一般的基礎をなす。それは、すべての労働者の生存権の水準を引き上げ、資本の搾取欲を制限する闘争であり、また個々の労働者家族のレベルにおいてみれば、労働者たる夫と妻が共同して担う労働力の再生産のための家事労働時間および余暇時間を拡大する闘争でもある。この闘争は、資本の搾取欲=資本の本性にせまる闘争であるから、当然のことながら、資本のはげしい抵抗、反撃に直面することはいうまでもない。しかし、この闘争なくして男女の真に自由で平等な関係をつくり出すことは不可能である。「男女ともに大幅に時間短縮をし、男女平等に家事労働をも分担できる態勢をつくり出すことが、平等実現のための先駆の課題である」からである。エンゲルスは、「生産手段が共同所有に移るとともに、個別家族は社会の経済単位ではなくなる」ことが、個人的性愛にのみもとづく一夫一婦婚をつくり出す条件であると述べているが、さらにもう一つの条件として、あえてエンゲルスのこの指摘につづくわえるならば、「社会的生産」の担い手たる男女労働者が、充分に労働力のより高度な再生産を実現できる生活時間が保障されることであろう。ここにいう労働力のより高度な再生産とは、個人および世代の単に自然的な再生産だけでなく、精神的・文化的発達をも内包した再生産のことである。労働時間の短縮闘争は、当面の緊急課題であると同時に、人類史の新らしい段階へとつらなる課題でもあるといえよう。

注

- 1) 「労働力商品の価値を規定する必要生活手段商品の分量は、所帯内における家庭内労働の存

- 在を前提している」。荒又重雄,『賃労働の理論』,亜紀書房,1968年,95ページ。
- 2)「主婦を可能な限り家庭にしばりつけておくことは、資本にとっては主婦の『無償』労働を間接に利用して、労働力の再生産に必要なコストを引き下げる格好な仕組みである」。広田寿子,『現代女子労働の研究』労働教育センター,1979年,297ページ。
- 3) エンゲルス,『前掲書』,78ページ。
- 4)「パートタイマーは賃労働と家事労働の二重の負担をせおっているために、その賃金はきわめて低く、雇用条件も不安定である。そしてまた、賃金が低く雇用条件も不安定であるから、パートタイマーはつねに片足を家庭のなかにおき、賃労働と同時に家事労働の負担をいつまでもせおっていかざるをえない。……このパートタイマーに典型的にあらわれているように、主婦が賃労働者化する場合の労働条件の劣悪であることが、主婦を家庭にしばりつける……」。広田,『前掲書』,296-297ページ。
- 5) 布施晶子,『新しい家族の創造』,青木書店,1984年,215ページ。
- 6) 本多淳亮,「男女差別の構造と雇用機会均等法案の問題点」,『労働法律旬報』,№1107(1984年11月10日),44ページ。「男女の実質的平等と性別分業の廃棄が実現されるためには、今日常

識と化している労働時間が半分に短縮され、男も女も社会的労働にたずさわるかわりに、男も女も家事労働をすることが可能とならなければならない」。管孝行,『女の自立・男の自由』,毎日新聞社,昭和59年,69ページ。

- 7) エンゲルス,『前掲書』,80ページ。

おわりに

以上、労働時間の短縮について、現代日本の共働き家族を念頭におきつつ、マルクス、エンゲルスの古典に依拠して考えてきた。共働き家族の問題へのアプローチを労働時間の短縮という視点にのみしぼったため、当然のことながら保育・教育・医療などの公的サービスや社会保障制度とのかかわりで論することはできなかった。また婦人の就業についても、おもに主婦のパートタイム就業として、それも一般的な問題として論じたため、婦人の就業がもつより広範かつ深刻な問題にまでは立ち入れなかった。それらは、今後の課題としたい。

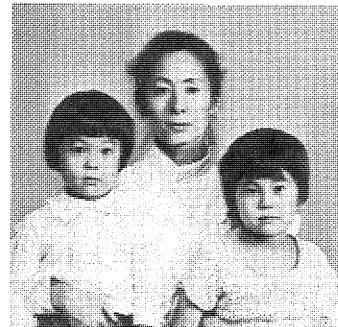
(さとう たかとし, 所員・広島支部)

森井久美子さんに聞く

(夜間通信研究科第8期生)

第4回目のインタビューは84年度修了論文(婦人労働者の発達課題)を提出された森井さんにお願いすることになりました。

森井さんは、生保産業にお勤めの労働者・4人の子供を育てる母親・基礎研の夜間通信研究科で学習を続ける所員と3役をこなしておられるスーパーレディです。



編集局 どうもお忙しいところをありがとうございます。12月に手術されたとのことですが、その後経過はどうですか？

森井 どうもありがとうございます。おかげさまで何とか2、3日前から仕事に復帰できました。

編集局 単刀直入にお聞きしたいと思いますが、基礎研については最初何でお知りになったんですか？

森井 最初は「資本論・帝国主義論講義」の新聞広告で見たんです。その頃から職場でのUターン(逆流)現象が起こってきて、同僚とか回りの人が信じられなくなっていたんですね。いいなりにならず反撃しないと……。基礎研に来る前には自治体問題研究所の講座へ行って宮本憲一先生のお話を聞いたりしていたんですね。それですこし元気が出て、次はということで来たんです。それに夜間通信研究科は入学試験がありませんでしたからね(笑い)。

編集局 それで次はどこで寝ようかな！ということで来られたんですね。森井さんの講義中の睡眠は有名ですからね。講義中に一番前の席でグウグウ寝ている……(笑い)。

森井 先生に申し訳ないのですけれど、共働きの母親が学ぼうとすればこういうスタイルではないかと……。寛大を感謝しています。

編集局 「資本論・帝国主義論講義」の受講生を経て、夜間通信研究科に来られましたが、5

つの学科の中でどうして金融・流通・協同組合論を選ばれたのですか？

森井 理由はいたって簡単なんです。金融という言葉につられて来たんです。

自分の働いている産業がどういう位置にあるか、自分の人生にとって何なのかをまがりなりにもさぐりだしたい。それと、競争の中の企業生き残り論からくる労働者への権利攻撃をはねかえすには経済からみていかないと物取り論だけではたちうちできない。いわば日本経済の民主的転換を金融の部門から考えようということです。それともう一つは、やはり婦人問題ですね。この2本だけでやっていることですね。

私は、マルクス経済学というのは金科玉条で、私が学びさえすればピタリと役立つものだと考えていましたが、基礎研に来てビックリしたのはいろいろの解釈があることです。何でもない所でもいろいろ解釈をだす。おかげで最初は混乱しましたね。

編集局 それは大変でしたね。来る所をまちがえた!?(笑い)

森井 それと基礎研に来てよかったのはやはり『人間発達の経済学』ですね。労働時間の短縮の問題の重要性を教えられました。今、職場では民主的な人でも権利を放棄して先頭にたって仕事をバリバリこなしている。人間らしさがなくなっています。たとえば、定時で帰って人間ら

しさを取り戻す、映画を観たり、子供と遊んだり、人生をふりかえったり見直したり……というような時間がない。このような日本の状況を経済学の眼でみるとどうなるのか……ということを考えていきたい。

編集局 現在の職場の状況はどうですか？

森井 信じられないことでしょうが、今春闇では初の「賃下げ」要求をだすんです。現在職能給でいっているんですが、それでもまだ年功制の部分が高いということで、これからは会社への貢献度で給料を決めようというんです。

編集局 それだと組合が組合員の権利を守れないということになりますね。

森井 低成長経済・高齢化構造・金融革命を背景とした会社の減量経営路線はすさまじいの一言につきます。これから3年間でOA化による女子職員9,500人中3,000人の削減、賃金凍結などめじろおしで、組合も運命共同体で悪くなるのを少しとめようとしかいわない。

職場では「産む直前まで出てこい！5週すぎたら出てこい！」、「病気や子供の看護で休むのは自己管理が悪い！」、「通院したら休暇にして午後出て来い！」、「土・日含めて3日休めばクビだ！」、「能率が悪いのだから残業をつけるな！」といわれる。また、しみきりだから女子が午後10時、11時、12時まで仕事をする。昼休みをほとんど取ったことがない。そういう現象があちこちの店舗で急激に現われてきています。これに抵抗できず許してしまうこと、同僚の中から会社へつらって同じ言動をする者が出ていていることなどにおそろしさを感じます。情勢の中で労働者が合法的にきりくずされることと、法が無視され民主主義が形骸化されていくことは次元が違うと思うからです。

1930年初めドイツのパウルツェヒはこう言っているそうです。「ドイツの国民は内部の圧力にたいして自らを防衛する能力をほんの少しも持っていないかった。いつもただ不快さを吐露するだけで、長い間崇拜してきた昔の支配者たちのまえに屈服した。」「個人生活のなかに腰をくえた」としまった。「すべての人々が自分のプライ

ベートの世界以上のことを見ようとしている。」そこに「ヒットラーの支配を許した」市民階級の罪があると。今の右翼社民路線下の職場を私たちがこのまま放置するのは同じ罪を犯すことではないか、ファシズムの温床が完成してしまうのではないかと危惧します。

学んで、話しあって、よくみて、信頼しあうことができるよう、まず不安定な自分が学びはじめようと思いました。そして自分たちの手と口で組合にも会社にもしっかり物を言っていくことが大切だと考えています。

編集局 話はかわりますが、ソビエトに2回行かれていますね。その時の話を聞かせていただけますか！？

森井 ソビエトは初めての海外旅行でツアーワークの経費が安いという単純な理由で行きましたが、自分の目でみた感想はやはり強烈です。

まず、金融機関に働く者としてびっくりしたのは金融機関が絶無であること、資本主義国だと目抜き通りは金融機関が林立していますが、目抜きはボリショイ劇場・マーロイ劇場・レーニン図書館・ホテルロシアといった具合で安い料金で楽しめる……どの街もです。郵便局でちょっと預金を扱っているようです。それにガス代も電気代もあきれる位安い（ガスだと1ヶ月使い250円程度）のですが、乗り物も安く地下鉄全線（宮殿のような駅）5カペイク（16円）トロリーバス・市電も全線4カペイク（13円）、また地下鉄は自動コイン投入式ですが市電やトrolleyは運転手が運転しているだけで、自分で勝手に投入して乗降車するのです。ただのりする人があっても平気なのかだれも無賃乗車しないのか、いずれにしても日本では考えられないことです。

また、同行した人が慣れない水で下痢しましたら、早速バスつきの個室に入院して無料でした。もう少しいた方がいいと言わされたそうですが、日本へ一緒に帰らないと不安だから出てきたそうです。観光政策だとひいきめにみても、アメリカやフランスでは病気したらスッテンデンの丸裸で借金して帰ってこなければなりません。

んでしょう!?

敵視論者みたいに皮肉に悪いところばかり見る気もなく、またいいところばかり見る気もない。事実に即してみる冷静さをもっているつもりですが、事実がちがいますね。

編集局 なかなか興味深いお話ですね。それは最後に今後の自分の課題、あるいは基礎研への注文などをお聞かせください。

森井 学問する方々とお付き合いできて学生気分で幸せです。私たちはどうしても学間に専念する時間はないですから、素材提供と研究が結合して一層前進できたらと思います。職場で参加者をふやすことも課題です。

編集局 どうも長時間ありがとうございました。引き続き御健闘を期待しております。

(1985年1月26日、喫茶店ヒロにて)

『経済科学通信』読者普及への 御協力のお願い

『経済科学通信』編集局

読者の皆さん

いかがお過ごしでしょうか。仕事と家庭生活、学习に諸活動にとお忙しい日々をおくっておられることと思います。そのなかで、『経済科学通信』の購読をつうじ、また基礎経済科学研究所の諸活動をつうじて、日頃から私達にご支援をいただいていますことに編集局一同感謝いたしております。

さてこのたび、3月16日より5月26日までの期間を『経済科学通信』読者普及月間とし、300部の拡大を目標にして、『経済科学通信』の特別の普及をめざすことになりました。

『経済科学通信』は「働きつつ学ぶ権利をになう経済科学の総合雑誌」としての道をいろいろな困難にぶつかりながらも歩みつづけてきました。現在二千数百部が発行されて、忙しい生活中でも職場や地域で働きつつ学ぶ権利を自ら担おうと苦闘している仲間のよりどころとなっています。そして、働きつつ学ぶ権利をになう運動の中でこそ経済科学を真に創造的に発展させることができると確信が多くの人々の

ものとなっていました。私達は、『経済科学通信』がこのような仲間に支えられて発展してきたことを思い、さらに普及と充実に努めたいと決意しています。

基礎経済科学研究所の活動と『経済科学通信』はまだまだ多くの仲間の目に触れるまでになってしまいます。この読者普及月間をつうじて、『経済科学通信』の発展の新しい峰にたどりつきたいと考えています。

そのためには皆さんのお力にも頼らなければなりません。職場や学園のまわりの方々には是非購読を訴えてください。また必要ならこちらから宣伝誌をおくり、購読をお願いいたしますので、お知り合いの方をお教え下さい。添付されている葉書でご連絡頂ければありがたく思います。

なお貴重なご批評やご意見、近況報告や学習・研究の様子を読者の方々から送っていただき、毎号の「読者の声」に掲載させていただいております。この欄は好評で、今後も大きくしていきたいと思います。是非とも一度あなたの近況や学習の様子を葉書でお送りください。

渡辺峻著

『現代銀行企業の労働と管理——オフィス・
オートメーションとホワイトカラーに関する経営経済学的研究』

石田和夫

本書は刊行後日ならずして、安井恒則(『経済』No.242, 1984年6月号), 谷田庄三(『経営研究』大阪市立大学商学部経営研究会, 第35巻第2号, 1984年7月), 井上宏(『銀行労働調査時報』No.424, 1984年8月号), 木元進一郎(『立命館経営学』第23巻第4号, 1984年11月)の諸教授による書評をえ, そこではすでに本書の内容・特徴の厳密・正確かつ詳細な紹介と, 学界への貢献となっている諸点についての適切な指摘がなされ, すぐれた研究書として高い評価が与えられている。したがって, ここでは内容の紹介などの重複をさけ, 本書の成立過程をあとづけ, 科学的経営経済学の一領域としての企業管理論, 企業労働論の研究方法・課題の明示, それをふまえた研究内容の特徴とその成果を中心に述べることとしたい。

周知のように, 現代資本主義の階級構成とりわけ労働者階級の構成と状態の変化の問題は, 労働者階級運動・階級的労働組合運動の発展のための社会的基盤の解明にとって不可欠の問題領域であり, とりわけ1960年代初頭以降国内外の科学的社会主義の見地に立つさまざまの領域の社会学者により持続的な取り組みが行なわれ, 多くの成果が挙げられてきた。そのため第1の課題とされてきたのは, 労働者階級の概念・範囲の明確化や新中間層の確認, それをふまえた発達した資本主義国における階級構成・労働者階級の内部構成と状態の変化の解明であった。第2に, その課題の達成のために取り組まれてきた1つの重要な側面は, オートメーション, コンピュータを典型とする生産技術の発展や企業集中形態・企業組織の発展・変化が労働者階級の構成と状態に及ぼす影響の理論的・

実証的研究であった。

以上のような研究背景からすれば, 科学的経営経済学とその一分科としての企業管理論・企業労働論の研究対象や研究課題の確定は自明のことのように考えられるが, 現実は決してそうではなかった。すなわち, 科学的経営経済学の戦後の発展の歴史は, 量的に圧倒的比重を占める資本主義的経営の影響の中で展開してきた, いわゆる批判的経営学の研究内容のもつ限界の批判的克服という, きわめて困難な研究手続を解決する課題を背負ってきたといふことができる。この研究手続を成功的に解決した場合にのみ, 経営経済学の科学的研究成果が保証される。本書の著者は, まさにその問題意識の的確さとたゆみない研究への取り組みにより, その研究方法・課題の明確化に成功している。以下でまずその点を明らかにしておきたい。

そのために評者は, 著者が, ここで主たる書評の対象となる本書の刊行の半年後に, 著書『企業管理と管理労働——その経営経済学的な基礎に関する研究』(千倉経営学研究叢書11, 千倉書房, 1984年9月)を刊行されている点に注目しなければならない。著者の1960年代後半以降最近にいたるまでの諸論文をあとづけてみると, その研究内容の前半部分に相当するのが『企業管理と管理労働』であり, 前著の研究内容は後半部分に相当している。したがって, 前著の内容を正しく把握し, 著者の研究体系の中に位置づけるためには, 後著の内容と統一的に把握することが望まれるように思われる。そこで私は, 必要な限りで後著の内容をも参照しつつ前著のコメントを試みることとしたい。

さて, 両著書を統一的にみる時, 著者は1960

年代後半のその研究の出発点以降きわめてエネルギー・システムにこの課題に立ち向ってこられていることが理解される。すなわち、著者の研究の軌跡は、従来のマルクス主義的経営管理研究の成果を確認するとともにその限界を明確化すること、そしてさらにそこで明らかとなった限界の克服の道を模索することに求めることができる。その際、著者の問題意識・理論的関心となっているのはつぎの諸点である。第1に、企業管理・企業労働を経営経済学的に把握すること。第2に、企業管理・企業労働を経営者の意識性・意図から説明するのではなく、また独占資本支配の側面からのみで説明するのではなく、資本主義企業の生成・発展・消滅の視点で把握すること。第3に、企業管理主体の資本家・経営者と被管理者としての作業労働者との関係としてのみみるのではなく、企業管理の具体的・実際的業務を大規模の分業のかたちでになうホワイトカラー労働者の状態、歴史的任務・役割、これらを内包しうる企業管理論・企業労働論を構築すること。第4に、一方において独占資本家や最高経営者などの分析をふまえながら、他方において全体労働者の中での管理労働者や事務労働者が、コンピュータを中心とする情報処理労働手段に結合された状態を解明すること。第5に、現在の独占的企業管理固有の諸問題を把握するために、科学的社会主義の経済学の古典の諸規定・諸命題を創造的に適用・発展させること。以上の諸点の確認によって、著者が科学的経営経済学の研究方法・課題に成功されていると言いうことができる。

以上の点は著者による学界へのきわめて大きい貢献といふことができるが、その他従来の科学的経営経済学の空白をうめられた点として特記すべき若干の点を挙げると、第1に、古典的諸命題を創造的に発展させることによって、オフィス労働過程論・管理労働過程論の枠組の構築が試みられている。そのために、「情報」および「情報処理労働手段」に経営経済学的規定を与える手続がなされている。「情報」について、現代日本のマルクス主義者の諸見解が検討

され、さらに、「労働対象としての情報」との関連で「情報処理労働手段」も、諸見解の検討を通じて、「筋骨系統」「脈管系統」という伝統的・古典的規定に加えられる「神經系統」に相当するものであり、「労働対象としての情報」への働きかけを媒介する労働手段(筋骨系統、脈管系統より派生する新しい労働手段)であることを積極的に主張することにより、オフィス労働過程の独自性・特質を明確化し、企業管理論・企業労働論の体系に新しい要素を付与することに成功している。

第2に、ホワイトカラー労働の経営経済学的課題として、ホワイトカラー労働の典型として、日本の巨大銀行企業のホワイトカラー労働を対象として、労働・労働組織・労働管理の実証的研究を、機械化・オートメーション化および企業組織の発展過程に即してきわめて系統的に豊富な資料を駆使して展開されている。さきに明確化された情報処理労働手段、労働対象としての情報についての技術的内容の巨大銀行企業における克明な解明は従来必ずしも十分になされてきたとは言い難いが、この骨の折れる手続も着実になされている。また、労働変化の事実についても銀行企業の組織を全面的視野にいたれた分析となっており、現代銀行企業のオフィス・オートメーションとホワイトカラー労働の経営経済学的研究として企業管理論・企業労働論の従来の研究水準をいっそう発展させる成果となっている。

最後に、若干の要望を挙げて書評を結びたいと思う。第1に、企業規模別、巨大企業・中小企業別、独占・非独占企業別、私的部門・公的部門別の銀行企業を含む金融機関における労働と管理の経営経済学的研究の展開である。第2に、本書の研究内容は理論的であると同時に実証的研究を志向されている。今後賃金をはじめ労働諸条件の具体的解明によって、この方向をいっそう展開されることである。この研究手続が行なわれることによって、ホワイトカラー労働者の内部構成や状態の多面的・系統的成果を期待することができる。さらに、著者自身今後

の課題とされている国際比較研究の前提条件を準備することになるのではないかと考えられる。以上いくつかの要望を記したが、これらは著者の達成された研究の価値をいささかも傷つけるものではなく、評者の著者にかける大きい

期待を表明するものであることを了としていただきたい。

(千倉書房, 1984年3月)
(いしだ かずお, 関西学院大学)

書評

平井都士夫・一ノ瀬秀文・橋 博・向笠良一編

『現代経済における競争と規制』

小林世治

現代資本主義の「構造的危機」が呼ばれて久しい。しかし今日の、帝国主義=独占の陣営が強行しつつある諸施策は、「危機」論者が期待したような「手詰まり」を意味するものではなく、明らかに「構造転換」の質をもった反動的「打開」策である。本書はその核心を、国家独占資本主義体制の反動的再編に見出し、「現代資本主義における市場機構と国家による規制に関連した諸問題」(はしがき)に焦点をあてて、理論的・具体的に分析を行なっている。従来の「構造的危機」論から1歩踏み出した、本格的な「構造転換」論のさきがけとして歓迎したい。

同書がカバーする問題は、本研究所のこの間の統一テーマ「構造転換と人間発達」と深く関わっており、こんご是非とも検討すべき問題であると思われる。読者諸氏に一読をおすすめする次第だが、ここでは評者の関心から、冒頭3論文の感想を述べて、刺戟的な内容の一端をお伝えしたい。(簡にして要を得た紹介は別にあり——『経済』84年11月号・高内俊一氏——、各章のねらいは巻末に記されているので、それらを参照されたい。)

第1章「国家独占資本主義の反動的再編とその展望」(一ノ瀬秀文)は、現在の「危機」を国家独占資本主義の「規制」の危機として捉え、これまで新自由主義の名の下に労働組合抑圧・弱者切り捨てと同時に軍拡=ウルトラ・ケイン

ズ主義が行なわれてきたが、国家財政までを巻き込んだ「債務経済」体制の極限化によって、国独資的収奪の体系的再構築が問題となっているとしている。評者にとっては、「規制」が国家の経済調整〔一般〕と同一視され(16ページ)、いわゆる「規制緩和」→金融資本・独占による経済調整=支配統制の拡大が整合的に捉えられない点、また現局面の「競争と規制」問題が国独資的「管制高地」をめぐる闘争であるという鋭い指摘(29~30ページ)がありながら、その物的基礎とくに「情報化」への言及がない点、など不満は残る。しかし、「構造的危機」の分析を踏まえて現在の「転換」の方向は探るべきだし、それは矛盾の転換機構、結局は国独資的収奪体制の再編に帰着することを本章は教えている。

第2章「日本資本主義における競争と規制」(儀我壯一郎)は、現在の国独資再編における国家と〔独占〕資本の関係に歴史的な光を当て、日本の場合、後・後発資本主義における「官業払下げ」と国家統制下の官金私消という基本線、戦後の米国型=「自由私企業」化の侵透をクリヤーに特徴づけている。とくに戦後における対米従属の展開に関わって、最近の「規制緩和」が対米「市場開放」の性格を併せもつ点の指摘(72~73ページ)は重要であろう。しかし他面で、評者の関心からはもう1つ、日本型産業政策の

国際的普及、この分野での「産官癒着」の進展はもっと注目されてよいと思われた。

ここで紹介されたアメリカでの「新しい社会的規制」(76ページ以下)の登場のように、「危機」の背景の1つには民主的・独占規制が新しい段階を迎えたことがある。一面で、「転換」はそれへの反動的巻き返しである。第3章「公害対策におけるPPPと直接規制」(宮本憲一)はこの問題を現在の日本の階級闘争状況の下で実践的にとらえ返す場合の一例を示している。基本的にはそこで得られた課題は、70年代・公

害反対運動の成果=制度を手懸りに、それが積極的に適用されるよう運動を再構築することである。

そうしたとき、民主的・独占規制が金融資本・独占のより根幹部分(投資・利潤率)に及ぼざるをえないのではないか、またそれが国民経済危機を真に打開するプログラムの中にはっきり位置づけられる必要があるのではないか等々、考えさせられた。3000円(定価)は決して高い値段ではない。

(法律文化社、1984年)

(こばやし せいじ、所員・京都支部)

書評

ジェームズ・ウェッセル著、鶴見宗之介訳

『食糧支配』

江 尻 彰

アフリカの「飢餓」問題にみられるように現代世界の食糧生産の不安定化が増大するにつれて人々の食糧問題への関心が高まってきている。とくに、わが国のように穀物の大半を外国に依存している現状では、今後、世界の食糧事情がどのように変化していくかについて誰しもが関心をもたざるをえない。

本書は、世界の食糧供給国として現在および将来、最も影響力をもつといわれているアメリカ農業の現状を告発したものである。

本書を要約して紹介すると、70年代にアメリカ農業は、次のような諸点で大きな変化が生じた。
①輸出がここ10年で数量的には3倍、価格では6倍以上に増大した。
②農民層分解が急激に進み、巨大経営へ生産がいっそう集中した。
③アグリビジネスが、この間に巨大な利益を得た。
④農地インフレが進み、農地の農外資本による所有が急増した。
⑤中堅の家族農場経営は多額の負債をかかえ、倒産の危機に瀕している。
⑥優良農地の土壌崩壊、地下水の水位の急速な低下など農業生産環境が30年代の「砂あらし」

時代以上に悪化している。

このような70年代アメリカ農業の急激な変化をうけて、著者は次のように問題提起する。70年代にアメリカ農業は輸出ブームによって市場拡大に成功したにもかかわらず、なぜ多くの勤勉な中堅農民は経営危機に陥らざるをえなかつたのか。アメリカ政府は、輸出ブームはすべての農民に恩恵を与えると言ってきたにもかかわらず、現状は少数者が多数者の犠牲で利益を得ている。このような事態が生じた元凶はどこにあるのか。

著者のそれに対する解答は、次のようなものである。今日のアメリカの農業問題を激化させている原因是、「成長と規模の至上主義」という経済行動原理にあるという。つまり、それはアメリカ農業の金儲けの商業主義であり、規模が大きければ大きいほど効率的だとする経済イデオロギーである。この原理の絶対化が、少数の巨大経営による農業生産の支配と多数の家族農場のぼつ落を促進し、商業主義と相入れぬ土壌保全の軽視を生みだしている。さらに、それ

は、アグリビジネスによって国際的にも展開され、他の食糧自給を不安定化させる要因にもなっている。それゆえ、現代のアメリカの農業問題を考えるには、この原理にもとづく経済システムこそが問われなければならないと主張する。

著者によれば、今日のアメリカの食糧経済システムは公平ではないといふ。中堅農民が経営危機に陥っているのは、彼らの経営が怠惰で小規模で非効率的だからではない。彼らの経営は、勤勉で効率的であるにもかかわらず、ただ巨大経営ほどに富と販売力がないという理由によって危機に立たされている。逆に巨大経営が勝者になっているのは彼らが効率性が高いからそうになったのではなく生産財に対する支配力が強かったからにすぎない。それは、また「市場」についても同様であって、著者によれば理論的な市場は買い手と売り手がまったく対等で効率的な「清算装置」として機能するとされているが、現実の市場はアグリビジネスのような大規模生産者の経済権力によって隸属しており、市場は彼らの力を強めるパイプとしての役割を果たしている。そして、それは資源の効率的配分ではなく、将来の世代にツケを回すほどの資源浪費、つまり、土壤崩壊や水資源の浪費を生みだしているといふ。

今日のアメリカの農業問題を解決するにはこのような「成長と規模の至上主義」という経済行動原理にもとづく経済システムを変革し、それに替わる民主的な「人間のニーズと願望に最も適した代替システム」が必要だと述べている。(ただし、この具体的中身については本書では時期尚早として、提示していない。)

以上が著者であるJ. ウェッセルの本書での主張のエッセンスであるように思われる。最後に評者の若干のコメントを述べておこう。

本書が出版されて以降も、アメリカ農業はいっそう不況が深刻化し、ドル高の影響もあって輸出量そのものも減少傾向にあるといわれている。その結果、中小農場の倒産、大経営へ生産集中傾向はいっそう強まってきている。そのよ

うな状況にあって、それに追い打ちをかけるように、今年に入って「1985年農業法」が議会に提出され、ニューディール農政以来、定着していた農産物価格支持政策の撤廃、農業補助金の大幅削減が実施されようとしている。この法案が中小農の危機をいっそう激化させるのは必至であろうと思われる。これは、ウェッセルがいう「成長と規模の至上主義」という経済行動原理がアメリカ農政の中でも支配的になってきていることを示している。

アメリカ農業・農政に対する巨大経営やアグリビジネスの支配の強化は、彼らの食糧の世界戦略の展開の強まりを意味する。本書でも著者が韓国の事例で述べているように、彼らの戦略は他の伝統的食生活を破壊し、アメリカの農産物輸入国に仕立てあげることにある。

彼らの論理は、「比較優位性」、「割高論」、「国際分業論」であり、農産物貿易の自由化の他国への押しつけである。これによって、最も利益を得るのはカーギルのような巨大穀物商社をはじめとするアグリビジネスであり、しかも彼らは著者の指摘にあるように世界の食糧事情が安定的でなく、不安定であればあるほど、つまり、投機的になればなるほど巨額の利益を得るのである。

日本の食糧の大半をアメリカ農業に依存している現在、アメリカ農業で生じている事態は決して対岸の火災ではない。アグリビジネスによる農業支配の強まりは、日本への食糧供給の不安定性を増大させる。また、コスト面でも資源・エネルギー浪費型の彼らのやり方では、アメリカの農産物がいつまでも「割安」のまま推移するとは思えない。日本の食糧の安定的供給を考えるなら、日本の農業の再生による自給力強化の道が長期的には最も安定的で「割安」であると評者は考える。本書は、日本の食糧供給のあり方をいま一度、見直す時期にきていることを示しているように思う。

(時事通信社、1984年)

(えじり あきら、所員・大阪支部)

現代資本主義研究会からの報告(6)

研究教育委員会・共同研究部

43号につづいて、第8回日資部会(10/13)、現資研シンポジウム(12/22)の内容を報告します。

第8回 日本資本主義部会(1984年10月13日) 坂井昭夫著『軍拡経済の構図』をめぐって

書評 坂井昭夫『軍拡経済の構図』
(有斐閣選書) 新岡 智

コメント 阪部有伸・坂井昭夫

レーガン・中曾根政権の登場と、それによる大軍拡の推進、さらにそれに対する反核平和運動の世界的高揚は、われわれ基礎研にも新たに解明すべき問題領域を与えてくれている。その問題領域を直接に俎上に乗せた今回の現資研は、それが開催されたことそれ自身だけでも大きな意味を持っていた。その討論の中味も新しい問題意識に満ちた極めて魅力的なものであった。

まず最初におこなわれた新岡氏による書評では、『軍拡経済の構図』の研究位置づけが与えられたあと、本書の特徴が次の4点にまとめられた。すなわち、「①軍事戦略の詳細な説明と経済との連関、②NATOの兵器標準化や第3世界の軍事化、③近經理論と軍事経済の関連、④資料・文献の豊富さ」である。

次いでコメントに立った阪部氏が、①最近の宇宙軍拡とレーガン経済政策との関わり、②社会主義の中における軍事経済の位置づけ、について著者に質問を行った。

最後に、以上2氏の質問にも答えながら、著者坂井昭夫氏が、『軍拡経済の構図』の中で強調したかった点、残された課題、氏の研究計画の中での位置などについてコメントをおこなった。

氏の「強調したかった点」で特に興味深かったことは、軍拡の危険を訴えるだけではなく、軍縮の経済的可能性を経済学が明らかにすべきだという主張である。そして、氏は、アメリカが戦後直後に軍需産業から平和産業へうまく転換をおこなった経験に注目している。

他方、氏は、日本における軍拡の経済的基盤を輸出主導経済成長方式にもとめるができるので、特殊日本における軍縮の経済的可能性は内需主導型成長への移行と切り離しては論じないと説く。しかし、この点については、日本の軍事化が対ソ経済関係の希薄さによるものもあるのだから、平和・軍縮の経済的方向はむしろ対ソ関係を中心とした経済的相互依存関係の構築にあるのではないか、という意見も出された。そして、日本の平和的な経済発展を可能とする具体的なわれわれの「代案」の作成に坂井氏自身も参加されることが要望された。

討論の中では他にもいくつか斬新な、あるいは重要な意見がだされた。たとえば、現代の軍拡と軍縮の諸問題が伝統的なマルクス・レーニンの経済学でどこまで解け、どこから解けないかを明らかにしてほしいという意見(森岡)や、非武装中立とは区別された民主的自衛政策の下では、民主的軍需産業がありうるのではないかという意見(梅原)などである。

「発達」の「保障」とともに「生存」の「確

保」を明らかにするために基礎研の中でも、軍拡と軍縮に関する共同研究の場が今後とももたれるよう希望する。

(文責 大西 広)

現代資本主義研究会シンポジウム(1984年12月22日) 今日の「構造転換」と経済学の課題

今回は、年間統一テーマ「現代資本主義の『構造転換』と人間発達」の諦めくくりとして、本誌編集局と共に、ゲスト・レポーターに甲賀・川口の両氏を迎えて行なわれた。当日、忙しい時期にもかかわらず40名近くの参加を得、議論も活発で盛況だったことを、まず報告しておく。

両氏の報告および青木・森岡両氏によるコメントは本誌に再録されているので、ここでは討論の内容を、筆者の私見を混じえノート風にまとめてみたい。(「諦めくくり」と述べたが、本来踏まえられるべきこれまでの本誌や各種研究会での「構造転換」分析の成果・到達点は、後日行なわれる研究所内シンポジウムで確定される予定である。その点、本研究会は独自のものと考えられたい。)

司会の重森氏のまとめによれば、当日の討論点は、①生活様式の生産様式による規定と両者の統一的把握、②70年代の歴史的位置づけ—基礎過程と上部構造、③「個別化」視角による資本主義的・社会化のとらえなおし、④現在の資本の側の統合実態と我々の対抗線、であった。以下、それに沿って述べよう。

①70年代日本において、資本主義的「精神的風格」(レーニン)と呼びうる、上部=意識構造が形成された。それは、独占資本主義に普遍的だが、従来アメリカ的生活様式として、すでに戦前20年代のアメリカにおいてプロトタイプがつくられたものである。成瀬氏によれば、当時のアメリカではそれはマス社会の成立としてとらえられていた。ヨーロッパなどは「産業合理

化運動」として受容しようとしたが、成功したとはいえない。なぜなら、それは、生産様式変革に留まらず、消費面での「合理化」を含んでいたからである。アメリカでは当時すでに、こうした変化の「総仕上げ」(フーバー報告)の局面を迎えていたのである。

もちろん基礎にあるのはアメリカ的生産方式の導入・普及が決定的であって、各国での受容の差がそれぞれの個性を形成している。佐藤卓氏によれば、日本においては戦後改革、なかでも労働組合の承認、「参加」による統合がそうしたアメリカ化の前提条件であった。と同時にこれへの抵抗も起こっており、60年代ヨーロッパの生協運動におけるStructural Reformはその端的な例である(成瀬)。

②しかしながら日本の70年代は「遅れてきた20年代」ではない。すでにその頃から始まった労基法・社会保障法の後退はそうした前提条件の変更を示し、「構造転換」の内容をもっていたと言いうる(成瀬)。実際70年代は、資本主義的「精神的風格」の登場とともに生活様式も変化したが、基礎過程として資本蓄積様式の転換が生じた時期でもあった。オイル・ショック後の「減量経営」、「日本の経営」評価—そして近い将来の限界・崩壊の予測—等々(柳ヶ瀬)。

筆者は70年代をこのように80年代「構造転換」に連続させてとらえる必要を認めつつも、「高度成長の到達点がどこまでいったか、まず確定する」と思われる—川口氏の作業に関心をもつ。その点、労働者の状態(生活・意識)をとらえる際、「資本の生活条件」たる相対的過剰人口の法則を踏まえ(森岡)、彼らが「第2世代の労働者」(林説)であること、つまり農村から都市に流入した第1世代の子供達が、文字通りの商品消費で育っていたことから分析を出発すべきだと思う。

③そこで、変革主体の形成条件に関わって、川口氏のいう個別化と社会化の関連が問題となる。氏によれば資本主義的・社会化は商品関係によって相互依存関係が深められる個別化であって、70年代にはそうした資本によって包摂で

きない共同業務の分野で真の社会化の可能性を見出した。しか直接には国家対個人(=委託)の関係であり、それに革新自治体運動がどこまで対処したか疑わしい。現在の生協運動は一定それとは異なるレベルで——と筆者には思われるのだが——真の社会化への契機を模索しているのではないか、と。

柳ヶ瀬氏は生産現場での主体形成に関する二宮氏の所説を紹介し、「協業」論の意義を強調されたが、後の労働者所員の発言(永吉氏ら)また青木氏のグラムシ=労働評議会の紹介とも関連して、この点は現場実態を踏まえ、もっと深められるべきであったと思われる。

④最後に、現局面における資本の側の統合と、我々の新たな価値規範づくり(林弥)との対抗、彼我のスピード差、とくに大企業での「身ぐるみ包摶」が労働者所員から問い合わせられた。実態は、最近よく知られるようになったが、いま

だ有効な対応策を見出していくのではないだろうか。しかし今年を画期に労働戦線で新たな動きが生じ、この問題にも影響があると思われる。基礎研としても事態の進展に対応すべく、分析とともに1つの「打ち出し」をはかる必要があるだろう。

討論は大半は川口報告に関連してなされたが、甲賀報告から示唆された点も多い。とくに最近の資本蓄積構造について、実証的・数量的把握が必要であり、「過剰蓄積」のもつ意味合いはもっと深められてよい。今後の課題として、『構座・現代経済学』Ⅳ巻での分析をより現在=80年代のものに発展させること(現資研・第2回合同部会のまとめ)，とともに基礎過程の分析を強めるべきであろう。

(文責 小林世治)

基礎研だより

大阪自治体論学科の近況報告

大阪自治体論学科

大阪自治体論学科は、現在、総勢21名にも達する大世帯となりました(指導担当、事務局を含む)。皆さんお忙しいこと也有って、恒常的な参加者は10名前後ですが、学科始まって以来の活況ぶりで、うれしい悲鳴をあげています。修了論文作成予定者は6名にのぼり、今後の飛躍が期待される層の厚さという点が学科の活況を象徴しているものといえるでしょう。

研究会のペースはほぼ月2回、火曜日の夜というものが定例になっています。学科では、主として自治体行財政問題、地域経済論、住民生活と貧困化、公務労働論、国家と共同体の理論、人間発達の経済学などを検討課題として、共同

研究と各参加者の個人研究の発展とを結合してすすめることを目標に運営がなされています。具体的なすすめ方としては、①マルクス・エンゲルス、レーニンや最近ではウェップ夫妻、グラムシなどの古典的著作、②アップ・トゥ・データな問題をとりあつかっている比較的新しい著作と、新旧の文献をとりあげて参加者の輪読形式で、研究をすすめるとともに、各参加者の個人研究テーマの設定・報告を適宜おり込んでゆくのを基本としています。

学科が活況を呈するようになった最大の理由は、修了論文を完成した修了生が今度は指導面でも多大の貢献をされている点でしょう。わが

学科の強みはそうした修了生が5指に余る数にのぼることです。修了論文の完成によって自らの労働と研究に自信をえた修了生が、新しい研究科生の拡大に先頭に立って頑張っていただいているし、また修了論文につづいてさらに新しい研究テーマの積み上げを着実に進めている現実が、学科の将来に確信を与える最大の保障になっているように思います。もちろん、公務労働者のなかに、「不確実性の時代」、「地方行政」の攻撃に直面して、改めて学習・研究意欲が高まっていることもみのがせないでしょう。

今一つ、学科の研究会終了後は必ず近くの縄のれんで懇親を深めるというのも、学科の来る日を楽しみにさせているもう一つの要因といってよいかもしれません。ここではまさに談論風発、ゼミナールでの議論の続きがあるかと思

えば、釣りやその他の趣味、娯楽、さらには家庭の近況まで話題はつきません。学科のある日は終電まぎわの帰宅というのがふつうになってしましました。おかげで、学科のある日は、「今日は多少は早く帰る(ように努力する?)」と言っても家ではまったく信用されない始末です。

最後になりましたが、研究会の会場は(社)大阪自治体問題研究所のご好意によって、同研究所の会議室を借りています。研究所からは何かと御支援・御協力をいただいているし、また、学科参加者も研究所の雰囲気に接することでいろいろな刺激もうけるということで、この場をおかりして、一言お礼を申し上げたいと思います。

(文責 鶴田廣巳)

読者のひろば(2)

労働者を抱える広範な問題にアプローチする経済学の発展を

岩本潔融(京都市)

何号か忘ましたが、芝田進午先生の名を知ったこと、マルクス『資本論』のなかでの労働時間短縮の闘いの意義について教えられたことなど、『経済科学通信』は、学校・研究会での学習に有意義です。役立ちました。

今後、経済学から労働者の広範な問題へのアプローチ、労働を中心とした政治・文化など取り上げていただきたい。また、民族的な経済観念・思想史など、日本独自の問題へのアプローチも検討してもらいたい。日本の人民は、過去、奴隸制等の階級社会が発生してきたからどのように闘いつづけてきたのか、それはどのように現代に生きつづけてきたのか、それをどのように現代に生きる私たちは受けついできたのか、わらび座の「東北の鬼」となるようなものが『経済科学通信』の経済学にあってもいいのではと感じましたし、そのような「鬼」となるような経済学に触れてみたいものです。

(勤労学生・新聞配達)

今後も“職場からのレポート”的な企画に期待

柳沢健二(東京都)

44号、中山氏の「ME化とムダ排除運動」は、私の研究テーマ「中小企業における技術革新」を考察するうえで大いに参考になりました。今後も、職場レポートとしての「職場のME化」、「職場における技術革新(NC, ME化)」を取りあげて下さい。

ところで、「労働者研究者」という概念を『通信』ではじめてみました(編集後記)。私の求めていたものが書かれている様な気がします。次号を楽しみに期待しています。

(大学院生)

特集「現代の消費構造の転換」 (本誌43号)を読んで

松 原 豊 彦

以下でとりあげるのは、本誌43号の特集である。編集局によると、「今日のコンピュータ技術を中心とする技術革新」が「私たちの家庭や地域での消費生活構造にも大きな変化を生み出しつつあり、資本による上からの「消費構造の転換」と下からの民主的な転換の動きという2つの側面に注目して企画した、という。このような特集は、まさに時にかなったものであり、筆者も再読して得るところが大であった。ここでは、個々の座談会報告・論文についての「批評」ではなく、特集全体としての論旨と、それに対する読後感を覚え書きとして記しておきたい(目次は省略するので当該号を参照のこと)。

さて、特集全体を通じて流れていると思われる主張を、筆者なりに整理すればこうである。

①不況の下で、従来の大量生産・大量消費型のマス・マーケティング方式は効率が悪くなり、「金融資本総体の市場深耕戦略として新しい生活様式をどのように創りだすかが問題となる。」

②それは「消費の個性化・多様化」(反面で消費の孤立化と家族の解体が進む)に対応したマーケティング方式の開発であり、クラスター(群)としての消費者をいかにして「資本主義的ネットワーキング」に包摂するか、という課題である。

③新しいマーケティング方式の物的手段・裏づけが、ニューメディアによる「流通革新」と消費者情報の企業への集積・集中である。だが、資本の側への情報集中は、生活者の側での情報疎外と精神的機能の剝奪を増幅し、家族の解体(家計から個計へ)とあいまって、生活管理・

家計管理を困難にする。

④下からの民主的な構造転換を展望するには、地域における共同性の回復と家庭文化の創造とが手をたずさえて進まなければならない。近年、急速に発展している地域生協は、地域における共同性の回復にとって重要な役割を果たすことが期待されており、街づくりのための政策を生協自身が持つべき時期にきている。

本特集の全体を貫いているのは、「消費の個性化・多様化」と「情報化」という2つのキーワードである。筆者の主な関心はこのキーワードの内容と特集全体のテーマとの関連を問うことにある。

まず「消費の個性化・多様化」について。第1点、アメリカ的生活様式=大量生産・大量消費型という規定と「個性化・多様化」との関係が十分説明されていないのではないか。つまり、「消費構造の転換とは、アメリカ的生活様式の延長線上での新しい局面なのか、それとも他の生活様式への「転換」なのか」という問題である。おそらく前者であろうと筆者は理解しているが、だとすれば大量生産・大量消費型というアメリカ的生活様式についての特徴づけは、再検討・補足が必要ではないか。また、この点を考察するには、最近のアメリカ・ヨーロッパでの消費動向やマーケティングの実証研究が不可欠であろう。

第2点、「個性化・多様化」と発達要求との関係はどうなっているのか。座談会では「全面的な発達要求というものをひきださなければ資本蓄積が進まないような現段階を表現している」

(報告1)として、発達欲求の契機として評価している箇所も見受けられる。だが、「個性化・多様化」なる用語自体が曖昧かつ多義的であり、消費生活の実態と照応させつつ発達要求との関係を明らかにしてほしい。たとえば、いま食品業界は空前の「健康食品」「自然食品」フィーバーに沸いているが、これは消費者の健康・安全志向を反映していると同時に、「健康食品」販売にもなうトラブルも多発している。これは一例だが、「個性化・多様化」一般を論ずるだけではなく、その具体的な内容に立ち入った吟味を望みたい。

次にもう1つのキーワードである「情報化」をとりあげる。「情報化」とは、情報通信手段の技術革新を起動力とする、生産力の飛躍的発展をさすのであろう。そこで問題になるのは、「情報化」によって個人と個人、あるいは組織と組織との間の結びつき、つまりネットワークがどう変わることかということである。特集では、「小売・物流・金融の一体化」(座談会討論)といった資本の側のネットワークの特徴づけがなされており、参考になった。しかし、「消費者自身による民主的な転換」を論じるのであれば、「下からの民主主義的なネットワーキング」の可能性と展望についても具体的に述べてほしかった。

たとえば、地域生協を支えている主婦層のネットワークのありようが働く女性の増加の中でどうなっていくのか、生協は働く女性を組織するためにどういう試みを行っているか、などぜひ知りたいところである。また、生協と中小零細業者との協同による街づくりということが述べられており(座談会・報告Ⅳ)、大切な問題提

起だと思うが、自治体労働者の役についても一言ほしいところである。特集に含まれないが、同じ43号の町田論文(私達の“地域づくり街づくり”運動)は自治体労働者としての体験に裏打ちされており、示唆に富む。

こうした資本の側と住民の側におけるネットワークの具体的なありようと、その対抗もしくは相互浸透関係の分析をふまえた上で、情報通信手段の画期的発展が双方にいかなるインパクトを与えるか、ということが論じられれば「民主的な転換」のイメージも一層はっきりするのではないかと思う。

最後に、特集のテーマ設定について。第1点。「消費構造の転換」というより、むしろ「生活構造」総体のありようが問われているのではないか。二宮論文は「消費者から生活者へ、そして生活開発者へ」という広告関係者の言葉を引用している。意味内容の吟味は必要としても、「生活者」という言葉はじつに魅力的である。山本秋氏によれば、それは「人間能力の再生産」という積極面を表わしており、だから「生活」協同組合という名称を採用したという(同「日本生活協同組合運動史」)。まして、「人間発達の経済学」を標榜する本誌の特集としては「生活構造」の方が言葉の意味内容からみても、問題領域の広がりからいってもふさわしいのではないか。第2点。「情報化」が「現代社会の構造転換」に関わる基本的要因の1つであることまちがいないが、同時に「国際化」「高齢化」といった生活を大きく変えうる要因をなぜとりあげないのかという疑問が残る。今後の企画の中で生かしていただければ幸いである。

(まつばら とよひこ、宮城学院女子大学)

編集後記

○連載特集も今回で第4回目をむかえました。今回は「経済学の課題」ということで総括的な問題を検討していただきました。甲賀、川口両氏の論文、それにお二人のコメントとも興味ある視点をうちだし、今後の研究に大きな刺戟をあたえてくれるものと思います。論文欄の三氏論文も特集と関連する好論文です。大いに議論の対象にしてください。

○論文のあつまりも遅かったので出版が予定より遅れました。今号は、『経済科学通信』普及

運動の号ですので、読者の皆さんも今号を活用して一人でも読者を広めて下さい。普及用として100部を増印刷しています。

○次号(46号)では、労働条件、特に労働時間の短縮運動の問題からみた『構造転換』の動向と民主的改革のあり方を特集する予定です。御期待ください。

○「読者のひろば」に読者の皆さんからの投書を待っています。研究と労働、学习のなかでの苦勞や気のついた点、『通信』への批評をおよせください。掲載された方には図書券を送らせていただいている。(W・A)

『経済科学通信』誌代改定のお知らせ

『経済科学通信』誌は、「働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌」として、多くの共感と支持を頂き、御蔭様で、今日、発行部数2,000以上を擁するまでに前進してまいりました。私どもは、これまで、諸経費の節減に努めるとともに、読者拡大・減誌克服・滞納誌代の一掃に取り組み1980年(第29号)に改定した現行価格を維持しながら、誌面の充実に奮闘してまいりました。しかし、掲載論文の増大に伴ってページ数も増え、また、何よりも、この間のインフレにより、印刷・編集費は高騰を続け、安

定的な発行を維持していくことが極めて困難な状態に陥っているのが現状です。そこで、大変心苦しいかぎりであります、第46号より、現行価格1部800円を1000円に改定させて頂くことになりました。同時に、可能なかぎり値上げによる負担増を軽減するため、新たに、定期購読割引制を採用することにいたしました(年間購読費3,600円)。新価格への移行を機に、内容の一層の充実を図るとともに、誌面の体裁・紙質の改善、コンピューターによる事務処理の迅速化と読者サービスの向上等に努めてまいる所存ですので、今後も御支援、御理解をお願いいたします。(『経済科学通信』編集局)

経済科学通信 (季刊) 第45号 1985年4月15日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル)
TEL (075) 255-2450

振替京都 8-1972 基礎経済科学研究所 編集局

編集委員

芦田 亘 阿知羅隆雄 江尻 彰
小倉 信次 片山 一義 斎藤 雅通
竹味 能成 中谷 武雄 西田 達昭
柳ヶ瀬孝三 山田 浩貴 横山 寿一

印刷所

新日本プロセス株式会社
(〒601 京都市南区吉祥院石原上川原町21)
TEL (075) 661-5688

価格 1部 800円

定期購読費(年間4冊分) 3,200円(郵送料を含む)

谷山治雄著

（46判）二四二頁 定価一四〇〇円

税金——つくられた「常識」——への挑戦

税金問題、これだけは知つておきたい55章プラス……。
エキスパートが軽妙なエッセー・タッチで税金にかかる「俗論」「常識」に挑戦するサラリーマン必読の書！

—的はずれにならないための減税要求

——サラリーマンの不満はどこへ

2 クロヨン論、その常識・非常識

——なにが本当で、なにが本当でないのか

3 所得税、問題のア・ラ・カルト

——総合累進課税の崩壊その他

4 一般消費税、その大合唱はどうしてこうしつこいのか

5 企業課税の世界

——不思議の国

6 すべての道は大型間接税か
——ひとつの重要な視点

〔主要目次〕

島恭彦・池上惇・重森暁・二宮厚美編

（46判）定価一八〇〇円

行政改革

臨調「行政」のねらいと理論・具体的な内容・国内的国際的背景等をあますところなく抉り出して、その反国民的性格を浮彫りにし、民主主義的行政改革への道を現実に根ざして追究する。行政第一線研究者11氏による共同研究の成果。

山本広太郎著

（46判）定価一六〇〇円

差異とマルクス——疎外・物象化・物神性——

現象学、構造主義など“現代思想”が共有する支配的な思考形式＝（悟性主義）への批判をおして、マルクスの全體像へ迫る労作。

三好正巳編著

（46判）定価二〇〇〇円

現代日本の労働政策

労働政策を現代資本主義の政策体系に位置づけて把握し、制度としての労働政策の性格をつきぱりにするとともに、労働政策の今日的問題と特徴を構造的に解明する。

坂野登著

（46判）定価一八〇〇円

意識とはなにか——フロイト・ユング批判——

フロイト・ユングの心理学は、正しい人間理解の方向を示しているか。脳にかんする最新の知見をおりまぜながら検討し、人間の心・意識とはなにかを科学的に明らかにする。

杉尾敏明著

（A5判）定価三八〇〇円

部落解放と民主教育

部落解放の現状と課題を明らかにし、その課題を学校教育・社会教育の両面から追究するとともに、これまでの同和教育行政のあり方を詳しく吟味・検討した注目作。

青木書店

東京神田神保町1-60

電話 03(292) 0481